

第百四十五回国 参議院国土・環境委員会會議録第十一号

平成十一年四月二十日(火曜日)
午前九時二分開会

委員の異動

四月十六日

補欠選任
泉 信也君

補欠選任
今井 澄君

四月二十日

補欠選任
内藤 正光君

補欠選任
堂本 暁子君

岡崎トミ子君
佐藤 雄平君
奥村 展三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

松谷蒼一郎君

市川 一朗君

太田 豊秋君

小川 勝也君

福本 潤一君

緒方 靖夫君

委員

上野 公成君

坂野 重信君

田村 公平君

長谷川道郎君

山下 善彦君

脇 雅史君

今井 澄君

北澤 俊美君

佐藤 雄平君

内藤 正光君

弘友 和夫君

岩佐 恵美君

大瀧 綱子君

国務大臣

建設大臣 関谷 勝嗣君

国務大臣 (環境庁長官) 真鍋 賢二君

政府委員

地方分権推進委員会事務局長 保坂 榮次君

環境庁自然保護局長 丸山 晴男君

農林水産大臣官房長 高木 賢君

農林水産省経済局長 竹中 美晴君

農林水産省農産園芸局長 樋口 久俊君

農林水産技術会議事務局局長 三輪 春太郎君

林野庁長官 山本 徹君

建設大臣官房長 小野 邦久君

建設省住宅局長 那珂 正君

事務局長 八島 秀雄君

常任委員会専門員 三浦 慎悟君

参考人 林野庁森林総合研究所東北支所保護部長 羽山 伸一君

参考人 日本獣医畜産大学獣医学部動物学教室主任講師 吉田 正人君

参考人 財団法人日本自然保護協会保護部長 吉田 正人君

財団法人世界自然保護基金日本委員会自然保護室員 草刈 秀紀君

本日の会議に付した案件

○鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(松谷蒼一郎君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、鶴保庸介君が委員を辞任され、その補欠として泉信也君が選任されました。

○委員長(松谷蒼一郎君) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、四名の参考人の方々から御意見を聴取することといたしております。

参考人は、林野庁森林総合研究所東北支所保護部長・自然環境保全審議会臨時委員三浦慎悟君、日本獣医畜産大学獣医学部獣医学科野生動物学教室主任講師羽山伸一君、財団法人日本自然保護協会保護部長吉田正人君、財団法人世界自然保護基金日本委員会自然保護室員草刈秀紀君でございます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙中のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参考人の方々には忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

本日の会議の進め方について御説明いたします。まず、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人の方々の意見陳述は着席のままです。結構でございます。

それでは、まず三浦慎悟参考人にお願いをいたします。三浦参考人。

○参考人(三浦慎悟君) 林野庁森林総合研究所の三浦です。よろしく御願いいたします。座ったまま陳述させていただきます。

今回の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改定について、私は野生動物管理の観点から、基本的に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

現在、周知のとおり各地でシカやイノシシ、猿などの農林業被害が極めて深刻であります。最近の統計によれば、哺乳類による農林業被害は八万ヘクタール以上、例えば北海道では約五十億円、林業被害は六千ヘクタール以上に達しています。もちろん、農林業被害の面積や被害金額などについては、その算定根拠や評価法には必ずしも明確なルールが確立されているとは言えませんが、大きな減収と生産意欲を損なう甚大な被害が起きていることは紛れもない事実であります。全国的なアンケート調査によれば、近畿、中国、東海地方では、中山間地域の耕作放棄の理由の一つとして、一〇%以上の世帯が野生動物による被害問題を挙げています。農林業被害は、生産意欲どころか定住意欲さえ奪う深刻な事態に立ち入っていると云わなければなりません。

こうした被害問題を回避するには、防護さくや電気さくなどの防除手段を講ずることが重要であります。その一方で、増加した個体数を適正な数へと導く個体数管理の施策が不可欠であります。

本日の会議の進め方について御説明いたします。まず、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人の方々の意見陳述は着席のままです。結構でございます。

それでは、まず三浦慎悟参考人にお願いをいたします。三浦参考人。

○参考人(三浦慎悟君) 林野庁森林総合研究所の三浦です。よろしく御願いいたします。座ったまま陳述させていただきます。

今回の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改定について、私は野生動物管理の観点から、基本的に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

現在、周知のとおり各地でシカやイノシシ、猿などの農林業被害が極めて深刻であります。最近の統計によれば、哺乳類による農林業被害は八万ヘクタール以上、例えば北海道では約五十億円、林業被害は六千ヘクタール以上に達しています。もちろん、農林業被害の面積や被害金額などについては、その算定根拠や評価法には必ずしも明確なルールが確立されているとは言えませんが、大きな減収と生産意欲を損なう甚大な被害が起きていることは紛れもない事実であります。全国的なアンケート調査によれば、近畿、中国、東海地方では、中山間地域の耕作放棄の理由の一つとして、一〇%以上の世帯が野生動物による被害問題を挙げています。農林業被害は、生産意欲どころか定住意欲さえ奪う深刻な事態に立ち入っていると云わなければなりません。

こうした被害問題を回避するには、防護さくや電気さくなどの防除手段を講ずることが重要であります。その一方で、増加した個体数を適正な数へと導く個体数管理の施策が不可欠であります。

本日の会議の進め方について御説明いたします。まず、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人の方々の意見陳述は着席のままです。結構でございます。

それでは、まず三浦慎悟参考人にお願いをいたします。三浦参考人。

す。なぜなら、防除手段はやはり対症療法にすぎず、その設置にはいわばイタチごっこの宿命が待ち受けているからであります。さくこの設置によって排除された野生動物はほかの場所へと移動し、そこで新たな被害問題を惹起し続けることになり

では、延々とさくをつくり続けられよいのでしょうか。それは野生動物の生息地を根こそぎ奪うことにつながり、野生動物の保全からはかえって逆効果であるばかりでなく、自然生態系や国立公園への進出は自然植生の退行や更新の阻害などを招き、生態系保全から新たな問題を引き起こすことにつながります。そして、何よりも、農林業とは本来張りめぐらされるさくの中で展開されるべきものではないではないでしょうか。

個体数調整に関しては、従来この法律の中でうたわれている有害鳥獣駆除という制度が運用されてきました。しかしながら、この制度の欠陥は、捕獲数にかかわる目標や基準が存在しなかったことにあると考えられます。この結果、個体数調整は、生息密度が極めて低いレベルに達するか被害が解消するまで情性的に続けられることが多かったと言えます。しかも、駆除の根拠となる被害状況の把握は主に被害者の申告に頼り、駆除の意思決定は往々にして市町村担当者任せにされてきたというのが実情でありました。

今回の改定で導入される新しい計画制度、すなわち特定鳥獣保護管理計画制度は、加害鳥獣の現状の生息数の把握と誘導すべき個体数や密度の目標の設定、個体群や被害量の継続的モニタリング、そして種の生態や被害状況に応じた個体数調整法の適用など、一定の科学性と計画性の枠組みの中で個体数調整を行うことを求めている点で、野生動物管理の立場からは極めて妥当であり、大きな改善と評価できます。

また、これまでの市町村ごとのばらばらな対応から、少なくとも都道府県レベルでの広域的で統合的な計画を作成する点でも大きな前進と言えます。同様に、隣接した関係地方公共団体との連

携、これは一歩進めて複数団体による共同計画の作成に発展すると考えられますが、これを求め、野生動物管理単位を広域的な地域個体群ごとに設定するよう要請している点でも画期的な点と評価できます。

さらに、この計画制度は、一方では急速に減少したクマ二種など普通種の保護繁殖を図るために、生息地の保全、確保すべき生息環境の配置や整備、そのための調査研究を求めています。このことは、ほとんど模索に近い保護管理しか行われてこなかったクマなどにとって、ようやく科学の光を当てた保護管理が展開できる端緒になるという意味で大きな飛躍と言えます。クマなどのアンブレラ・スピーシスである高次消費者の保護管理は、その生息地の中に生息する他の中・小型野生動物の保全に着実につながると言ってもよいと言えます。

ところで、野生動物管理の先進国である欧米では、ワイルドライフバイオロジストと呼ばれる研究者が専門研究機関や大学に多数配置され、行政と連携しながらシカなどの野生動物の分布と生息状況が常にモニタリングされています。これらの調査研究に基づき、生息地管理や狩猟管理、必要な場合には個体数調整を含む個体群管理が日常的に展開されています。

現在アメリカでは、主要な国立公園、例えばイエローストーン国立公園では、シカを含むすべてのものに對しナチュラ・レギュレーション・ポリシー、すなわち自然放置政策がとられていることです。このため、山火事なども放置されていることはつとに有名であります。しかしこれは全体から見れば一部にすぎません。これ以外の地域では、連邦政府の方針のもと、各州政府が個体群管理政策を採用しています。

この放置政策をそのまま我が国に適用することは現実的ではありません。なぜなら、例えばイエローストーン国立公園の面積は約九千平方キロメートルで、これは青森県の面積にはほぼ匹敵します。それは別の意味で大変羨望の対象であります

けれども、つまり放置できる自然の余力を十分に残しているからであります。それでも公園内ではシカの増加によって一部の植生が退行するなどの影響が見られ、この政策の見直し論議が現在行われつつあります。

したがって、我が国のような稠密な人口と高度な土地利用の中で野生動物との共存や共生を実現していくためには、常に第一次産業との調整を図ることは避けたい課題と言えます。その意味で、今回の新たな計画制度の創設は、科学的で合理的な野生動物管理の新しい枠組みをつくる第一歩として評価されてよいと考えられます。

次に、この計画制度に当たり、幾つかの点を要望したいと思います。

一つは、何よりもこの計画制度が本当の意味で機能するには、高度な専門性を維持しつつ、施策の継続性、目標への到達責任や使命感の醸成が重要であります。このような専門行政官が地方行政の中では適正に位置づけられていないことである。多くの地方行政の担当者は任期は通常二、三年で、業務内容を把握し、エキスパートになったころには異動してしまいます。これでは得られた知識や経験はむだとなり、高い専門性は確保できないのであります。この点、計画制度を採用する地方自治体には専門職の採用など格段の配慮をお願いしたいと思います。

また、これに関連しますが、個体数管理は野生動物個体群の絶滅をエンドポイント、すなわち絶対回避点とする一種のリスク管理であり、そこには常に不確実性や非常性がつきまとい、計画の実施はある程度試行錯誤とならざるを得ないのであります。このため、その実施体制には、結果や実績を常にモニタリングし、必要な情報を収集、分析し、それらを評価し、再度目標を設定し、計画を修正するというフィードバックシステムが存在しなければなりません。私はこのようなシステムを責任ある試行錯誤と呼びたいと思いますが、この点では、今回の計画制度ではモニタリングの

画制度の創設に当たり作成される予定と聞くガイドラインの中には、ぜひフィードバックによる評価システムの導入を織り込んでいただきたいと思っています。

さらに、このフィードバックシステムが真に有効に機能するには、行政官と合議し、意思決定に参画できる野生動物の専門研究者の配置が不可欠であります。このことも特段の配慮をお願いしたいと思えます。とりわけ野生動物関連の研究は、これまで公的林木試験研究機関が主要な役割を果たしてきており、これらの活用を適正に進めることなどが重要と考えられます。

第二に、個体数調整と被害防除施策は車の両輪で、どんなに個体数や密度が少なくなっても、絶滅させない限りは被害はある程度発生せざるを得ません。この点では、防護さくや電気さくの設置など防除の整備は引き続き極めて重要な施策であります。その意味で、これまで主に防除事業を進めてきた農林行政部局との連携を維持していくことが重要であります。また、農林被害が深刻な地域では、個体数調整や防除事業の一方で、野生動物が異常にふえるような土地利用や森林施策、例えばシカについて言えば、生息地の中で原野の造成や伐採など、これらはえさ量を飛躍的にふやし、個体数増加の引き金になると考えられます。こうしたことを行うことは控え、自然林の維持や広葉樹林、長伐期林に切りかえることが必要と考えられます。この点でも農林部局との施策のすり合わせあるいは連携が極めて重要な課題と言えます。

最後にもう一点、合意形成の問題を取り上げたいと思えます。計画制度の導入に当たっては、利害関係人による公聴会の開催と法定審議会である自然環境保全審議会への諮問が義務づけられています。野生動物は国民の共有財産であるという認識が広く浸透している現在、より広範な人々を対象に情報公開と意見徴集を行うことが大切だと思われ

以上を強く要望しつつ、私は総じて、一定

の計画性と科学性を担保した新たな野生動物管理の枠組みをつくり出す第一歩として、つまり野生動物管理の体制をつくり出す制度整備の一環として、この法律の改定に賛意を表するものであります。

大変ありがとうございます。

○委員長(松谷重一郎君) ありがとうございます。

次に、羽山伸一参考人をお願いいたします。

○参考人(羽山伸一君) 御紹介いただきました日本獣医学大学でございす。座らせていただきます。

まず、自己紹介をさせていただきますと思ひます。

私は、一九八二年から野生動物管理に関する研究に従事してまいりました。最初に取り組みましたのは北海道のゼニガタアザラシという、これは絶滅に瀕した野生動物として、環境庁のレッドデータブックでも危惧種としてリストアップされておりますが、漁業被害が非常に大きいということで、一九七四年には文化財保護審議会で天然記念物として指定すべしという答申をいただきましたが、いまだに二十五年間放置されているという、そういった野生動物ですけれども、その被害の問題に取り組みました。

その後にはニホンザルの研究に従事しまして、これは農業被害が非常に問題になっておりますけれども、この個体群管理について研究をいたしまして、これで博士号を取得しております。

それから、その後神奈川県丹沢山地というところで、これはシカが林業とのあつれきが非常に大きいということで、それからさらには自然相生に対する影響が非常に大きいということで、その問題について取り組んでまいりました。こうした被害の問題についてさまざまなものを見て現在に至っております。

本日は、これまでの経験を踏まえて、まず野生動物の被害問題に対する私の現状認識を御説

明して、最後に今回の鳥獣保護法改正案に対する評価を述べさせていただきますというふうに思ひます。

そもそもこの法律は、鳥獣保護がうたわれておりますけれども、何しろ古い法律なものですから、保護とは一体どのような状態を指すのかということが書かれてございせん。もっとも、広く野生動物保護あるいは自然保護というのがどのような状態を指すのかというのを明らかにするのは現代の学問の非常に大きな課題となっているわけでございます。

最近の世界の潮流を見ますと、御承知のとおり生物多様性保全ということが非常に大事なことと、これが保護の具体的目標になっているというところで、我が国でも生物多様性保護条約を批准いたしました。生物多様性国家戦略というのを出しました。この中で、「生物多様性の保全のためには、その地域に本来生息・生育する種が普通にみられる状況を今後とも維持するよう十分な配慮が必要である。」というふうに書かれております。

したがって、こうした状況を実現するには野生動物本来の姿を知る必要があるのではないかと、いうことで、きょうは今話題のニホンジカについて考えてみたいというふうに思っております。スライドを見ながら御説明したいと思います。

(スライド映写)

この写真は、有名な奈良公園のニホンジカの姿でございます。遠くでござらんになれない方がいらっしゃるかもしれません。この辺にシカがたくさん草をはんでおりますけれども、こういうのを我々現代人が見た場合、シカとは山の生き物だという常識がありますので、これは非常に特殊な光景だというふうに思っております。これは奈良の市街すぐのところでございますので、例えば東京でいえば明治神宮ですとか新宿御苑にシカがたくさんいるという状況と同じなわけですから、ただ問題は、記録によりますと、これは特殊な

年前からこうしたシカたちはここに居続けている

わけです。実はシカという生き物は、我々が今思っているように山の上にいる動物ではなくて、本来平野にいる動物だったということがございせん。な研究からわかっております。

これは地球観測衛星ランドサットがとらえた関東平野の写真でございますけれども、この関東平野の平野部一帯というのは実はシカの天国であつたわけですね。正確なことはかつてのことですからわかりませんが、恐らく数万頭あるいは十数万頭というシカが北関東から湘南海岸あたりまでを行ったり来たりしていたんだらうというふうに考えられます。実際に多摩丘陵一帯では縄文の遺跡でシカの落とし穴がたくさん見つかります。ですから、恐らくここで大移動していたんだらうところから、こうした状況というのはいつになつたのかといひますと、十八世紀ぐらいまでは東京二十三区内、このあたりにシカがたくさんいたという記録がございまして、有害駆除もやっております。明治に入ってから急速に乱獲が始まりまして、平野部一帯のシカはことごとく絶滅していきまして、これはシカだけの問題ではございせん。多摩丘陵、あるいは丹沢、多摩地帯、それから日光、こういったところに閉じ込められてシカたちが生き残っているというのになつていくわけですね。例えば、日光というのは比較的大きな個体群ですけれども、北側は岩手県五葉山まで、ここまでは全くお隣がございせん。また房総丘陵ではここに閉じ込められていて、こうした遺伝子の交流というのは我々が存在する限りは全くもう再び起こらないだらう。非常に面白いような状況になつていくわけですね。

シカというのは種を存続させるために森林を草原に変えていくというように動物でございまして、ですから、例えばこれは丹沢山地の標高千メートル以上にあるウラボシモミという希少な植物でありますけれども、この樹皮をかじって木を枯らしていき、そういう状況になつて枯れては困りますので、ボランティアの方がこうしてネットを

張って守っているわけですね。こうした環境収容力の小さな高山帯にこのような大食漢の大型草食動物を閉じ込めたわけですから、当然のことながら植生が破壊されるというのは起こり得ることです。本来あるべき自然の姿を残すためにはもう一度彼らを山からおろさなければならぬ、そういうふうに考えまして、現在この丹沢山地では神奈川県によって標高の低い地域にシカの生息地を誘導する試みが始まっているところであります。

ただ、今すぐに平地に彼らを戻すということ、我々が土地を明け渡すということとは不可能でございまして、一方で自然林の下にはこうした杉、ヒノキの人工林が中腹一帯に広がっております。このスライドのように、放置された人工林というのは非常に今たくさんありまして、下草が全然生えられない、エロージョンを起こしてがけ崩れ寸前の状態である、当然シカにとってもえさが少ない、こういう状況が広がっております。この現実こそが我々人間がワイルドライフマネジメントを行わなければならない最大の理由となっております。

しかし、管理をする以上、いつかは彼らに本来のすみ場所を明け渡せることを目標にすべきであると考へます。野生動物管理の基本的には土地利用計画であると考えております。限られた土地を野生動物たちとどうシェアするのか、その理念なしに管理をすれば単なる都合合わせの殺りくを繰り返すことになりかねないわけですね。

その一例を申し上げますと、これは中部地方以西に現在広がっております狼を一網打尽にする捕獲であります。

これは巨大なおりの中にえさをたくさん置きまして、狼の群れをえづけるわけですね。ここである日突然一網打尽で捕獲するんですが、五十頭、百頭の群れですから、そんなに一度にはとれない。ここに丸太が渡してあります。下に金網があつて中で仲間たちがおもしろいものをたくさん食べている。ですから、当然自分も食べたい。狼がもう少し賢ければいいんですが、ここから伝わ

て中に飛び込んでしまふ。最終的には群れが根こそぎとられてしまひ、最終的に皆殺しをされるものですから、これは別名地獄おりと呼ばれております。こうしたおりが実は補助金でどんどんつくられて広がっている状態なんです。これはそこに立ってかけてあったこん棒ですが、ここに血のりがついておられますので何を御想像にお任せします。

ニホンザルは狩猟動物ではありません。国際的には絶滅危惧種にリストされておりますし、また環境庁のレッドデータブックでもヤクサルや東北の地域個体群というものは絶滅のおそれがあるというふうにされているわけです。しかし、現実には年間六千頭から一万頭近い猿たちが無計画に駆除されているわけです。私たちは、これを中山間地域の方々のせいだというふうに申しているわけではございません。こうした凄惨な光景が日常的に見られているということを、むしろ問題なのは被害者と猿という弱いもの同士がいじめ合っている構図、これが解決策を見出せない状況で放置されているということであると考へております。

過去の日本人たちがどうしていたのかというところで考へてみました。縄文以来、日本人と野生動物というのは戦いの歴史であります。人間の世界を野生動物たちから守るためにバリアで囲うということはどうも普通に行われていたようです。実はきょうこの会場にいらっしやる文化庁の花井先生の論文から引用させていただきますが、これはかの司馬江漢が現在から百七十年前に静岡県天竜市付近で描いた山村の風景です。これを見ますと、畑がすべてで囲われているというのがわかります。それから、ここには見張りの番小屋というのがあります。ここで寝ずの番をして、収穫期に鳥やけものを追い払った。この番小屋というのは万葉集にも出てまいりますし、最近では昭和三十年代くらいまでは地域によって使われておりました。恐らくこれは日本全体に広がっていた一つの防除のやり方であったのではないかなというふうに考へられます。

ちょっと暗く見えてくいかもしませんが、これは現在長野県で復元された江戸期のしし垣です。大分埋まっちゃいましたけれども、ここに本当は深い溝があって、こちらが野生の世界、こちらが人間の世界という境界線になっているわけです。こうした状況というのは、当時としては好きこのんでやっていたとは到底思いませんけれども、ただ、野生の世界に対するすみ分けの思想というのがどうもあったように私は感じられます。当時こうした鳥獣被害対策への投資というのが極めて重要でして、記録によりますと村の財政の割に上をこのようなしし垣の建設あるいは有害駆除の追い払いの人員費などに充てていたということがわかります。翻って、現代の我が国の支出されている野生鳥獣の対策予算の額というのは御承知のとおりでございます。

もちろん、もう一度江戸に返れということも言っているわけでは決してございません。また現在の中山間地域での高齢化あるいは過疎化の中で同じことをやるといことは全く無理な話であります。ただ、こうした先人の知恵とそれから現代の科学技術のハイテクというものを組み合わせるような新たな挑戦というのが現実には始まっている地域があるということは事実であります。これは東京都の檜原村の集落ですけれども、ちょっと見えにくいかもしれませんが、山のへりにすべて電気さくを張りまして、これで集落全体を囲っている。これは昨年つくりました。余談ですが、これは大体一集落数百万の単位の予算でできることなんです。現在、七兆円を超す国家財政規模の東京都ですら、こうした予算は国の補助金を得なければできないというのが現実でございます。

これは拡大図です。それから、これは下北半島の脇野沢村、北限の嶺で有名なところですが、お金がもつとありますと非常に立派な囲いができて被害を防げるとい状況です。きわめつけがこのフェンスでして、これは日本

道路公団が開発いたしました嶺よけのフェンスで、一メートル当たり二十万円から三十万円程度かかりますけれども、これは非常に効果絶大であるというところで、公共工事にはお勧めである、まさに現代のしし垣と言えんではないかというふうに思っています。

最後に、こうした法改正のきっかけというのは野生鳥獣の被害問題であったと聞いておりますけれども、鳥獣保護法の基本的性格が野生鳥獣被害を軽減するための個体数コントロールであるというところから、当然のことと思われれます。一方で、現代の一次産業の構造的变化あるいは生物多様性保全という社会的要請にこの鳥獣保護法自体が時代おくれのものになっている、まさに抜本的な改正が求められているということも事実であります。

この改正案に先立つた審議会答申というのは、こうした状況を踏まえて、すぐれて現実的で今後のあるべき方向を示している必要な改正点を指摘されたと思ひます。この改正の策定に当たられた三浦先生初め審議委員の方々にこの場をおかりして敬意を表したいというふうに私は考へております。ところが、この改正案には答申の肝心な部分に触れられていない、反映されていないということで、私としては極めて残念な内容であるというふうに考へております。

私の意見陳述は以上でございます。ありがとうございます。○委員長(松谷善一郎君) ありがとうございます。次に、吉田正人参考人をお願いいたします。吉田参考人。○参考人(吉田正人君) 日本自然保護協会の吉田と申します。当協会はこれまで野生動物の保護問題に関しまして、昭和三十八年の法改正のときにも意見を述べてまいりました。また、昭和五十年代のカモシカ問題の際には、カモシカ保護基金を設置いたしました。カモシカ食害防除学生隊というボランティア

アを滋賀県、岐阜県、長野県などの被害地に派遣して食害防除カバの取りつけを行なうなど、農林業に従事する方々とも一緒にやって野生動物と人の共存の道を探ってまいりました。また、その後、野生動物小委員会を設置して、「野生動物保護二十一世紀への提言」という報告書をまとめ、国の野生動物保護政策に提言してまいりました。

今回の鳥獣保護法改正に関しては、昨年十二月の審議会答申を受けて「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」改正に関する意見書」を内閣総理大臣、環境庁長官、農林水産大臣に提出いたしました。国土・環境委員会調査室資料の百ページ以下にその全文が掲載されておりますので、ごらんください。趣旨は以下のとおりでございます。(OHP映写)

(1)国は生物多様性条約の締約国として、重要な生息地や希少な野生生物だけでなく、国内の全ての野生生物とその生息環境を保全する責任がある。したがって鳥獣保護法には、野生動物保護に関する最終的な責任が国にあるということをも文化すべきである。

(2)野生動物の保護管理をすすめる地方の体制が整わない状態で、捕獲許可権限を地方自治体に移すべきではない。環境庁は自ら野生動物保護の体制を整え、ともに、地方自治体における野生動物保護の基盤作りを援助すべきである。

(3)野生動物の保護と農林業被害の問題解決を両立させるには、個体数管理を中心とした「科学的・計画的な保護管理」を優先するのではなく、環境行政と農林行政とが連携して生息地の保全・被害防除に重点を置いた施策を実行すべきである。

さて、今回の鳥獣保護法改正の目的として、農林業被害への対応とそれから地方分権への対応の二つが挙げられます。農林業被害を防ぐには、先ほど三浦さんのお話にもありましたように、防護さく等の被害防除では不十分であり、科学的知見及び合意形成に基づ

いた科学的、計画的保護管理、ワイルドライフマ
ネジメントが必要だということです。もう一つ
は、地方分権推進委員会の勧告に従って、国と地
方との役割分担を整理する必要があるということ
で、これには捕獲許可権限の大部分を都道府県や
条例をつけた場合には市町村に移譲するという
内容が含まれています。

問題は、この政策を同時に実行しようとする
ところに矛盾が生じるということです。科学的、計
画的保護管理を進めるためには、国と都道府県が
協力して実施体制を整えなくてはならない。一方
で、保護管理の主体を都道府県に移し、さらに市
町村に移すということになりますと、これは大き
な矛盾です。

先ほど三浦さん、羽山さんの参考人意見で、科
学的、計画的保護管理がいかに大変なものかとい
うことは御理解いただけたかと思いますが、問題
は、科学的、計画的保護管理を実施する体制が現
段階ではほとんどの都道府県には整っていないと
いうことです。

シカに関して科学的、計画的保護管理を進めて
いる北海道、岩手県、栃木県、千葉県などの情報
を集めますと、これらの県ではシカ対策専門の行
政担当者を置いたり、野生動物の研究機関を設
置したり、少ないところでは三千万円、多いところ
では北海道では十億円もの予算をつけて取り組ん
でいます。現在、これらの道県には国からも資金
的な補助がありますが、特定鳥獣保護管理計画の
主体が都道府県知事ということになると、これだ
けのことができるかどうか心配です。ましてや、
これを全国の都道府県に広げて科学的、計画的保
護管理ができる体制をつくるには、国が十年ぐら
いかけて重点的に援助を行わないと無理だと言わ
ざるを得ません。

一方で、国と地方の役割分担ということで、捕
獲許可の権限が市町村までおろされる。これには
大変な危惧を抱いています。既に三十道県では一
部の種あるいは全部の種について市町村におろし
ていますが、法改正によってこれが加速すること

が予想されます。市町村には野生動物を担当する
部署もなく、専門官がいるところはほとんどあり
ません。

審議会答申では、「狩猟及び有害鳥獣駆除にお
ける科学性・計画性の充実」がうたわられています
が、ツキノワグマなどに関しては有害鳥獣駆除が
事実上猟期外の狩猟許可となっており、有害鳥獣
駆除でとったクマの胆が六十万から七十万ほどで
売買されています。市町村に捕獲許可権限がおろ
されると、科学的、計画的な有害鳥獣駆除からは
ますます遠いものになってしまいます。私が訪れ
たある東北地方の村の担当者は、もし市町村の事
務となったら野生動物を撃つてしまえという声に
抗し切れないと心配していました。

以上のことから、もし科学的、計画的保護管理
と地方分権の二つの施策が同時に実行されたとい
うとどういふことが起こるでしょうか。恐らく、
ほとんどの都道府県では十分な予算、人員が割け
ずに、理想からはほど遠い特定鳥獣保護管理計画
がつくられるか、あるいは条例をつくって市町村
に権限移譲し、狩猟団体にまします依存した有害
鳥獣駆除が行われることになるでしょう。クマ、
猿などは科学的な知見が不十分な動物ですので、
市町村による有害鳥獣駆除となるおそれが強くな
ります。

このような状態になることを防ぎ、都道府県が
科学的、計画的な保護管理ができる体制をつくる
には、千葉県や栃木県のように市町村への捕獲許
可権限の移譲を行わず、国と都道府県により実施
体制をつくる以外にありません。

次に、科学的、計画的保護管理の中で個体数調
整が非常に注目されているんですが、個体数調整
では農林業被害は解決しないということをお話し
したいと思います。

昭和五十年代にカモシカ問題が発生したとき
に、日本自然保護協会は文化庁の委託を受けて全
国のカモシカ生息地を調査しましたが、林業被害
が甚大な岐阜県では生息密度が平方キロメートル
当たり二頭前後でした。東北地方の原生林での生

息密度、平方キロメートル当たり八頭前後の四分
の一程度の密度にもかかわらず被害が甚大であっ
たのは、拡大造林によって被害の発生しやすい生
息環境になったためだと考えられます。

これはエゾシカの被害が甚大な北海道十勝支庁
の足寄郡の植生図です。この植生図、ちょっと白
黒では見づらいのでカラーで示します。
これは一九七九年の植生図で、灰色の部分が針
広混交林、自然林です。そして、ちょっと茶色く
なっているところが針葉樹の人工林です。次に、
これに一九九一年までの十二年間で変更された部
分を重ねてみます。今重ねましたこういふ部分
が、つまり残されていた針広混交林、自然林が針
葉樹の植林地に変わってしまったことがわかります。

十五日の本委員会で環境庁の自然保護局長さん
が、道東のエゾシカの適正頭数は昭和四、五十年
代に安定して生息していた当時の数である六万頭
と答弁されましたが、生息地がこれだけ変化して
いると六万頭でも被害は続く可能性はあります。
生息環境をもとのように回復しない限り、個体数
だけ減らしても農林業被害はなくなりません。

最後に、鳥獣保護法を改正するならばこういう
課題が残っているという話をしたいと思っています。
昭和三十八年の鳥獣保護法改正当時、既に狩猟
をなわわいとしている人はいなくなっていたにもか
かわらず、狩猟は有害鳥獣駆除という社会的使
命を持ったスポーツという位置づけをしたため、
狩猟者に依存した有害鳥獣駆除が行われることに
なりました。

しかし、有害鳥獣駆除と狩猟は本来目的が異な
ります。この最も大きな矛盾点は、有害鳥獣駆除
でとったクマの胆が売買されているということだ
しょう。今回の改正では、乙種免許者が丙種免許
を持てるという規制緩和が盛り込まれています
が、このような規制緩和をしても狩猟者の減少は
とまりません。また、地元の猟師で足りないから
といって広域的参加を求めれば、地元の事情を知
らないハンターが多くなり、危険も増大します。

もともと公的な任務であった有害鳥獣駆除が、私
的娛樂である狩猟に依存していること自体が問題
であったのです。有害鳥獣駆除を適正に行うため
には、一般の狩猟者の減少を防止するよりも、有
害鳥獣駆除のできる技術、モラルを持った専門家
を養成すべきです。

また、昭和三十八年の鳥獣保護法改正時には、
狩猟鳥獣、狩猟期間の限定はできましたが、狩猟
地域の限定をすることはできませんでした。これ
だけ人口がスプロール化した現在でも、鳥獣保護
区、休猟区、銃弾禁止区域以外では土地所有に関
係なく狩猟は可能です。しかし、農林業従事者、
野外活動者の安全のためには、狩猟地域を限定す
べきです。

狩猟者の数は、一九七〇年代をピークに半減し
ておりますが、それにもかかわらず狩猟事故はふ
えております。これは狩猟者登録者数の推移です
が、七〇年代をピークに五十万人ちょっとありま
すが、今は二十二万人ほどに減っております。
狩猟事故のグラフをこれに重ねます。狩猟事故
の数は途中で減っておりますが、八七年から
またふえております。今、年間百二十件ほどの狩
猟事故がございます。狩猟事故の数は、狩猟者の
高齢化による狩猟者自身のけがもふえています
が、住宅地や農地の近くでの狩猟による事故もふ
えています。

例えば、平成五年には札幌市のハンターが阿寒
町でシカを狩猟中に過って引き金に触れ暴発し、
付近の国道を走行していた乗用車の運転手の腹部
を貫通させ、重傷を負わせた事故が発生しまし
た。また、兵庫県ではシカ猟をしていたハンター
が正月用のササとりに来ていた主婦をシカと間
違って撃って死亡させた事故、香川県ではキジを
捕獲しようと散弾銃を発射し、ビニールハウス越
しに農作業をしていた女性に傷害を与えた事故な
どが発生しています。

これは埼玉県が狩猟者に配布している鳥獣保護
区等位置図というものです。それから、こちらは
自然公園利用者に配布している自然公園等配置図

です。これが狩猟者に配布しているもので、これが鳥獣保護区、それから休猟区、銃猟禁止区域を示しています。

こちらは自然公園で、緑に囲まれたところが自然公園、赤いところが特別地域です。都市近郊では市街化区域がほぼそのまま銃猟禁止区域になっていますが、自然公園などでは必ずしも特別地域やハイカーがよく歩く場所が鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域にはなっていません。ハイカーはこの地図を持って歩いていますので、自然公園の特別地域だから銃猟はしていいだろうと思つて安心して歩くとんでもないことになってしまいます。

この狩猟者が持っている地図を重ねてみます。この特別地域、この特別地域、この特別地域は鳥獣保護区になっています。それから、この特別地域は銃猟禁止区域になっていますが、一番大きいこの特別地域は何の規制もありません。ですから、この関東ふれあいの道というのを歩いていきますと、銃猟はしていいだろうと思つて安心して行くと、銃が飛んでくるという危ないことになってしまふわけです。この狩猟者に配布されている地図には「注意一秒・事故一生」と書いてあるんですね。怖いことが書かれていふんですけれども、こういうことは自然公園を歩く人のところにも書いておかないといけないということになります。野外レクリエーションが盛んになってきた今日、安心して自然が楽しめるようにしていただきたいものです。

また、鳥獣保護法改正によって、都道府県ごとに狩猟期間が異なるという事態になってくれば、尾根を挟んで猟期が異なるという、そういうまた怖い事態になります。鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域以外ではどこでも撃てるという現在の体制から、可猟区でのみ狩猟を許し、それ以外は原則狩猟禁止とすべきであると思います。これは昭和三十三年の改正時の課題であると同時に、昭和五十三年の自然環境保全審議会の答申の課題でもあります。

結論として、日本自然保護協会は、現行の鳥獣保護法は以上のような問題を抱えており、大幅な改正が必要だと考えます。しかし、今回政府から出された改正案は、これらの問題を解決できないばかりでなく、地方分権に対応した改正案と同時に実施されれば、一部の地域を除き、今より悪い状態にしかねないものと懸念します。したがって、当協会としては、今回の改正案には反対の立場です。

御清聴ありがとうございます。

○委員長(松谷重一郎君) ありがとうございます。次に、草刈秀紀参考人をお願いいたします。

草刈参考人。
○参考人(草刈秀紀君) WFFジャパンの草刈です。座らせて陳述させていただきます。

私は、財団法人世界自然保護基金日本委員会、WFFジャパン、御存じのように、あのパンダのマークのWFFジャパンの自然保護室に勤めております。

WFFは一九六一年に設立されました世界最大の民間の自然保護団体でございます。スイスに本部がございます。世界に四百五十万人と約一万人社または団体の会員や寄附によって支えられております。世界二十七カ国に各国委員会がございます。五カ国に提携団体、二十二地域にプログラムオフィスをございます。今回、そのWFFを代表して、私の経験談を交えて意見陳述をさせていただきます。

まず、WFFとしては、今回の改正案については反対でございます。当会がこの改正案に対する反対の理由でございますが、先ほど自然保護協会の吉田さんがほとんど網羅されておりますので、改めて細いところには触れません。野生生物の保護管理を進める地方の体制が整わない状態で、自治体に十分な受け皿がないまま捕獲許可権限を移すべきではないというところでございます。

WFFジャパンはその事業の一つとして、国内

の草の根の団体や研究者などの自然保護活動に対して助成金を出しております。WFFジャパンが助成しております団体事務局としております鳥獣保護法改正を考えるネットワーク、そのアンケート調査で今回の改正案の問題点がほぼ明らかになりました。(OHP映写)

このネットワークが全国の都道府県の担当部にアンケート調査をしまして、すべての鳥獣保護業務を都道府県レベルで行うことは二十八件が困難であると。その理由としては、財政的、人員的、調査能力的に非常に難しいという回答が出ております。

すべての鳥獣ということですが、これは環境庁の資料ですけれども、これからは地方分権一括法で、今までは五百六十五種が、六十三種、都道府県知事という形が、今後地方分権が行われまうと、五百三十一種が都道府県知事の対象というふうなことで、すべての鳥獣を都道府県に任せていくことになるという過言ではございません。さらに深めて、市町村レベルでやることはというところについては、実に三十八件が困難であると。それも先ほどと同じように、財政的、人員的、調査能力的にも難しいというアンケートの回答をいただいております。

では、既に今やっているとどういった駆除個体についての情報をとっているかと。とってるところは二十三件あるんですけれども、そのとってるところとどういふのは、ヒグマとかシカとかツキノワグマとか狼とかそういう部分だけであって、ほとんどの鳥獣についてはデータをとっていないという状況でございました。

それから、担当部局に野生鳥獣の生態や分布、被害の実態について総合的に把握している専門家、担当官はいるかということで、担当官がいるというのはわずか三件でありまして、ほかは、十件は委託しているとかそういう状況でございます。

では広域的な調整の仕組みができていふかというふうなことで一つ挙げてありますが、できて

いるというのはいくつか八件でありまして、十二件ができていない、二十件が検討中である、そういうアンケートの結果が出ました。

ということでございまして、個体数管理を中心とした科学的、計画的な保護管理を優先する被害防止を駆除に頼った改正案では、農林業被害等の問題の根本的な解決にはならないと思ひます。また、駆除にかかわる捕獲技術者が専門官ではなくスポーツハンターであることは、野生生物保護の観点から望ましいことではないと思ひます。

先ほど吉田さんが指摘されたように、都道府県の権限による猟期の延長や捕獲数の増加などにより人身事故が増加する可能性もございします。また、野生生物保護や保護管理に対する国や自治体の責任が明確になっていないという問題点もございします。改正案には農林業者の経済的損失を解消するための被害補償制度もありません。さらに、十五日の審議でございしたのが、散弾銃や鉛弾による鉛中毒が問題にされている中、空気銃の規制緩和という、さらに鉛を自然界に放出することは到底容認できません。今回の改正案等については、アメリカのシエラクラブやレインフォレスト・アクション等の環境NGOも反対を表明しております。

さて、全国的に保護管理計画を進めるというふうなことで動いておりますが、一つ例を取り出しまして、四国におけるシカの保護管理計画について、その可能性について先日保護管理を進めている専門官のコメントをとりました。四国には、徳島を中心とした個体群と高知を中心とした個体群が生息しております。四国は地形が複雑であり、広葉樹林は調査しにくい環境にあります。各県に林業試験場があり、被害が大きいところは担当者置いておりますが、専門的なことがやれない状況にあり、モニタリングは無理なこととございしました。したがって、地方自治体が自前の研究機関を持たない限り、地域に根差した野生生物保護の管理業務はできない、現状では大変難しい状態

であり、全国的展開で議論をする必要があるという答えをいただきました。

さて、反対のもう一つの理由でございますが、それは合意形成についてでございます。

まず、これまでの改正案が出てくる流れの中で合意形成の問題点でございます。

平成九年六月から平成十年四月まで環境庁は、クローズド、非公開の検討会、鳥獣管理・狩猟制度検討会を七回にわたり行い、平成十年四月にその報告書をまとめました。その間、非公開で、一切NGOに対する意見は求められておりません。また、この検討会のメンバーの中にはNGOが入っておりますが、それは鳥類に関する団体でありまして、哺乳動物を保護の観点から意見を述べられる団体は入っておりません。また、同検討会の報告書を踏まえて、平成十年五月から十二月まで、自然環境保全審議会野生生物部会が三回、同部会内に設置された野生鳥獣保護管理方策小委員会が六回開催されました。その結果が十二月十四日の答申にまとめられました。しかしながら、その間、一般の傍聴は認められましたが、NGOに対する意見を聞く試みは一切されませんでした。

さらに、つけ加えさせていただきます。昨年八月二十七日と二十八日、これもクローズドなワークショップとしてニホンジカ保護管理ワークショップ、これは自然環境研究センター主催で開催されましたが、全国の鳥獣保護行政官と研究者が主体で、これに呼ばれたNGOは自然保護協会とWWFジャパン、野鳥の会だけでありまして、他の団体や一般の方が聞けない状況でした。

さらに、今回出された改正案にある合意形成の問題点でございます。

聞くところによると、既に特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドラインの作業が進められているようですが、これについて何らコメント、助言は求められておりません。また、特定鳥獣保護管理計画策定に当たって合意形成機関が従来の公聴会しか位置づけられておりません。

ことし六月、環境影響評価法が施行されます

が、今までなかった方法書や準備書に対する国民からの意見が反映され、先進的に行われているところでございます。環境影響評価法の第八条に、環境保全の見地から意見を有する者に意思決定過程に参加する権利が与えられておりますが、本改正案には利害関係者としか位置づけられておりません。

このようなわけでして、合意形成がない背景でさまざまなことが進められ、改正案が出てきたわけでございます。なぜ事前にさまざまな方面から意見をとり入れる場がなかったのか残念でございます。

しかしながら、現実には野生鳥獣により農林業被害が起きていることも事実でございます。私自身これまで野生鳥獣の被害に悩まされてきておりまして、経験談ではございますが、昭和五十年代に長野や岐阜、滋賀県といった地域で特別天然記念物であるニホンカモシカが植林木の苗木を食べることで社会問題として取り上げられ、先ほど吉田さんが話されましたカモシカ食害防除学生隊に参加しました。中央の団体が日本の天然記念物であるニホンカモシカを守れと一方的に言うのではなく、ニホンカモシカを守り日本の林業も守る方策はないかと検討したわけでございます。

ニホンカモシカによる食害は主に冬場に発生します。下草刈りをした植林地に雪が降りますと植林木だけがでております。植林地に出てきたカモシカがこれを食べるわけでございます。杉やヒノキといった木はその成長点、先端でございまして、これを食べられない限りは木が真つぐ伸びるということ、苗木一本一本にポリネットといまして、キオスクで売られているミカンとかが入っているポリエチレンのネットでございますが、このネットをかけてビニタイ、針金の入ったビニールのひもでございまして、それでとめるわけでございます。これを秋にかぶせに行っておりまして、外すという作業をボランティアで行っておりまして、同時に、被害状況の調査も行っておりまして、被害防除ネットが被害を防げることがわかった。

たのでございますが、人手の少ない地域では有効ではないという問題がございました。

また最近では、ツキノワの会、これもWWFジャパンが助成している団体でございますが、埼玉県の秩父で広葉樹の植林や国有林における被害対策をボランティアで活動しております。これも私が手伝いました。植林や被害防除作業は、急峻な日本の山間部では苗木の束を担いで斜面を上りおりする、これは大変な作業でございます。埼玉県の国有林はシカによる被害が出ております。ほとんどの植林が丸坊主の状態、いわゆる被害の激甚地でございます。実際には、植林をした後、被害が出てあわてて防除作業をしている状況でありまして、埼玉県ではポリネットやツリーシェルターというプラスチックの食害防止のチューブを使って防止をしております。現実問題として、被害が出て防除しているというモグラたたきのことをやっております。効果的に被害防除をするシステムができていないのでございます。植林をして翌日のツリーシェルターをすることに九割食害が防げるのでございます。

さて、提案でございますが、法改正反対といっても、実際には多くの農林業被害が出ており、今回の改正につきましても、審議員の方々の多くは研究者の方々が努力されてきているわけでございまして、保護管理の重要性もわかっておりますが、私としては次の提案をしたいと思っております。

今回の改正案を見送りとしまして、環境庁が音頭をとって、例えば農林業及び野生生物保護のための方策検討会をつくって、その検討会には官民、NGO、まさにここにおられる環境議員の方や農林業者の代表、環境NGO、環境庁、林野庁、農林水産省、文化庁それから都道府県の関係者、研究者、文部省等の教育関係者がひざを交えて、今回の改正案を土台として十分な合意形成を図りつつ再検討することでございます。鳥獣保護法を狩猟法と野生動物保護法に分け、抜本的な改正の中に鳥獣保護管理計画も位置づけるのでござい

ます。

このように一、二年後の鳥獣保護法の抜本的な改正を目指して検討することこそ、将来環境省となる環境庁のために禍根を残さない最善の方法と考えます。それまでは現行法内で保護管理計画を進め、被害が出ているところはやむなく有害鳥獣駆除で対処するしかないと考えます。

長くなりましたが、鳥獣保護法改正について世界に恥じない公正な判断をしていただきたいと思

います。

また、本日、参考人として推薦していただきましたことをこの場をかりてお礼申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(松谷重一郎君) ありがとうございます。

以上で参考人の皆様からの意見聴取は終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村公平君 田村公平でございます。

四人の参考人の先生方、きょうは朝早くからありがとうございます。大変貴重な御意見を聞かせていただきました。

ちょっと風邪がきなものですから、声がよく通らない場合はお許しをいただきたいと思っております。

今、草刈参考人の方から、この際この改正案を一度やめて、もう一度検討した方がいいというお話がありましたけれども、現実問題、農業被害はどんどん出ております。検討検討と言っている僕ら、自分の田舎がシカそれからニホンザルの被害が非常に顕著な高知県でございまして、今、急峻な山というふうに言っていた方が、山岳部で一応団体まで出ていまして、登山の方は専門家に近い。それでも遭難したことがありまして、救助される。

そういう急峻な山で、実際問題、どれぐらの数がいいて、どういふふうになっているかというのを調査研究するというのは、私自身の体験で言うところ

これは不可能に近いんじゃないかなと思います。ただ、山番という職業がありまして、山を管理する、僕らの田舎では山番と言っておりますけれども、そのベテランの方に聞きますと、これは民有林を管理しているわけで、山をしょっちゅう見回っていますけれども、シカに関しては、嶺北地方というところですけども、とにかく自分たちが山番をやったときに比べたら、嶺北地方だけで三十頭ぐらいシカがいたかな、それが三百頭ぐらいにはなっているんじゃないかと。ただし、じゃその根拠はと聞きますと、勘で、皮膚感覚で言っている。

そういう現状があるわけですけども、そこいらのことに付いては草刈参考人はどのようにお考えになりますか。科学的データということでは、四国については野生動物保護管理事務所というところで研究者が何度か現地調査をしております。科学的、計画的にどのようなことが出来るかというふうなことを進めていると聞いております。

そういうわけで、今回の、先ほど最初に申されました、私が述べましたことは、一度見送り、このままこれを廃案にするわけではなくて、今まで行ってきたものを土台として、新しいものと包括的な保護検討はできないかというふうなことを提案したわけでございます。現行法でも鳥獣保護管理の施策を進めている都道府県はございますので、このような場で言うのもなんですが、皆さん、田村先生も、いかにしていったらいいかというふうなことをお互いに討議しながら、一方では保護管理の調査を進める。一年後、二年後とか、そういったところで日本全国の野生鳥獣を包括的にどうやって守っていくか、日本の農林業をどうやって守っていくかというふうなことを検討していくのが一番いいのではないかと考えてございます。

○田村公平君 三浦参考人にお伺いします。私が見る限りにおいては、イノシシとかシカというの

は食べ物があったら、もう物すごい大食いなんです。どんどん食べていきますけれども、それでえさを蓄積する、えさをためておくという習慣がないように思えますけれども、どんどん食べてどんどん個体数がふえていくというのはどういふことなんでしょうか。

○参考人(三浦慎悟君) 先ほど羽山参考人の方から、もともとシカというのは山奥の動物ではあります。我々林縁の動物というふうには呼びますが、けれども、かなり明るい開けた草原と森林がモザイクになるような状況のところを好んで分布しております。

したがって、そういうところのえさ量が増加すると、これは伐採に伴ってシカのえさ量がどう変化するのかということなんです。(OHP映写)伐採の後、非常に多くの下草が生えてくるんです。こういう攪乱、人間の作業、特に最近の林業施策で言いますと小面積伐採をやっています。その小面積伐採そのものは非常にいいことなんです。が、かつてのような大面積伐採をやめているわけですから小面積伐採はいいことなんです。それをモザイクにやるといふことは、こういうシカにとつてのえさを豊富につくり出すという効果があります。こうなりますと生理的な条件も変わってきます。シカですと、それまでは二年に一遍とかと子供を産んでいた個体も、えさ条件がいいと毎年繰り返し繁殖できるというふうなことがあります。

したがって、こういう条件をつくり出すと、シカの個体数がどんどんふえていくという状況になります。○田村公平君 そうすると、どんどんふえていくというのは、森林を伐採して下草ができる、そうするとシカの本来の習性であった草原が部分的に出現する、そこへ実は我々は広葉樹を植えようとして苗木を植えるんですけども、それも実は食べられてしまう。これは、ではどうすればいいんですか、そのイタチごっこというのは、済み

○参考人(三浦慎悟君) 森林施業の観点からいいますと、シカの分布と重なるような地域においては、私先ほど述べましたように草地を造成するとか攪乱を与えていくということになるべくやめるような、だから自然林の施業とかあるいは長伐期施業といったような、森林施業で言えばそういう方向に切りかえていく、こういうことが非常に重要なのではないかと考えています。

○田村公平君 草刈参考人に同じような趣旨で、これをどういふふうにしていったらいいと思えますか。そういうさっきの、もともと平原にいたシカが山に閉じ込められて、それで山が一時的に平原になっていく、そうするとふえるということについて、対応策はどういうふうな考えをおられるでしょうか。

○参考人(草刈秀紀君) どういう方法がいいか、林業者ではないのでちょっと詳しいことはわかりませんが、例えば森林伐採をするときに、あらかじめ周りにフェンスをつくった上で森林伐採をするとかすれば、そこにシカが入ってこないわけなんです。伐採した後で慌ててフェンスを設けることがよくあります。ですから、伐採をする前にもう被害が起こることはわかっているわけだから、どういふふうにしていったらいいかというふうなことを検討していく方が可能性としてはいいのではないかと気がします。

○田村公平君 私いろいろ現場を見ながら考えてみましたら、電気を通した防護さくになりフェンスなりで人間の住むべきところと野生動物がすむべきところをもう完全に万里の長城のようにやっただ方が一番理想的だということはおわかったんです、何となく皮膚感覚で。

それで、これは吉田参考人にもお伺いしたいんですが、しかし考えてみたら、山あり谷ありで登山道も整備されていないし、実際上予算面からいっても、それから人間のそういう現場に入っていくってネットを張ったり防護さくをやったりする技術的な力というの、平場の作業じゃありませんので、谷を渡るためにはワイヤを張って滑車で

運ぶとか、そういうところばかりが僕らの住んでいる四国山地です。そういうことを考えたときに、折衷案というんでしょうか、折衷案というのは何かというと、やっぱりふえ過ぎたと思われる被害を及ぼすものを殺すというか、捕獲していくしかないと思うんですけれども、それについて吉田参考人はどういふふうにお考えですか。

○参考人(吉田正人君) 先生おっしゃいましたように、被害対策としてさくだけではないと思えます。さくなどの防除というのは短期的な被害対策でしようし、それから個体数調整というのは中期的な被害対策でしようし、一番重要な長期的な被害対策は、生息地を被害を出さないような環境に持っていくことだと思います。それができないと幾らさくをやってもイタチごっこということになるわけです。

ただ、問題としましては、例えば、私も先ほど羽山先生のスライドの中に出てきました青森の脇野沢村なども見ているわけですけども、今まで少額しか出せなかったときにはかなり被害が出ていたのを、今、農水省、文化庁、環境庁、それぞれがお金を出しましてかなりしっかりと防除効果は出てまいります。ですから、ある面ではそういった予算のかけ方というものが問題ではないかという感じもいたします。農林業の中で土木事業にはかなり予算がついておられますが、これから野生動物と共存を図っていくためには、野生動物と共存するための防除さくというものにもっと予算がついてもいいのではないかと私は思います。

○田村公平君 最後に、それぞれ四人の方々に伺いたいのではありませんけれども、個体数管理を現実的にできる人は猟友会しかないと思っております。山を一番知っていますし、動物の特性も知っております。私が幾らか今狩猟免許をもらって鉄砲を持って行ったって、それはとてもじゃない、シカとかイノシシを追うこともできない、イノシシを追いつくためには追いつく犬の訓練から始めなきゃだめですから。

ただ私も北海道の大学を出ておりますので状況は目で見ておりますが、シカ自体が起きている農業被害の大部分が牧草被害です、エゾシカに関しましては。そうしますと、エゾシカをふやす要因となっているのも牧草であります。ですから、当然のことながら、それを絶たなければ現在の爆発的な増加というのはとめることはできないだろうというふうに考えますので、まずそこをバリアを張るといふのが基本ではないかというふうに考

○参考人(吉田正人君) 私も生態学的に適正頭数
 というのは非常に難しいと思います。生態学的に
 は環境収容力、キャリングキャパシティーという
 言葉がございます。どれだけ生息できるかという
 そういう数ですね。これはその生息地の状況に
 よって変化するわけでございます。(OHHP映写)
 先ほどちょっとOHHPでごらんに入れましたけれ
 ども、一九七九年にはある程度こういう自然林も
 残っております。これがこういう形で植林地に
 変わったわけですけれども、現在は、植林地とい
 うのは植えたばかりのときはシカの食べるえさが
 たくさんあるわけです。ですから、今は一時的に
 環境収容力は高まっております。ですけれども、
 これが林になってきて、うっ閉した林になれば
 環境収容力は今度はまた下がってしまうわけで
 す。

ということ、ちょっとお答えにならないかも知れませんが、環境収容力というのはそのように時間的に変化するのでございますので、今六万頭まで減らして大丈夫だと思っても、その何十年か後にはその数で大丈夫なのかどうかということもまた別問題になってまいりまして、その適正頭数というのを決めるのは非常に難しい。ですから、手探りで撃ってみてはその影響がどうであったかというモニタリングを常にやりながら決めていくしかないんだらうと思います。

○参考人(草刈秀紀君) 道東にエゾシカが何頭か適正かというふうなことです、なかなか難しい問題で、何頭ということもなかなか言えない、数値のひとり歩きが出てしまいますので。科学的な面では、三浦さんも何頭かという科学的側面で言われていきますけれども、道民の方々にエゾシカの環境教育的な側面でのいろいろ話を聞いたところによると、やはりエゾシカがたくさんいた方がいいとかというふうなことを答える道民もいますので、それはやっぱり研究者と道民が、では何頭ぐらいが適正かという、その環境教育的な側面も含めて何頭が一番いいのかというようなことを検討していくことが一番いいのではないかと思います。

す。

○小川勝也君　また四人の参考人の方に簡単にお答えをいただきたいんですが、今回の改正でいわゆる農業被害を受けている方々、あるいはその方々に関係する国会に議席を持つ人たちが今回の改正に期待をしております。今回の改正で農業被害はある程度少なくなるのでしょうか、簡単にお答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(三浦慎悟君) 私の意見は、農林業被害を防ぐためには、基本的には防除の手段を、さく等の設置を一方で進める必要がある。しかし、これだけでは今のところ大きな増加、これは分布域の増加も伴ってまして、この一方の行き着く先は、例えば尾瀬なんかには、これは自然生態系の非常に重要な地域でありますけれども、かつてはシカのインパクトがかかつていない地域でしたけれども、こういうところにも発生する。それから、国立公園の非常に大きな森林生態系として重要な地域、これは阿寒も日光もそうですけれども、そういうところの森林更新まで大きく阻害するという格好になります。したがって、そういう点からいえば、やはりもう一方では一定の個体数調整が必要だというふうに思います。

農林業被害を起こさないような密度は一体どれぐらいなのかということです。これは、ゼロにしないと農林業被害というのはゼロにならないわけですから、その施策を徹底して追求するということは、これは野生動物保全の観点からいうとナンセンスであります。したがって、これは各地域の生態地の状況や、あるいは人間側の土地利用の状況をかながみながら、人間の利用地域は手探りで平方キロ当たり一頭ないし五頭といったような、これは当然幅をとるはずですが、それぞれを当てはめていって、そういう数にこれを一応の、生態学的な意味の適正密度という意味ではなくて、人間との共生密度と言った方がいいかもしれないけれども、そういう密度に落としていくという施策がもう一方では絶対必要なことだというふうに私は考えています。

○参考人(羽山伸一君) 今回農家の方々が期待されているというのは、今以上に捕獲ができるようになるという規制緩和の問題だと思うんですが、これに関して、現在の狩猟法で捕獲頭数の規制がかけられているというのは、哺乳類に関していえばシカぐらいなものであります。ですから、それ以外の動物について果たして効果があるのか、現在でも個体数管理はやっているわけでございますので、今回の改正だけを期待されるというのはむしろ難しいんじゃないかということが指摘できます。

○参考人(吉田正人君) 農林業被害の防止ができるかということですが、先ほど申し上げましたように、長期的には生息地管理がきちんとできないと被害はなくならない。残念ですが、鳥獣保護法は生息地管理まで含んだ法律ではありませんので、この改正だけでは農林業被害を防ぐことはできません。

○参考人(草刈秀紀君) 農林業被害が少なくなるかと。すぐに効果はあらわれないと思いますが、具体的な予算措置とかその防止体制とか、そこがうまくリンクしないといけないと思いますが、そもそも農林業被害の算定基準等についても問題があるというふうなことが出ております。例えば、WWFジャパンが近畿地方の野生ニホンザル地域個体群の実態調査というふうなことで近畿のサル研究会に助成金を出しておりますが、被害が出たというふうなところでこの研究者が実際に現地に行つてその被害をいろいろ聞いてくると、いや、被害はないとかというふうな答えが出てきたりとかというふうなことでして、被害の算定基準なり何が被害かというふうなことも明確にしない限りは、被害が減るかどうかというのははっきりは言えないのではないかと思います。

○小川朋也君　ありがとうございます。

○福本潤一君　公明党の福本潤一でございます。

　　今、小川委員から、今回の法改正で農林業被害が減ると思われるかという総体的なお話がありました。先ほど、私はともとと都会に住んでおる人

間でございますのでこの鳥獣保護法の法案自体も余り詳しくは知りませんが、法案の結論として、草刈参考人からさまざまな御意見をいただいた上で結論として提案が一つありました。

具体的な中身の質問をする前に、その提案は今回は見送りして、農林業被害対策を、具体的に長期の展望を立てて十分な合意形成をしてという、その方がよろしいのではないかとという提案がありました。

ですので、最初にそのほかの三名の参考人に、その提案に対してどう思われるか、それをお伺いしたいと思います。

○参考人(三浦愼悟君) 私は原則として賛成の立場で意見を述べさせていただきました。それで私自身は、草刈さんも含めての注文を幾つか出しています。

この法律の非常に重要なポイントが、現状ではできないと、農林業被害を抑えるためには防除である、それからやはり一定の個体数も必要だということとは多分お認めなさるだろう。ただ、現状では地方公共団体ではできないのではないかと、それからモニタリングシステムやフィードバックシステムが機能しないのではないかといったようなところが批判のポイントだったような気がします。

私の意見のポイントは、今、野生動物管理の体制をつくり出す制度整備をこの法律はねらっているということがこの法律の位置づけの重要なポイントではないかと。そういう意味で、私は原則として賛成したい、ぜひこの機会にお願いしたいという意見を述べさせていただきました。

○参考人(羽山伸一君) 私自身改正することに対して反対という意見ではございませんけれども、例えば今国会で改正した場合と次期国会で改正した場合とが大きく変わるのかということを考えたときに、今よりさらに農業被害の問題に対しての抜本的な見直しに取り組もうという姿勢がもし先生方にあるのであれば、よりよいものが期待されますし、一年の余裕というのはあるのではないかと思います。

○参考人(吉田正人君) 私は、この法律改正案が地方分権に関係します捕獲許可等の地方公共団体への権限移譲と同時に実施されますと、この法律がねらってあります科学的・計画的保護管理がきちんとできずに安易な方に流れるという心配がございますので、同時に実施されるのであれば反対でございます。

○福本潤一君 そこで、科学的保護管理ということと、私も前回、環境庁、農水省に対してさまざまな質疑をさせていただいたわけでございます。そのときにワイルドライフマネジメントという話をさせていただいて、そのときの答弁で、改正の中に、上限と下限というような形で考えたときに、下限のときに環境庁から千頭というのが一つ出ました。今回は狩猟法の意味合いと保護法の意味合いと両方あるようなので、保護の方の観点にちょっと絞って考えさせていただきます。

最初に三浦参考人に、生態系の話ではない、社会科学的な話だという話がありましたが、生態的な意味で生殖関係も含めて千頭いらないと保護できないんだという話がありましたけれども、これに関して御意見を伺いたいと思います。

○参考人(三浦慎吾君) 千頭という数は、存続可能最少個体群サイズという、生物学的に遺伝的な多様性を失うとか、数が少なくなると近親交配が進むとか、そうすると近交弱勢が起こる、あるいは雌ばかり生まれて繁殖できないとか、そういう集団の揺らぎの中で絶滅していく可能性はあるわけですね。(OHP映写)

では、最少でどれぐらいいいのかわかるのかというこの定義は、今後百年先に九〇％あるいは九五％が生きて残る確率という格好で定義されます。ただし、これは最低限でありまして、これを捕獲の目標にするということでは決してありません。これは地域の状況によって違うものでありまして、この数は、遺伝的な中身がどう変化していくのか、これは現在非常にホットな研究テーマでありまして世界じゅうの皆さんが研究なさっていて、実ははっきりした回答が出ていません。

ただ、現状を言いますと、国際自然保護連合、IUCNが、種の基準として千頭以下は絶滅危惧の対象である、こういうことを暫定的に決めております。これは種を対象にしておりますけれども、種の絶滅が地域個体群ごとに起こるといふ観点からしますと、やはりこの数を暫定的に採用するのが今のところ妥当なのではないかということ、IUCNの基準に従って千頭という数が出てきたものと言えます。

繰り返しますが、この数にしろという数ではありませんが、本州、北海道の各個体群が一律千頭ずつになるというところは、私自身は長い間シカを研究対象にしてきましたので、一律千頭にしてもらってもこれは困ります。ただ、絶対にここを踏み外してはいけないというラインであります。ちなみに千頭という数は大人の数であります。繁殖できる大人の数でありますから、千頭という数は、例えば半分は雌が翌年全部子供を産むとすれば翌年は千五百頭になるわけです。千頭それ自体も非常に振れているラインであります。そういう数であります。

○福本潤一君 そうすると、今の存続可能最少個体群という数でいくと、クマというのをちょっと取り出してみますと、クマやなんかは現状はもうとれる数ではないと言いつつながら、将来的に保護不可能な状況に入っている状態なのかどうか。そのこのところを伺いたいと思います。

○参考人(三浦慎吾君) 私は、岩手の五葉山というところで個体群の管理、個体数調整と防除を含んだ岩手県管理計画に参画しております。その最終的な目標は千頭ではありませんが、これは生息地のサイズそれから保護地域のサイズそれぞれを勘案しまして、トータルで二千頭以上ということを目指しております。千頭にするというだけではありません。それは地域によって大いに違うはずであります。

○福本潤一君 クマのケースでお答えいただきましたが、これにかかわり続けると、若干はかあつという間に十五分終わりますので、若干はかの質問もさせていただきたいと思っております。

羽山参考人、先ほど土地利用計画とかかわっているということで、法案の中身でいうと、野生動物保護のために農水省また建設省絡みの考え方もある必要だということでありました。

明治時代から比べると、明治時代の人口は三千万人ぐらいいすつと増減が余りないまま移行していったけれども、今一億二千万人ですね。それで、一億二千万人の人間が江戸時代の大名、將軍の生活レベルは維持しておるぐらいいの大変なエネルギーを使っている文明時代に入っておりますので、なかなか動物との共生というのは難しいと思っておりますし、狩と農林業被害の人の関係という単純な話ではないかと思っておりますけれども、土地利用計画の中で我々として提案として聞いておきたいなとお話を伺いましたので、ぜひともその面からお話をいただければと思います。

○参考人(羽山伸一君) 日本の野生動物あるいは生物の多様性を丸ごと残すのにどのぐらいいの面積が必要かということをごさつぱに経験則で御指摘いたしますと、大体日本列島の場合ですと約一万平方キロから数十万平方キロぐらいいのオーダーであらうと。ですから、このぐらいいのまとまった天然の生息地というのがあれば、それ以外人間は何をやっても大丈夫だろうというように考えております。

ただ、そういった場所が現在どこに残っているのかというのを考えますと、東北地方、これは日光から北側、それから中部山岳地帯と、もうこれだけであります。ほとんどのところが生息地は分断されておりますし、天然の林というのが失われております。ですから、もう既に残し得ない状況まで来ているんだという前提で物事を考えていかざるを得ない。

ただ、どうも聞いたところによりますと、女性が子供を最近産んでくれないということ、人口は二〇〇七年だか八年をピークにどんどん減っていくんだそうです。あと百年か二百年ぐらいいと人口が半分ぐらいいになつてしまふのではない

か。そうなたときに初めて土地が返せるんだらうというふうに私は考えております。ですから、あと二百年、どうやって現在の生物たちを遺伝的多様性を保ちながら残し得るのかという視点で生息地を残さなければならぬと、動物たちとの管理をやつていかなきゃいけないというふうに考えます。

お答えにならないかもしれませんが、許していただきたいと思っております。

○福本潤一君 人口問題というのはい方の大きな問題でもありますが、中国のように産児制限とかいう形で法律制限するわけにはなかなかない状況で進んでおりますので、また詳しいことは別個に伺いたいと思います。

今回来ていただいた吉田参考人にお伺いしたいんですけど、先ほどから農林業被害とその防除等の話が出てきておりますけれども、狩猟という観点しか有害鳥獣駆除の方法はないのかなというのがむしろ素人的に出てきた考えでございますけれども、狩猟以外または狩猟者に頼らないで何とかこういう対策ができないかなと思っております。吉田参考人、長年の経験の中からその面に関しての御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(吉田正人君) 狩猟者に頼らずに専門家で対応しているという外国の事例はたくさんございます。狩猟管理官のようなものを置いたり、ゲームウォーデンと言っておりますが、そういう専門家が撃つたりということもござります。狩猟者が減少していくということを考えると、将来的にはそういう専門家が行うということも考えていかなくてはならないと思います。

一つの事例を挙げますと、一番先を行っておりますのは小笠原村で、小笠原の中には六人しか狩猟者の登録者がござりません。ヤギが自然植生を破壊するということで、今は殺さずにとっておりますけれども、最初にそれを撃つてとらうと思つたときに、島内の狩猟者では足りないというので島外から狩猟団体を呼んできたんです。でも、地形にもふなれなものですから、島の山のごぼこ

した地形を歩けない、それから弾を撃つても当たらないということ、ヤギが全部海の中に落ちてしまつて、それをサメが食べてたくさん血が流れて、その漁業がしばらくできなかつたということもござります。

そういう形で、狩猟者頼りでは有害鳥獣駆除はできないという時代はだんだんと近くやつてくるんだらうと思います。それに備えてそういう専門家やちゃんと養成していくことが必要です。それまでの間、例えば千葉県などが実施しておりますように専門家のもとで狩猟者が撃つ、そういう形にしなければいけないと思っております。

○岩佐恵美君 本日は、参考人の皆様には大変お忙しい中ありがとうございます。

まず最初に三浦参考人に伺いたいんですが、奥日光のシラネアオイがシカの食害を受けて、弥陀ヶ池近くの大群落はほとんど全滅をしたと言われているわけですが、九三年に電気さくを設置した栃木県側ではある程度回復してきているけれども、九五年に対応した群馬県側はまだ復活をしていない、二年の差というのが決定的だったというふうな話があるわけですか。

それから、先ほど草刈参考人からお話があったんですが、植林をした後、被害が出て慌てて防除作業をしているということではなくて、植えたらすぐにちゃんとツリーシェルターをやればかなり被害は防げるのではないかとというふうな話も具体的にあったわけですか。

そういう問題について、やっぱり被害を最小限に防ぐためにやっていかなきゃならないことがあるし、それだけの努力が本当に全体的にされているんだらうかということも伺いたいと思います。

○参考人(三浦慎悟君) 御指摘のとおりだと思います。

それで、今の防除対策というのは、やはり科学的な根拠や経験を十分に踏まえたような格好ではなくて、それも専門家がいないところが非常に大きいだろうと思います。そういう専門家を固定し

て地方自治体の中に置くということは非常に重要なことだと思います。

御指摘の日光のシラネアオイですが、これはやはり根茎を食べてしまつて至れば回復が遅いし、可及的に対応した栃木県側は電気さくによって回復が可能であつたということですか。

ただ、話は脱線しますけれども、日光のこういう地域でシラネアオイという非常に目立つ群落だけを対象に防護さくを設置していくのがいいかどうか。シラネアオイを守ることもそれ自体は重要でありますけれども、そのほかにも植物の多様性、これは非常に原生的な自然環境ですから、そういうところのさく管理をどう進めていくのか、これは国民の合意といえますか一つの選択だと思います。国立公園内の自然生態系をどう守っていくのか、被害とは違う観点からの管理というこれからの大きな課題を提起しているだろうと思えます。

それから、長くなって恐縮ですが、先ほどのツリーシェルターの件ですけれども、例えばシカという動物は、若齢の、若い植栽したばかりの木から、それから壮齢木、これは角こすりによって起きますけれども、角こすりによって幹がはがれるという、造林の各成長段階でそれぞれ被害を起す動物です。そういうものに対して、若齢造林地が対象であるツリーシェルターだけをかけるというのはいいかどうなのか。

これについては私は決して反対しません。これが非常に有効な場合、例えばカモシカの被害に対してはポリネットとかツリーシェルターが非常に有効です。というのは、カモシカというのは葉っぱの先端を食べるという格好で被害を起します。したがって、口の届かない高さ、つまり若齢木が高さになれば一・五メートル以上になれば成長点を食へませんので、それ以降、つまり二齢級以降になればカモシカの被害はないのであります。したがって、それまでの段階、約五年プラスマイナスぐらいの間にポリネットやツリーシェルターをやるということは非常に効果的でありま

す。

だから、動物の生態や加害状況に応じて防除制御を行つていく、そういう工夫がこれから非常に求めらるんだらう、そんなふうに思います。

○岩佐恵美君 私が伺ったのは、今言われたみたいに非常に各地域、あるいは相手が農作物であつたり森林であつたり、あるいはシカであつたり猿であつたり、いろいろ違つていると思うんです。そういう違う動物を相手にどう対応していくかというところが求められているわけですが、駆除だけで本当にいいのかというのが皆さんから出されているところですね。生息地の保護とかあるいは専門官の配置とか、そういう問題も要望として出されました。

では、この法律を今たちまちやつた場合に、おこなれている部分があるわけですね。生息地の確保とかあるいは保護管理とか、そういう体制が整つていくように皆さん言われるし、私も現地へ行つてそう思います。そういうことで、駆除だけが先行していくんじゃないか、本当にそういう点大丈夫なのかということについていかがですか。

ちよつと時間がないので簡潔にお願いしたい。

○参考人(三浦慎悟君) 私は、確かにそういう生息地を確保するとか保全するということが非常に重要な施策だと一方で思います。ただ、現状の場合、やっぱり個体数調整というのが非常に大きな選択肢の一つである。私も動物と長い間かかわつてきましたので、一律にジェノサイドをやれという意味ではありません。

それで、シカについては、群れで生活する動物ですから、密度を全体に落とす必要があるというので、当面総量規制として密度を低下させる。一方、カモシカなんかは一頭一頭が孤立して生息しているわけですから、そういう加害を起している個体レベルで個体数の調整をやるべきだというふうに考えます。それから猿についても、これも全体に一律にといふ話ではなくて、人間を襲うような、人の家に入ってくるような、

それから人間がいてもおどすような、そういう猿集団に対してはやっぱり捕獲というのを先行させなければならぬ。こんなふうに種によってその対応も、個体数調整と一律に言っていますけれども、これは大いに違うということでもあります。

○岩佐恵美君 羽山参考人に伺いたいんですが、ちよつと参考人が書かれたものを読ませていただいたんですが、この中にE.U.のデカップリングという所得補償制度を紹介されているわけですが、これも、そのことについて簡単に教えていただきたいというふうに思います。

○参考人(羽山伸一君) 現在E.U.で進んでおります農業と環境の調和という政策の中で、実際には、スイスの山岳地帯の酪農の景観といひますか、そういったものを保存するために山から都会に出ないでほしい、景観を守ってほしいということと、そこで所得を補償する、給料を払つてそこで農業をやつていただくという制度が最初と聞いておりますけれども、そういう観点で、現在さまざまな野生生物の生息地を土地管理者が保全する活動そのものに對する所得をサラリーとして提供する、補償というのは被害というマイナスイメージではなくてギブ・アンド・テーク、野生生物のために働いた場合についてはそれに対する当然の見返りを支払うという、そういう制度が始まつたというふうに聞いております。

私自身は、そういう発想をマイナスイメージの被害というのではなくて、むしろプラスイメージとして自然保護のための所得の減収に対するサラリーという発想の転換が必要なのではないかという意味で買つたというふうに思います。

○岩佐恵美君 先ほどゼニガタザラシの話がされました。それから、この法案審議の際にジュゴン問題もあるわけですが、こういう言つてみれば海獣というんですか海の獣を守っていくために一体どうしたらいいのかということについて、もし御意見があればお話しただきたいと思

います。

○参考人(羽山伸一君) 基本的にこれは私の意見

としてお聞きいただきたいんですけれども、例えば水生生物に関しては農林水産省の水産庁所管になっておるわけです。ところが、水産庁の所管する法律の中で、例えば種の保存に関する法律というのをごいませんし、それからこういった鳥獣保護法に匹敵するような野生生物そのものの保護を志向した法律というのをごいませんで、やはりそれを整備していくことがまず第一かと思ひます。

むしろ環境庁というのは、こういった各土地計画官庁に対して野生生物をきっちり保護しないという監視の立場が望ましいのではないかとこのように思ひます。

○岩佐恵美君 吉田参考人と草刈参考人にお伺いしたいと思ひますけれども、海外ではいわゆるワイルドライフマネジメントというのがきっちり行われていて、ハンターが駆除するということがあつても狩猟管理官と一緒にいて行動する。きちつと計画に従つてやるし、それから生態系も保護するし全体の保護管理もうまくいっているという実例がよく話されるわけですが、そういう実例について少しお話をいただいて、その実態と今度の法律との違い、このまゝいっただけでどういふふうになっていくのかということについてお話をいただきたいと思ひます。

○参考人(吉田正人君) 私はそれほど詳しいわけではございませんけれども、この鳥獣保護法の今回の改正、十五日の審議の中で環境庁長官からドインを模倣したものであるというお話もございましたが、ドイツでは、そういった狩猟管理官、ゲームウォーデンという専門家をきちんと面積当たりに配置して、その専門家のもとで狩猟が行われ、その統計もちゃんととられてフィードバックされるという体制ができていていふふうに聞いております。ですが、今回の鳥獣保護法改正の中では、そういったフィードバック体制それから専門家の配置というものはございません。そういったところが大きな違いかと存じます。

○参考人(草刈秀紀君) ワイルドライフマネジメント

ントというのはゲームウォーデンがいろいろやるわけですが、その仕事の中に一つ重要なものがあるということをやつとつけ加えていただきたいと思います。

国立公園とかそういったところに来る観光客に対して、いかに野生鳥獣が重要かというような環境教育的なことも作業としてやっているわけでありまして、そこはやっぱり大変重要な点でありますので、今後ともそういった環境教育的な側面でもできるような管理官を養成する必要もあると思ひます。

○岩佐恵美君 もうちょっと時間がありますので、草刈参考人に伺いたいんですが、野生鳥獣保護でNGOがどんな役割を果たしているのか、それから今後どういう役割を果たしていかなければいけないのか、その点について伺いたいと思ひます。

○参考人(草刈秀紀君) 先ほどの意見陳述でも述べましたが、WWFジャパンで助成事業を全国の草の根NGOにやつておりますが、過去三年間の助成事業の一覧表が手元にありますので、ちょっと触らせていただきます。

先ほど申しました近畿地方の野生ニホンザル地域個体群の生息実態調査、これは近畿のサル研究会。それから、クマの森プロジェクト「クマの煙」をつくるというふうなことで、これはツキノワグマと住処の森を守る会というふうなところで、煙に被害が出ているから被害が出ないようなところにクマが食べられる煙をつくつてやろうじゃないかというふうなことをやっていたり、また東北地方のニホンザルの保全のための研究会公開講座、東北ニホンザルの会。それから、野生生物の保護に係る法体制の検討というふうなことで移入生物の規制問題を。それから、奥多摩山地において問題を起こしたツキノワグマへの学習付け後の移動放牧の試み、奥多摩ツキノワグマ研究グループ。それから、里山の動物と共生するための調査研究および普及啓発事業、これは社団法人の高知県生態系保護協会。それから、奄美大島、

徳之島における希少鳥獣の生息調査、これは奄美大島希少鳥獣研究会。それから、大規模草地を利用するエゾシカの生態的特徴と狩猟強化が地域個体群におよぼす影響、これは北海道大学の修士課程の研究者。それから、森林施業と自然保護区管理のあり方、大雪山国立公園におけるケーススタディー、これは大雪山国立公園森林生態系研究グループ。山形のカモシカの保全生物学的研究、これは山形カモシカ研究グループ。さらに、鹿により改変された生態系の保全に関する研究、これについては宮下さんという研究者。

このように当会の助成事業でも、今回の法改正にかかわるさまざまな地域のNGOに対してわずかでありますが資金提供をしながら、いかにしていったらいいかというふうなことである面では協力しているというふうなことをごいします。

○大淵綱子君 参考人の皆さんには、大変貴重な御意見を聞かせていただきましたありがとうございます。

三浦参考人にお伺いをいたします。

草刈参考人の方から地方自治体へのアンケート調査ということで参考意見が述べられて、地方にはまだこの法律が施行されてもなかなか受け皿がないのではないかと御意見が寄せられておりますけれども、私どもの手元に来ます意見の多くも、地方への移譲は時期尚早であるとか、自治体の人員、予算、技術、研究施設等の充実あるいは鳥獣保護体制の整備をしてからでないとかこの法律の改正が難しいのではないかと御意見が随分と寄せられておるところでございます。

三浦参考人は、この法律の施行によってその体制がつくられていくんだというふうにお考えになつていられるように私自身は聞いていたわけですが、それでよろしいでしょうか。

○参考人(三浦慎悟君) 私自身はそう位置づけております。

少ない経験ですが、岩手は管理計画をつくった後、モニタリングやフィードバックシステムがいかに重要かを認識し、専任の担当者を置

き、来年度には研究機関を人数は少ないですけども曲がりなりにもつくるという方向に行つていきます。

だから、それぞれの管理計画をつくりそれを県で適正に位置づけていただく、草刈さんの御指摘は私も読ませていただきました今このところ非常に心配はしておりますけれども、そういう大きな契機になるということとして私は位置づけております。

○大淵綱子君 現行法でもそういう体制づくりが可能だということに対しては、どうお考えでしょうか。それではできなかったから、よりプッシュをする、押す力としてこの法律が必要だということにお考えでしょうか。

○参考人(三浦慎悟君) 御指摘のとおりだと思います。

それで、計画制度の中に目標とそれからそれへ向けてのステップ等々をつくるという、管理計画をつくるということがそれへの大きな寄手になつていくわけであつて、現状のように有害鳥獣をただやっつけていくことではあれば、この改定がなければそういうことになるわけですが、これは法律に支援されてそういう計画をつくるということが大きな飛躍につながるのではないかとこのように思ひます。

○大淵綱子君 吉田参考人、今の続きになりますけれども、もしこの改正案が通りますと、有害鳥獣駆除の方が先行されてしまつて保護する方の対策がおくれるというふうにお考えのようにさっきお聞きいたしましたけれども、どうでしょうか、体制を整えてからということの方が私はよいのではないかとこのように考えますけれども、お考えをお聞かせください。

○参考人(吉田正人君) 有害鳥獣駆除に関しましては、もう既に実質上町村がやっているんだから何も変わらないのではないかと、そういう御意見もございします。ただ、そういった悪い状態に固定してしまつたということが非常に問題でございまして、一方できつとその予算もつけて人員をつけ

てという決意を持った都道府県はきちんとやっていけるでしょうけれども、かなり多くの自治体がそこまではできないので、地方分権で権限移譲された形の有害鳥獣駆除という道を選ぶという、そういう心配が強いのではないかと私は懸念しております。

○大洲絹子君 羽山参考人にお聞かせいただきました
 と思います。

私は新潟県に住んでおりまして、佐渡のトキが絶滅するということを非常に残念に思っている者の一人でございますけれども、かつてトキは有害鳥獣の中に位置づけられておりまして、佐渡では日常的にトキを捕獲するというようなことが行われておったんですね。ところが、気づいてみたら、もう何羽しか残っていないという状況に迫いやられてきてしまっているということが歴史的にあるわけです。

環境庁は、今回の鳥獣法の改正に当たっても、私たちへの説明には、すべての野生動物について個体群管理を充実させていくので種の保存というのは大丈夫だというふうに言っているんですけど、私自身は、先ほどの遺伝子の問題もありまして、環境庁が個体群管理だから大丈夫だと言っていることに對して、羽山参考人の考え方をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(羽山伸一君) さっきも指摘いたしましたけれども、今回の主な規制緩和の部分で各自自治体が、言い方は悪いですけれども、飛びつくというればシカについてだけだというふうに考えます。

私が非常に今回の改正案で残念だったのは、特定計画が任意の制度である、義務づけられなかったということにあると思います。それは今御指摘された個体群の絶滅を引き起こす原因をむしろ防ぎ切れないのではないかという意味づけなんです。

これはもう少し誤解を恐れずに申し上げますと、例えば猿について、私がもし農家の方の立場に立つ非常に職務に忠実な行政官だとした場合、自分の県内にいるニホンザルの個体群はやはり早

く絶滅させるという選択肢をとると思います。それは現行法では、種の保存法にも触れませんが、鳥獣保護法にも抵触しないというふうに私は考えております。

これを防ぎ得るのは、まず種の保存法で個体群というのをきっちり位置づける。それからこの鳥獣保護法の中で、特に絶滅に瀕する、環境庁がレッドデータブックに載せているような種に関しては特定鳥獣計画を義務づけるということをしないう限りは、早い者勝ちで絶滅させるという選択肢がとり得るということでございますので、非常に危惧しております。

○大淵絹子君　ありがとうございます。

環境庁の説明の中に、尾瀬沿にシカが入り込んで、非常に尾瀬の植物保全をしてきた地域がシカによって荒らされる被害が出ていることを危惧するということが言われております。雪の降るところには普通は生息しない、そういう地域に、尾瀬というところは雪深いところというふうに思いますが、そこに夏場だけシカが入り込んでくるということです。

これらについて防衛できるというか防ぐような何かいい方法はないのでしょうか。防護さく等々尾瀬じゅう全部にさくをめぐらさなければ入り込むことを防ぐことはできないのかどうかということとを、草刈先生のお考えをお聞かせいただけませんか。私はそれは何とか防ぎたいなというふうに思っています。

○参考人(草刈秀紀君) 尾瀬のシカの現状については、私も直接現地へ行っていませんので、具体的なところはちょっと言えませんが、夏にシカが入ってくるというふうなことで、尾瀬というのは国立公園で多くの観光客が当然入ってくるわけですし、例えばその観光客がこの地域にシカが入っ

てきましたよとかというふうな、観光客にも一緒に手伝ってもらってシカが入ってきたらシカを排除するような、そういう体制づくりができればいいのではないかなというふうにちょっと今思った

んですが。

○大沢綾子君 三浦さんでしたか。さっき尾瀬のシカのことに触れられていたので、何かお考えがございいますか。いい案がありませんでしょうか。

○参考人(三浦慎悟君) これは、やはり国民全体の一つの選択肢だろうと思います。尾瀬という生態系をどういう方向へ持っていくのか。

一方で、関西の方で大台ヶ原というところがありますけれども、そこにもシカがいて、非常に貴重な群落であるトウヒが皮を剥皮されて絶滅に至りつつあります。そこを一般のハイカーの方はシカに出会える環境ということで非常に喜んでるのでありますけれども、ここの環境がトウヒ群落がなくなるとともに非常に単純なササ群落に変わります。これは多様な生態系を守るといふ観点ではいかがなものか。

尾瀬についても同様でありまして、ここには非常に貴重な植物群落がたくさんありますし、それが採食圧が高ければ芝群落へ移行する可能性を持っていますけれども、そういうものとして我々が了解するかどうか、それが多数の国民の意見かどうかと思います。一つのサジェスチョンとして

は、やはり動物のインパクトを受けていない厳正な生態系というのもこれは貴重な生態系として保存されるべきだというのが私自身の考えであります。

したがって、ここに出てくる個体群については、やはり集団そのものを除去するというのが私は大きな選択であるというふうに考えます。

○大淵絹子君　ありがとうございました。
○泉信也君　きょうはどうもありがとうございました。

国民の多くの方々のこの法律に対する関心は、一方では大変かわいそうだという発想からの意見と、農業等に従事しておられる方にとっては大変

腹立たしいあるいは収入の減少につながるという
思いからの議論だと思っておりますが、きょうは
高い立場からの御意見をいただきまして本当にあ
りがとうございました。

先ほど羽山参考人から、弱い者同士のいじめ合っている状態だと、まさにそういうことが今この問題の根っこにあるんだと思うんです。そこで、私はこの状態をどうやって脱皮するかということで、今回のような科学的なあるいは計画的な管理ということが大変重要であるというふうに思っております。ただ、お話を伺いますと、研究の途上にあるとか、なかなかつかみづらいというようなのが実態だということもよくわかりました。

そこで、先ほど御質問がございましたけれども、国と地方との管理の問題で、地方にもう少し責任を持ってもらおうということが今回の法改正の目玉になっておるわけです。

羽山先生、まず国とか県でやれば十分な状態でないことはもう先生現状は御承知だと思いますが、モニタリングが必要だとかあるいはフィードバックが必要だという諸先生方の御指摘からしましても、できるだけ現地を知っておる実態に近い人たちがその責任を負ってやる方向に向かうべきではないかというふうに私は思うんですが、いかがでございましょうか。

○参考人(羽山伸一君) 先生御指摘のとおりだと思います。

のが極めて大事な視点でございますけれども、問題は、野生動物管理に必要なのは資金とそれから人材であります。これが確保されるという前提がこの法案の中で読み取ることができないということが多くの方が危惧されているところでして、個体群管理そのものについて反対しているということではむしろないのではないかとというふうに私は考えております。

○泉信也君　今の心配は確かにそうです。
しかし、では国が十分今関係省庁にその予算を

配分できておるかという、これまた不十分だということが私はあると思うんです。

そこで、基本的には地元でやっていくという、今、羽山先生がおっしゃいましたような予算とか

それで、二年前に個体数の調査をしました。とつても産み出していくというのが一方で続いていますから、個体数としては四千頭です。これはシミュレーションをやりまして来年に二千頭になる予定になっておりまして、これも実際に来年にヘリコプターのセンサスをやって二千頭になるかどうかというのを調べる予定になっております。それで、個体数の総量規制を今のところやっていますけれど、個体数の減少とともに被害量は、これは七年までの統計ですが、八年を経過して九年は一億九千万、ピークは七億近かったのでありますけれども、一億九千万まで落としてあります。

管理計画というのは、とり方も工夫しながら、個体群のモニタリングとそれから被害状況のモニ

タリングを進めながら目標に持っていくという、こういうプログラムであります。

○泉信也君 どうもありがとうございます。終わります。

○委員長(松谷重一郎君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多用のところ御出席を賜り、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきましたこと、誠にありがとうございます。委員会を代表して、ここに厚く御礼を申し上げます。

(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時二十六分休憩

午後一時開会

○委員長(松谷重一郎君) ただ今から国土・環境委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、岡崎トミ子君が委員を辞任され、その補欠として今井澄君が選任されました。

○委員長(松谷重一郎君) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村公平君 参議院の国土・環境委員会調査室につくっていただきました資料、大変よくできておりまして、その五ページに、「地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会においては、わが国に生息する野生鳥獣の保護管理について、国と都道府県が適切に役割分担すべき旨の勧告が平成八年および平成九年になされている。」「このように記述が「本法律案の背景および提出経緯」という中に出ております。

そこでお尋ねしたいんですが、地方分権推進委員会、これはけさ参考人の方のお話にも分権と

いうことで出てまいりました。整理をしてお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(保坂栄次君) お答えいたします。地方分権推進委員会におきましては、鳥獣保護に

関しまして、第一次勧告から第四次勧告におきまして、機関委任事務の廃止に伴いまして、一点

として、国設鳥獣保護区内における鳥獣の捕獲許可等の事務については国の直接執行事務とするこ

と。第二点といたしまして、現行の都道府県知事による鳥獣保護区の設定及び鳥獣の捕獲許可等の

事務、鳥獣保護事業計画の作成などを都道府県の自治事務とすることなどについて勧告いたしました。

また、権限移譲につきましては、一点といたしまして、鳥獣の捕獲等の許可などを市町村へ移譲し、この場合移譲する事務の範囲等については都道府県の条例で定めるものとするとともに、都道府県は市町村に対し広域的な観点から必要な指示を行うことができること、そして、国は渡り鳥等の急減などの緊急時には都道府県が市町村に対して必要な指示を行うよう指示することができるものとすること。第二点といたしまして、猟区の設定に当たっての国の認可は都道府県に移譲することを勧告したところでございます。

これらの勧告は、地方六団体の要望をも踏まえ、関係省庁と協議の上、勧告したところでございます。

○田村公平君 地方六団体とよく称しますが、関係省庁との協議というお話が今ありました。二、三で結構ですけれども、具体的にこの法律に

関してどういふような協議がなされ、どういう問題点があったか、おわかりでしたらお答えください。

○政府委員(保坂栄次君) お答えいたします。当委員会の勧告につきましては、勧告時に施行されております法律を対象として地方公共団体の事務区分の再構成などを行ったものでございまして、実は現在当委員会において審議中の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案に

は、この地方分権推進委員会の勧告に係る部分は含まれていないというのを承知しております。

○田村公平君 含まれていないとしますと、含まれておるのはどこへ行っちゃってしまっているんでしょうか。

○政府委員(保坂栄次君) 今国会、政府から地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案、いわゆる地方分権一括法案が提出されておりますが、この地方分権一括法案において、

地方分権推進委員会の勧告を受けて、昨年五月二十九日に政府において閣議決定されました地方分権推進計画に基づいた鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の所要の法律改正が行われるものと承知しております。

○田村公平君 「本法律案の背景および提出経緯」ということで「地方分権推進法に基づき」という文言があつて、そういうことで地方分権推進委員会に今お尋ねをいたしました。背景がよく理解できたと思ひます。ありがとうございます。

それで、林野庁というよりも農水省にお尋ねしたいんですが、この前の質問のときも被害についていろいろ出ました。その中で、私は特にヒノキとかトチノキとか山桜だとか杉、ヒノキもわかれば教えてもらいたいんですが、苗一本は大体幾らぐらいですか。

○政府委員(山本徹君) 苗一本当たりの価格でございます。高知県を例にとりますと、杉、ヒノキで六十五円程度でございます。

○田村公平君 この六十五円というのは、実は農林省の方で研究所、施設等があつて品種改良等もやっていたらどういふように聞いておりますけれども、これは林業者が手に入れる価格として六十五円というふうに承知してよろしいんでしょうか。

○政府委員(山本徹君) そのような性格の価格でございます。

○田村公平君 そうしますと、物部村を例にとらせてもらつて話をさせていただきましても、林業に従事しておる人たちの現金収入というの

は、自分の労働力を入れてなおかつ植林して、間伐をやつて伐採して、その間に五十年とか六十年という時間がかかつて、それまではお金あるいは労力が出ていくばかりです。五十年、六十年のサイクルで、切り出して原木市場に出した時点で初めて現金収入になってくる。これは実は、南洋材とか外材がはいり入ってくるものから、山が荒れておるといふのは、間伐材もほとんど商品価値がない。そういうことで、林業というものは経済的にもうからない産業というか事業になっております。

この六十五円の苗をしょいこに目いっぱい担いだとしても大体五十本ぐらいが限度だと思ひます。なぜかといいますと、一つには、高齢化率が高い。それから山が急峻である。そこに植えます。植えて、シカがそれを食べてしまふ。そうするとまた一本当たり六十五円を出して買つて、また山に入つて植えます。そのことの繰り返しの結果が、この前の十五日の委員会でも言わせていただきましたけれども、六ヘクタールに及ぶ山が全滅してあります。

その前に、実は森林火災がありまして、物部は大変林業の盛んなところだったんですけれども、植えざるを得ないし、そして今環境の問題もありまして、杉、ヒノキよりも広葉樹を植えて復層林にしていくということをやっておりますけれども、そこいらがうまくサイクルが立ち行かなくなつてきております。

その物部村の被害の実態等についてはどのようなことか、この前明確に答えをいただけていませんでしたので、林野庁がもしおわかりでしたら教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(山本徹君) 被害の実態は先生の御指摘のとおりであらうと思ひます。

大変肝心なことは、先生だいたいお話しございましたように、山に住んで、国民にとって大切な緑、森林を育てる人たちが本心にやる気を出して山を育て管理していただくことだと思つておりま

す。私も、そのためにいろんな面で努力していかねばならないと思っております。

被害が現実発生した場合には、被害地の造林事業ということで、おおむね国の補助率で五割程度あるいはそれ以上の補助をもって造林地の復旧のお手伝いをさせていただいております。また、いろんな鳥獣害等につきましては、防護さくの設定や忌避剤の散布等々について、特に平成十一年度から造林の公共事業の補助対象に加えるなどして、鳥獣害の防止対策にもできるだけお役に立つような工夫を私どももさせていただいております。

それから、火災についても、これも未然に火の用心をしていただいて、山、特に森林を利用される方などの不注意でこういう事態が発生する場合があるわけでございますけれども、山火事の予防を呼びかけ、また火災が発生した場合には、これをいち早く発見するための森林の巡視の制度等についても、これは自治省とも御相談しまして森林組合や町村に森林巡視員といったようなものを置くように平成十年度から措置いたしました。また、実際に火災の被害については災害復旧を行うことにいたしております。

できるだけさまざまな点から、物部村の林業、森林を担っておられる方に御支援をまいりたいと考えております。

○田村公平君 何でこういう質問をしておるかというの、後で森の回廊とか森の案内人養成講座ということに関連してきますので、しばらく林野庁につき合ってもらいたいんです。

昨年の参議院選挙後に、全国に三百ちよつとあった営林署を約三分の一に統廃合いたしました。それで、私どもの高知県に唯一の出先機関の局として存在しておった営林局も四国森林管理局というふうに名称が変わり、それも統廃合の一環であります。

全国に三百あった営林署を三分の一にしてしまった。そういう中で、鳥獣等の被害あるいは森林被害の調査、僕は、猟友会の方々はそういう意味では山を知っておる貴重な一人だと思います。

営林署に昔から勤務しておって現場を歩いておる方々も、自然と山に關係している仕事をしていきます。まさに「森の回廊・四国」では「人間と生物の共生をめざして」というサブタイトルまでついているわけで、もしこの法律が成立したときに、いろんな計画を立てていくときに協調してやっていただける非常にいい機関だというふうに思っております。

それが三分の一に出先機関が減っておるといって、林野庁自身の本業プラス環境庁や都道府県との連携プレーというのを考えたときに私は不安感を持つものですけれども、それについて林野庁はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(山本徹君) 先生御指摘のように、営林署、営林局については、本年三月に、昨年成立させていただきました国有林の改革法に沿って整理統合させていただきました。これは、行政改革が現在重要な課題でございます。私もそういう点から組織を見直し、組織の徹底した合理化、縮減を図ったものでございます。また、この改革に当たって、伐採、造林等の現場の事業につきましましては全面的に民間に委託することにいたしましたので、国有林の機関はこれを発注する業務、それから森林の管理等の業務が中心になります。

鳥獣被害等についてでございますけれども、森林管理所の出先の機関として全国に千二百五十六カ所の森林事務所がございます。ここには森林官が配置されておまして、この森林官が鳥獣の被害等についても被害状況を把握いたします。その結果に基づいて、シカやカモシカ対策等に必要なる防護さくの設置とか忌避剤の塗布等についてはこれを適切に実施することといたしております。

○田村公平君 森林官というのは、ドイツでは大変歴史と伝統がありまして、戦争が終わると貴族の退役軍人を森の番人として森林官に任命したという長い歴史の中で、ドイツの人たちは職業としての森林官に大変誇りを持っておりまして、子供が就職を希望する人気の高い職業の一つであります。

我が国では、国有林野の管理者としての森林官という制度は新しいように私は思っております。何もドイツをそのまま見習えという意味ではありません。我が国には、我が国に合った国土、風土があると思っております。

それらの教育や仕事の使命といましようか使命感のようなもの、どういふふうなものか教えていただきたいと思っております。

○政府委員(山本徹君) 先生御指摘のとおり、ドイツでは森林官は大変国民的にも尊敬されている職業でございます。私ももこういった例に見習って、国有林の森林官についても地域の住民の方々に尊敬されるような、信頼されるような国有林の管理、また国有林の管理だけではなくて地域の山村のさまざまな森林や緑の問題、あるいは地域の活性化、振興の問題等についても適切にアドバイス、御指導、御相談に応じられるような専門家として育てていくことを期待いたしております。

私も、国有林の職員、行革のもとでこれから少数精鋭でいくことになるわけでございますけれども、研修等にはこれまで以上に力を入れていきたいと思っております。また幸い、最近森林、緑に対する国民の皆様の理解が深まって、こういった森林の管理、緑づくりに一生をささげたいというような新卒の応募者もたくさんおりますので、私も、職員の資質の向上、また国民、地域住民に期待される業務への取り組みについて、先生の御指摘のとおり研修なり研さんに一層努力してまいりたいと思っております。

○田村公平君 ここでもちよつと森の回廊ということについて、森の回廊というのは余り知らない人にもいると思いますので、自分なりに要約して読ませていただきます。

かつて四国はほとんどがシイとかカシを主体とする天然林に覆われておりました。いわゆる広葉樹林であります。その中には、多くの動植物が生息して安定した生態系を維持しておったと考えられております。考えられておるといふのは推定であります。記録が全部残っているわけではありせんので。現在では森林は四国全土の約七四％を占めていますが、そのうち約六四％が杉、ヒノキを主体とした人工林に姿を変えております。いわゆる人の手の加わっていない昔ながらの原生林といふのはもうわずか一％にも満たなくなっています。そういう急激な変化。

私は、この前も言いましたけれども、自分がそういう体験の中に育っています。かつて森林は僕らにとつては、木材を生産するだけではなくして、薪を拾ったり炭を焼いたり、あるいはわなをかけたなり、狩猟等によって得た貴重な動物たんばく源として、もちろんキノコもそうでしたけれども、いろんな恩恵を受けておりました。

やがてうちの田舎にもプロパンガスが配達されるようになり、電気もつくようになり、また、僕なんかには山は石鎚山に象徴されるように信仰の場所でもありました。しかし、現実には、ガスや電力にエネルギー源は置きかわり、食料は大部分が輸入されるようになり、さらに森林は開発の対象となってきました。人間と森とのかわり合いは極めて薄くなりました。そういう意味では、今、動植物の絶滅、減少、生物多様性の低下、樹木に対する食害の発生など、深刻な形が自分たちの生活圏の中にあります。

例えば高知県であれば、トサカンランが非常に盛んなところでもありますけれども、そのカンランが貴重なランであるがゆえに採取されて、貴重だから値段がつく。そういうことを含めて、植物二千三百八十五種のうち絶滅のおそれがあるものが八百十二種、生息可能な哺乳動物四十五種のうち絶滅のおそれがあるものが十七種という深刻な状況になっております。また、シカ、カモシカ等による新しい苗木の被害は特に深刻でして、先ほど申し上げました物部村のみならず、かつて林野庁に王国とまで言われた魚梁瀬のある魚梁瀬地域では苗木はほぼ全滅しております。これが全部被害です。

それは、かつてはシカやカモシカの生息地で

あった天然林が、きょうの午前中の参考人のお話にもありましたけれども、大規模に伐採されてその跡に杉、ヒノキが植栽された結果、伐採した跡は下草、やわらかい草や灌木類が生い茂る、そうすると苗木も一緒にシカが食べてしまっています。そうすると、子供の死亡率が低下して個体数がふえていくという因果関係になります。

そのような森林生態系の変化がもたらした生物たちの危機的な状況と、そのことによる人間をも含めた生態系のバランスの崩壊に対処するため、この四国に森の回廊と呼ぶ構想を打ち立てて人間と生物との共存を可能とするような森林の状態をつくり上げていきたいということで、既に平成十一年三月でございますが、「森の回廊・四国」準備会、四国森林インストラクター会というのができておりますけれども、こういうことについて環境庁及び林野庁は承知をしておりますでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) 今、先生お話しした四国山地を対象に地元関係者によって提唱されております森の回廊構想につきましては、長期的な生物多様性の保全を図る上で重要な取り組みであるというふうに認識いたしております。環境庁といたしましても大きな関心を持っており、ところでございます。

特に生物多様性保全という国家戦略、閣議決定されておりますが、これにおきましては、まとまりのある比較的大きな面積の地域が保護地域として適切に管理されて相互に有機的な連携を図ることを長期目標としておりまして、国土規模での生態系ネットワークの形成を目指しておりますが、その際に森の回廊といったような生物の生息地の連担というところは大変重要な視点であるというふうに理解しているところでございます。

○政府委員(山本徹君) 林野庁におきましても、先生御指摘のとおり、高知県の森林インストラクター会あるいは高知県の職員の方々等の有志の方で、四国山地における野生生物の生息地とそれを樹林帯で結ぶ森の回廊の御提唱は、私も承つて

おります。

○田村公平君 この森の回廊の計画を実際に計画案としてつくっていくのは二〇〇二年ぐらいを目途にしております。これは足摺岬からずっと黒尊山塊、そして愛媛の石鎚山系、それから四国の中央構造線沿いにずっと行って室戸岬まで、つまりわたりやすく言うところ石鎚山から三嶺、剣山、そこをうまくつないで、もちろんその間には通常の民有林もあれば国有林もあります。人工林もありますけれども、なるたけ本来の原生林に近いところをネットワークして、その中に鳥獣がすんで暮らうようにする。うちは鳥獣被害が大きいものですから、里になるたけおりてこないように共生をする。

だけれども、それがもし計画どおりいったとしても、二百年ぐらいのサイクルを見込んでおるような計画です。二百年後は当然私は生きておりませんから、本当にそれがもしでき上がったとしても人と動物との関係がうまくいくかどうかというのは、これは大きな実験のスタート段階でありますけれども、そういう努力をしておるということも当委員会の同僚議員の皆様方にも知っていただきたい。

僕は、けさ、小川議員のお話を聞いておいて、北海道のエゾシカの話は、何か僕らのように、もちろん北海道にも山はいっぱいありますけれども、急峻な山の話じゃないような感じを受けた。あれだけの頭数がいれば、一頭が百キロぐらいとして、それを撃つたとしても道路のあるところまで持ってくるというのは、百キロという人間一人じゃ持てません。非常に頑健な人が三、四人がかりで運ばねといかぬ。これを駆除するといったって大変だと思つて、それに比べたら四国は恵まれていて、かなと思つたら、今度は地形的には余り恵まれていない。

そういう実験というのか、いいことをしようと思つていことがぜひ成功して本場の意味で、まさか我々、また炭や薪を拾ってきてランプで生活する、夜明けとともに起きて働いて、日没と

もに獲るような生活には戻れぬわけですから、そこでやっぱり英知を出し合つてやっていきたいというものの一つだと思つております。そういうことでちょっと披露させていただきます。

この企画も、私の山を登る仲間、県庁の職員で塚地君というのがいて、彼の非常に超人的な努力によって各行政関係や市民団体の方々が一緒になつてこういう案をつくつていっておるんです。それともう一つ、これは当時の高知の営林局に大変お世話になつて、塚地君や営林局の方々、もちろん出先の営林署の方々も一緒になつてもらいまして、森の案内人養成講座というのをやっています。これは、平成八年が六百六十人、平成九年が六百五十人、平成十年が三百五十人。これは第一回目の講座がきのう開かれたと思ひます、大方町というところで。こゝしは幡多郡という西の方に講座の場所を動かしたものですから百五十人ということですが。

そういうことで、農林水産大臣公認の森林インストラクター資格取得者の養成を目指すためにこういう森の案内人養成講座というのをやっております。これ、これも森の問題だけじゃなくして動物保護等々の環境問題を含めたことをやっておりますけれども、環境庁はこういうことは知っておりますか。

○政府委員(丸山晴男君) 森林とのつき合いというのを進めようということで、高知県が文化県構想の中で、県民の方が森に親しみ、安全で豊かな暮らしをしていくということで、アドバイザーである森の案内人を養成するということをやっております。これは十分承知いたしております。今後とも、その充実につぎまして、環境庁としてもお役に立てることはしてまいりたいと思つております。

○田村公平君 林野庁の方には庁舎の会議室を貸していただいたり、スタートのときからお世話になつております。営林署が三分の一に少なくなつていったりする中で、御案内のとおり私も一生懸命今たばこを

吸つておりました。林野庁の赤字の一助になつていんじゃないかと思ひます。財政的にも厳しい中で、直接的に木がお金に化けるわけじゃない、直接的な対価が出てこない地道な運動なんです。これを引き続きやっていく気があるかどうか、お尋ねします。

○政府委員(山本徹君) 先生御指摘の森の案内人、毎年六百六十人あるのは三百人という方々の方々を高知県民の皆様が森林に親しんでもらうためのリーダー、アドバイザーとして養成していただくことは、私も心から敬意を表している次第でございます。

私も、こゝしの二月に中央森林審議会というところで答申をいただきました。森林というのは木材生産の場でございますけれども、あわせて今、地域の住民の方、国民の方にとって大変重要なのは、健全な青少年の育成の場、野外教育、自然教育の場としての森林を提供するということ。

それから、若い方、お年寄りの方も含めて健康づくり。森林に入ることとはさまざまな人間の生理、心理にいい影響を与えたりと言われておりますが、健康づくりあるいはレクリエーションのための山登りや森林の散策、こういった場所として森林を提供すること。さらに、ボランティアの方々の森づくりへの活動、それからもちろんさまざまな鳥獣の生息の場としての場所の提供等がございます。

そういった目的のために森林を整備し、また国民が利用していただくためのフィールドを整備するということも重要であるとされておまして、森の案内人の養成というのはこういった森林教育や山登り、森林のレクリエーション的な利用のリーダーとして大変重要な役割を持ってもらえると考えております。

森林インストラクターの制度を今お話しして、これの資格取得も目的としておられると承つておりますが、森林インストラクターはまだ全国でも七百七十名、高知県は十八名でございます。ぜひ森林インストラクターの資格をどんどん取得してい

ただ、国民や高知県民の方々に広く森林教育
あるいは健康づくりの場としての森林を利用し
いくためのリーダーとして育てていただくこと
心から御期待申し上げ、また私もそのための
できるだけの御支援はしてまいりたいと思っ
ております。

○田村公平君 どちらかというと、建設省は公共
事業主体型で自然をどんどん破壊するといふ
に昔言われたことがあります。しかし、建設省が
第十一次道路整備五カ年計画を策定したとき
その中に景観とか修景ということがうたわれま
した。それと同時に、高速道路やあるいは大型
の四車線とか、一般国道のみならずそういう道路
を開く場合にはたけ生態系に影響を与えないよ
うに、けもの道もあけてつくとかいうこと
をやってきたのがヒントになりました。森の回復
かいうことを考えるようになったわけです。た
だ、これには大変時間がかかりました。

私は、高知県に生まれ育った人間として、そ
ういう体験を持つ者として、そして十五日にも
をさせていただきましたけれども、地元新聞に
「よさこい談話室」というコラムというか、取材
のあれがちょっと出ました。

金曜日、土曜日、日曜日と、十年以上かか
りした愛媛県に抜ける寒風山道路の落成式に行
きまして、そこでいろんな人に会いました。そ
れから、窪川町というところでもいろんな人に
会って、シカの被害やイノシシの被害をよく
言ってくれた。猟友会の支部長さんもおられ
ました。よく言ってくれたけれども、駆除に当
て、おまえら悪いことをしてやるんじゃないか
とか動物がかわいそうじゃないかということで、
被害があつて判をつきたいんだけれども、町の
人にそういうふうには言われると、被害は中山
間地域で山の方で、判をつくのにも勇気が要る、
何か悪いことをしているみたいと言われると。

大体、中村市の猟友会の支部長さんをやつて
おられる方は、竹屋敷とかいいまして私も林
野庁の分収育林ホの十班を五千万円で持つて
おる山奥で

ございますから、そこらで出た被害について、
村市は人口三万人程度ですけれども、中村市
にもいわゆる市部と郡部があるわけです。被害
は山の方の郡部で起きておりますから、そう
なかなかに判をつけない、そういうことをせ
わかつてほしい。そういう当面の問題につ
きあつた対応をしていただかないと、冒頭
申し上げましたように、物部の例も言いま
した。これは清流四万十川の河口部分に位
置する中村市です。だんだん人がやる気が
なくなつてくる。

この前も言わせてもらいましたけれども、イ
ノシシなんというのは米が実つたときに出
てきます。そして、食べるだけ食べてお
いて、そのほかの稲も全部ごろごろぐるぐ
らひっくり返りながら荒らすものですから、
田んぼが全滅します。全滅してからは、や
れ防護さくだ何だかという駆除の話にな
ります。そうすると、稲が実つてくる、イ
ノシシがおいしいなといつて食べに来る手
前で猟友会でずいぶんやつてもらうと被害
が免れるんじゃないか。なぜかといふと、
高知県は減反は一〇〇%達成しているん
です。その中でつくった中山間地域の米が
全滅するということは死活問題であ
ります。そういうことをきちんとした
で。

そろそろ時間ですから、最後に林野庁、農
水省の中でも特に林野庁になると思いま
す。そして環境庁、この法律の趣旨に基づ
いていろんな方の御意見が参考人の方
にもありましたし、猟友会の猟師に悪い人
もいるとかいう話もありました。私は
そうは思いませんけれども、いろんな見
方がある。

そういう中で、先ほどの市民活動じゃ
ないですけれども、森の案内人とか森の
回廊とか、そういう役所間の壁を超えた
林野庁の森林官という制度も活用して、
役所全体が地域の人々とともにいい環
境ができるような連携プレーをできるこ
とを決心を伺ひして、私の質問を終わ
りたいと思いま

○政府委員(丸山晴男君) 貴重なお話を賜
りまして、まことにありがとうございます。

自然生態系の悪化あるいは農作物被害に
対して自然の生態系と野生鳥獣とのあ
つれき、また地域住民、地域社会と野
生鳥獣とのあつれきをいかに解消する
かということが大きな課題でございま
す。地域住民と野生鳥獣の共存を目的
として、地味なところで野生鳥獣の適
正な保護管理がいかに進められていく
かということにつきましまして、具体的
な事例のお話を賜りまして、私も環境
庁として特別な保護管理計画を内容と
するものでございましてけれども、既
に多くの県でこの端緒が始まつてお
ります。

それらに対して、この法改正を機
として、計画の策定あるいは事業の推
進、人の配置等が一層弾みがつくよ
うに今後とも努力をしてまいりたい
と考えております。

○政府委員(山本徹君) 先ほど森の回
廊のお話でございました。私も平成八
年の森林資源計画で、昨年十二月の
国有林の基本計画で、野生生物の自由
な移動の場、また生息、繁殖の場とし
ての緑の回廊の積極的な造成、設定に
努力することにいたしました。高知県
の御提案を十分承りながら、高知県の
実情に沿った緑の回廊を整備してま
いりたいと思っております。

また、鳥獣保護や被害防止については、
常時環境庁の方とは私も協議、連携を
とりながら実施いたしておりますが、
先生御指摘のようになさるごまな問
題に適切な対応ができるように、これ
からも環境庁とも御協力、御相談しな
がら努力してまいりたいと思つてお
ります。

○国務大臣(眞鍋義二君) 田村先生
のお話を伺いながら、地方分権推進
委員会の答申を受けた対応であり、
ただ思ひつきばつたりの法改正でな
いとの背景のもとに今日の法改正が
求められてきたわけでありまして、
被害状況の報告を受けまして、私も
同じ四国に育った人間としてその痛
ましさを目の当たりに浮

かんではないわけでありまして、こ
ういう措置は何かしなきゃならぬ。
幾ら木を植えても、それがすぐ野生
鳥獣の被害に遭つて、植えても植えて
も撲滅するような形ではいけない。
これに対応していかなきゃならぬ
けれども、二分の一補助程度のこと
では、幾ら林業を奨励してや
つていこうと思つても生活の糧に
ならないというふうな感じも
いたしたわけでありまして、また
林野行政の中でもそういうことを考
えてやつていこうとありますから、
農林、環境ともどもに力を合
わせてこの目的を達成しな
きゃならぬんじゃないかと思
つておるわけでありまして、
いづれにいたしましても、人間
がこの世の中に生きていくわけ
でありますから、野生鳥獣との共
存というところは言うまでもな
いけれども、野生鳥獣と人間の接
点を十分理解した上で今回の法
改正がなされていかなきゃなら
ない。すべてが完備されたから、
さあ法律をつくらうといつても
できないわけでありまして、ま
た小川先生の北海道と四国の
高知県とはやはり地域差がある
わけでありまして、地域の実情
にたけた分権委員会の中で、大
変な知識を持った、また経験
を持った方々があられるわけ
でありまして、その意見を体し
ながら事の処理に当たつてい
かなきゃならないという使命感
に打たれたわけでありまして、
感想を漏らしまして、答弁と
させていただきます。

○小川勝也君 民主党・新緑風
会の小川勝也でございます。
この法案、いろんな方から
いろんな御意見を私どもにも
いただきました。いろいろ勉
強してまいりました。そして、
環境庁の方々に再三にわた
り御説明を伺いました。わか
つてきたりわからなくなつて
きたり、さまざまないきさ
つを経ながらきょうを迎えた
わけですが、実はいろんな
ことがわかってきたんじや
ないかと思つて、その中で
議論が噛み合わない部分
がたつきさん出てきました。
なぜかなと思つて、この間
も少し申し上げ

たんですが、鳥獣をどう保護していくかということと有害駆除をどういう形でやるかということ、あるいはスポーツとしてのハンティング、これが一つこっちゃんになって議論されていること。それから、北海道の一部に見られますように、爆発的に増加している動物もあれば、あるいはこのままでは絶滅してしまうんじゃないかという声さえる動物まで一緒に議論されている。そんなところの問題があるのかなというふうに思っています。

もっと分けて、こういう場合にはこういう対策、あるいはこういうときにはこういう解決の方法があると、細々と話し合いをしていくことによって議論がもっとかみ合うんじゃないか、こんな感想を持たせていただきました。

結論から申し上げますと、そんな配慮や、今、田村委員とのやりとりがあったように、他省庁との協議とかも力を合わせてこんなこともできるんじゃないかということが少しおろそかになっているんじゃないか。地方分権することに對して一〇〇％反対するわけじゃありませんけれども、分権することによって物すごく心配なことがある。あるいは準備ができていないんじゃないか、お金の問題はどうか、さまざまな問題がある。そんな観点から疑問を持ってこの法案を現在までのところ見させていただいております。

今、長官からも少しありましたが、この法改正、なぜ今の時期にこの内容の法改正なのかというふうにご考えてみますと、いろんな方がいろんなことを言いますので私の言っていることがすべてだということには思いませんけれども、いま一つ、例えば鳥獣によります農業林業の被害を持っておられる地域の選出の国会議員が、そういう悪いやつらをもっと駆除できる方向で何とかならないものかという相談をする議論をつくった。そして、それに相まって、先ほど議論がありました地方分権推進委員会の方で、環境庁としても何か分権しろと。そういった議論がミックスして今回の法改正になったんじゃないか、そんな感想を持っています。

御答弁をお願いしたいと思っております。

○政府委員(丸山晴男君) 今回の法改正につきましては、平成六年に環境基本計画が閣議決定されておられますけれども、そこにおきまして、野生動物の保護管理の一環といたしまして、適正個体数管理などを適切に実施する、またクマや猿などについて保護管理計画の策定、実施を進めるという考え方が示されておりました、かねてから私もとしても検討課題と考えてきたところでございます。

加えて、その後、栃木県その他の府県におきまして、保護管理計画策定の機運が出てまいりました。

私もそういったしましては、できるだけそれを支援していこうということで、管理適正化事業としておりますけれども、人と野生鳥獣とのあつれきが深刻化している場合において、地域住民と野生鳥獣がいかに共生をしていくか、地域住民と野生鳥獣の適正な管理を進めるかにつきましても、生息状況調査あるいは保護管理計画、生息数の管理あるいは生息環境の改善あるいは防止などの整備、そういった管理適正化事業につきまして、平成八年度から、環境庁としては一生懸命でございまして、合わせて二十の都道府県に助成をし、それによりまして何とかその各府県におきまして保護管理計画の策定が進んでいくところでございます。

いわば人と野生鳥獣とのあつれきをいかに解消し共存を図っていくかということにつきまして、私どもとして年数をかけて具体的に検討をしてきた結果、やはり法改正、法律上の根拠がないと各府県における対策あるいは体制の整備がなかなか進まない、また地方自治体におかれましても国の考え方を求めているということがございまして、私どもとしてはぜひこの法改正をお願いしたいというふうなことでございます。

加えまして、地方分権につきましては、いわば基本的な枠組みとして、国が鳥獣保護事業計画の

策定の基準など基本的な基準をつくり、具体的な実施につきましては都道府県、またそこから委任される市町村ということによってまいっております。

特に今回の地方分権推進委員会の御議論は、機関委任事務、本来国の事務であるけれども地方で実施している事務につきまして、それを仕分けして一定の全国的に行うべき事務については国の事務、これは国設鳥獣保護区の管理、許可等でございますが、それからその他都道府県が実施している機関委任事務につきましては原則として都道府県の自治事務、そういったようなものに仕分けをする作業が中心でございます。

鳥獣の場合は、従来から国と都道府県の権限関係が多少錯綜しておりますのでそれを明確にするというふうな要素もあわせて入れておりますけれども、これまでの国と都道府県の役割分担というのをより明確にするという改正でございます。私どもとしてはむしろ積極的に進めてまいりたい内容でございます。

○小川勝也君 答弁は簡潔にお願いしたいと思っております。今のような答弁があるからだんだんわからなくなってくるわけです。

それで、保護管理をしたい。北海道と栃木県が例に出されました。それは、有害鳥獣がふえていて駆除しなければならぬということが明らかになっていて、この法改正がなされる前に各道県で独自に計画をやってもうまくやっているところなんです。

では、鳥獣の保護という法律ですので、何県の何という動物を保護したいんですか。

○政府委員(丸山晴男君) 現在、各都道府県でいろいろ対策について検討しておりますのは、シカ、クマ、猿、イノシシといったようなものでございまして。

○小川勝也君 この法律によって駆除をしやすくすることによって保護をする、こういう流れになるわけですね。だから非常にわかりにくくなると思いますが、その辺をもうちょっと補足できま

すか。

○政府委員(丸山晴男君) 全体として計画的に生息状況を踏まえて、その望ましい地域個体群を設定し、それとの関係で生息環境の整備、防除対策とあわせて個体数管理を行うというものでございまして、駆除をするために計画をつくる、あるいは駆除をするために法を改正するというものでは決まっております。

○小川勝也君 科学技術とか研究とかいろんな言葉がありますが、自然鳥獣というのは手が加えられていないから自然なんであって、どこまで研究が進んでいるかわかりませんけれども、すべて人間が管理するというのは非常におかしいことだと思っております。

○政府委員(丸山晴男君) 野生鳥獣と人とかかわりにおきましては、先生おっしゃるとおりでございます。人間の側が緊張関係を持ち一定の距離を置くというのが野生鳥獣と人とかかわりの基本だろうというふうな専門家、研究者等から私どもも聞かれました。

ただ、何もしないで放置しておけばよいというものでもまたないということも私はよくお話を承っているところでございます。

○小川勝也君 たまたま北海道や日光周辺でシカとの共存が大変な課題になってきたので研究が進んでまいりました。しかしながら、今お話しになりましたそれ以外のイノシシとかクマとか猿とか、具体的な例が非常に乏しいと思います。そして、広くあまねく日本全体にそのことがわかる専門家がいないという状況には今はないと思います。それなのに、なぜ分権なのか。

例えば、今まで環境庁が八百数十億の予算全体の中で鳥獣保護にかけた予算というものは、年間どのくらいだったんですか。

○政府委員(丸山晴男君) 環境庁におきます鳥獣保護関係施策の予算は、調査費、普及啓発費、保護管理事業費、国設鳥獣保護区管理費、また施設整備費、維持管理費等、合計いたしました平成十一年度で十億一千万円ほどでございます。

○小川勝也君 北海道が今までこの法改正に先駆けまわっているやうな感じがしました。午前中の参考人の意見にもありましたけれども、北海道はどのくらいお金を使っていますでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) 北海道だけの数字が手元に正確なものはいませんが、十五、六億円だったと聞いております。

○小川勝也君 環境庁が十億円しか使えないのに、各四十七都道府県にその考え方を押しつけて、北海道はもう進めていたからいいですけれども、ほかの県もそれに基づいて専門家を配置して各動物ごとに研究して、この動物はあと何頭撃つていい、この動物はもう撃たない方がいいということを決めるというのは大変大きな負担になると思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) 現在、各都道府県におきまして狩猟並びに有害鳥獣の駆除というところを通じて野生動物の管理をやっておるわけでございます。その中で特に著しい増加が見られる鳥獣、また急速に減少している鳥獣につきまして生息地管理、被害防除、それから個体数管理を行うというのが今回の特定保護管理計画のねらいでございます。対象となる鳥獣の種類につきましては現在までのところかなり絞られてまいっているところでございます。

各都道府県におきまして財政が大変厳しい状況でございますけれども、できるだけ体制の整備も図りつつございます。そういう中で、研究者あるいは実務担当者もいわば業務を通じてだんだん専門家に育ってまいりまして、それぞれ何か調査を進めているところがございます。かなりの対策が可能だというふうに考えているところでございます。

○小川勝也君 この委員会でも議論になりましたとおり、動物はここから先は何県だという地図を持っておらないわけでございます。もしそういう形で各県が保護管理計画をやるということになりますと、四十七の都道府県すべてに専門家がいないと成り立たないと私は思うわけでありま

す。先般米の議論で言うと、いやここまでふえていられどもまだ全部ではない。これは、例えば県境を共有している県が相談ができるようなところまで行かないと、四十七都道府県におおしてはならない課題だと私は思います。

それで、田村委員の発言とちよつと異なることを申し上げなさいいけませんけれども、ハンターのモラルの問題です。

私は、あえて申し上げますと、かつて秘書をやっておりましたときに京橋猟友会という、東京の中央区ですけれども、猟友会の名誉会長に私のついでにおった代議士がついておりましたものから、総会に参加をしたりあるいはその後の懇親会で懇談をしたりと、非常にフレンドリーな関係でございました。その人たちが、これから申し上げるようなモラルハザードを起こしたようなハンターだったとは到底信じられないわけでございます。いわば内部告発的なものまで含めまして相当の情報が私のところにもたらされております。状態、状況をどの程度把握されておられるかなと思つて質問したいと思つております。

死体放置がたふさんある。特に北海道は、御案内のとおり撃った頭数がもう莫大なかつてあります。そして、爆発的にふえているという報告もあつてあります。一日に何頭も撃つことができたというわけでございます。ある報告によりますと、報奨金をもらう関係で、証拠となる耳だけ持って帰つてお金をもろう、あるいは一番おいしい肩ロースのところだけはぎ取って帰る、あるいはこの前堂本委員から発言がありましたように鉛弾を放置して帰るなどという問題もありました。

この死体放置の問題をどの程度把握しておられますか。

○政府委員(丸山晴男君) 平成十年度に北海道庁が狩猟者の方にアンケート調査を実施いたしました。それによりますと、そのまま搬出、搬送したという方が二七％、解体して搬出したという方が六％、先生おっしゃる解体して一部を持ち帰り、

不要部分を埋めたという方が四〇％でございますけれども、解体したもののそのまま放置したという方も二四％おられます。

そういう意味では、七割程度の方が現場から搬出あるいは解体した後、不要部分などを埋めておるわけでございますけれども、全ハンターの方がそういったようなことを励行されているというところではございません。一部のハンターの方につきましてはそういったモラルの高揚をお願いするところではございます。

○小川勝也君 私もすべてのハンターのモラルが低下しているとは全然思っておりません。保護あるいは駆除、それから当然ハンティングを愛する人たちがたくさんいるわけですから、これをすべてに猟友会任せにしているのかという懸念がございます。

今の死体放置の問題は、直接今回の法案には関係ありません。次からが問題であります。クマ寄せの儀式を御存じでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) 文献で承知いたしております。

○小川勝也君 どういうことかといいますと、これは北海道だけだと思つておられますけれども、よく何々地区にクマが発生しましたというニュースがすぐ流れるんですね。ところが、僕はハンターではないものですからよくわかりませんが、クマを撃ちたい人はたくさんいるらしいんです。それまた撃つたのではなくて、クマが出てきてそれを射とめたハンターとなるとヒーロー扱されるわけですね。

これは内部告発の文書ですけれども、クマ寄せの儀式というのは何かというと、人が通りそうなところにハチみつやにおいの強い魚の干物などがばらまかれてわざとクマが出てくるようにするわけですね。そうするとテレビがすぐ騒ぐものですか、あんな民家の近くにあるいはあそこは小学校の通学路じゃないか、あんなところにクマが来るようでは大変だということで猟友会の方に連絡が行く。猟友会の方はそれじゃ仕方ないなということとで、やおら出ていってパンと撃つ。それで何人かで行くんでしょうけれども、小学生が来たら大変だったのに、撃ったAハンター、ありがとうございました、大変でした。こういふふうになるんだと、こんな話でございます。

これは当然すべての方がそうだというわけではございません。何が問題かというと、今の保護や有害鳥獣の駆除すべてが猟友会主導で行われているということでもあります。これは田村先生の先ほどの発言と相反するわけですが、私は、その中にやっぱり別な第三者なり、御発言がありました山をよく知っている方でもいいです、第三者のしっかりとした監視人が各エリアにいないとモラルの低下が甚だしいと思つております。

いろんな文章があります。例えば、眠っているクマをわざわざ起こして撃つこともないじゃないか、こんなこともあります。あるいはわなはやめてくれ、こういう議論もあります。

私はなぜそんなことを申し上げたかというところ、やっぱり爆発的なふえ方をしているエゾシカ、これは爆発的かどうかわかりませんが、あれどこか西日本一帯で言いますと、クマはおるかほかの動物も物すごく減っていると思つております。ハンターの方々からもいろんな情報をいただきました。北海道のエゾシカと栃木県の一部のエゾシカを除いていうと、総合的に動物は減っているのじゃありませんか。局長、お答えをいただきたいと思つております。

○政府委員(丸山晴男君) 北海道と栃木以外の動物が減っているのではないかといいこととでございますけれども、私どもで保護管理的な計画を策定し、また生息調査を実施するといったようなこととで、そういった事業をしております二十ほどの都道府県、もちろん西日本のクマにつきましても生息域は分断され、なおかつ個体数を減らしてあり

ますので、その対策も大事でございますが、それ以外につきましておおむね分布域が広がっておりまして、当然ながら個体数も増加しておるといふことを聞いております。

したがって、ほかは全部減っているのではない
かということは、少なくとも私どもの知る限りに
おいてはそういうことはないというふうに考えて
おります。

○小川勝也君　今、局長はふえていると言ったんですね。

私も自分で山を歩いたわけじゃないので、局長と論争するわけにいきませんけれども、東北から九州、中国地方、いろんなハンターの方から情報が入ってきているんです。「山から動物が消えていく」という表題がついているものもあるんです。大体の人が山から動物が減っていると言っています。それから、この間私が触れました疥癬という病気ですが、これはイノシシにも多いのだそうです。そんな話もつけ加えておきます。

私は、この鳥獣保護法が出てきたときに、やっぱりツキノワグマが減ってきたのでクマを保護する法律かなと、こういう印象も受けたんですけれども、今答弁でしっかりあったように、ツキノワグマ

グマというか西日本のクマを保護することも大切ですがと、何かわきに置いているんですね。やっぱりふえてきた動物を撃つことに主眼がある法律だなということが今ははっきりいたしました。

それで、有害駆除の実態というのも大変なことだと思っています。きょう午前中の審議にもありましたように、ハンターがいわゆる絶滅危惧種だと言うのですね。免許を持った方が二十二万人まで

減ってきている、そしてその人口分布からいうと、何とかしないとその種が保存できない。そこまで来ているわけでございますし、その方々に頼り切りの鳥獣行政なんです。

そして、現場がどういふふうになっているかといひますと、詳しく調べたわけじゃありませんけれども、いわゆる山の入猟税がある、それからハンターの人たちは、猟友会として有害駆除に出か

けたときもらうお金とか報奨金でぐるぐる回しの状態だ。これは、私はその場しのぎだと思っています。

鳥獣保護をしかりやって、今おつしやるような保護管理をするということであれば、もっと別なところからしっかりとしたお金が私は必要だと思ふわけであります。局長、いかがですか。

○政府委員(丸山晴男君) 入猟税につきましては都道府県の鳥獣保護行政の重要な財源でございますけれども、鳥獣保護行政の経費につきましてはそのみでなくて一般財源からも充当されているところでございます。

また、絶滅のおそれのある狩猟者依存ではないかという御指摘でございますけれども、有害鳥獣の駆除といえますのは、市町村が実施主体となつて、いわば地元の猟友会等に捕獲作業を委託して実施いたしております。また、猟友会あるいは狩

獵者の方におきましても、数が減っている中で広域的な駆除隊を編成していただくということも、できる限りの協力をお願いしているところでございます。これらにつきましては、今後とも協力的体制の依頼等推進を大いに図ってまいりたいと

思っております。

○小川勝也君　現場ではなあなあになっているというのですね。これはある方の御意見を聞きますと、過去の歴史の中でいろいろと利害がからみあつ

たり、その利害を知らん顔をして利用していたり、それに知らん顔して乗っていたり、野生鳥獣との付き合い方の遅れがあったり、なめなあでして来たところがあったり、行政がまったく進歩しない事があったり、一〇〇％人間側の一

方的な押しつけである有害駆除と言ひ概念の意識改革がまったくなされない事があつたり、猟友会の運営費のウェイトが有害駆除費におんぶにだつこの泥沼に漬かりつきりであつたり、有害駆除がある事で余分に遊べる事があつたり

で、
と。これは都合のいいところだけ読んだので問題

ありますけれども、そういうあなあの段階のところで、特に狭いエリアだとそうなんです。やっぱりしっかりとだれかが見張っていないと、ここにあるような泥沼になると思うんです。

この狩猟の現場に、もう一つ指摘しますと、例えば有害鳥獣駆除許可申請というのがあるんです。これが大体白紙でもらっていて、事後報告である現場が相当多いというのは、局長どう把握

○政府委員（丸山晴男君） 適正に実施されているというように承知しております。

○小川勝也君 これは知らないでやっているん

じゃないですか、局長。だらしないう、これは。大体、クマが出ました、では危ないから役場に行つてちよつと申請をもらつてくるかといつてやつたんじゃ間に合わないんです。それに、有害だと思つてゐるかどうかわかりませんけれども、

クマをとりに行ったっていうのもとれるわけじゃないんです。だから、いつも紙はもらっておいて、撃ったら事後に書くんです。それが大体日本全国の現場の実態だそうです。それは、獺友会に世話になっているからそれかしようがないじゃない

それともう一つ、地方分権も結構ですけれども、私は、今回の改正に当たって環境庁が言っています適正な保護管理あるいは個体数管理なんというのはお金がたっぷりかかるんだと思います。

下世話な言い方をしますと、地方分権も何もないんです、お金さえあればできるんです。そのお金がどこからも与えられなくて、やりなさいということだけ地方にやられてうまくいくわけがない。現状も泥沼のように獐友会に頼りつ放しで

す。親友会のすべてのハンターがモラル低下しているとは言いませんけれども、この人たちは獲物が減ってきた、もっと撃ちたいと思っている人も中に抱えているわけです。そんな実態もわからないで能書きだけで地方分権だなんて言っちゃって、

我々は納得できません。このように思うわけでございます。

それで、きょうの午前中の参考人質疑の私が決めたまさにハイライトだったんですねですけども、この法改正で農業被害はなくなりますかという質問にお答えをいただいた。そうしたら、大体三・八

人の方はなくならないと答えました。局長、どうでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) きょうの参考人の先生の方の御意見は、共通して農業被害をゼロにするこ

とはできない、農業被害をゼロにしようと思つたらそれは野生鳥獣をゼロにすることだ、こういうことだと承知いたしました。

そういう意味におきましては、農業被害はなく

ならないものでございます。

〔委員長退席、理事太田豊秋君着席〕

○小川勝也君　私も全くそのように思います。現状から農業被害をなくそうとすれば、最後の一頭まで撃たなきゃだめだと思います。それ以外のこ

とが大事なんであって、それ以外のことが欠落しているから賛成できないんです。

それと同時に、これはちょっとわき道にそれますけれども、今回の鳥獣保護法、今まだこの委員会に属していない議員はなかなか認識がうまく進

んでおらないと思うんです。例えば、これは身内の話ですけれども、民主党の部会で反対が決まったよと言ったら、おれのところの地元も狼の害がひどいんだ、この一言で終わっちゃうわけです。ということは、この法律を改正すれば農業被害が

私のところは御案内のとおり北海道ですので、シカの害は最もすごい、農業被害額も物すごい。私は何度も現場にその視察に行っている。私がじゃないですか。

やっているので、おまえ選挙区大丈夫かとよく言われる。それなのに私はこの法改正を疑問視しなきゃならない。もつとうまくつくってくれればいいじゃないかと僕は思うんです。

それと、おこがましいですけれども、私どもの

民主党は自然環境を保全する党だと言われている。逆の観点からいうと、自然保護法じゃなくて

鳥獣保護に関する法律を反対できるのか。こう
いういわゆる二枚舌的な説明を受けながら戦々
恐々としているわけでございます。

この間から申し上げているとおり、野生鳥獣を
保護することと鉄砲で撃つことを混同しながら一
本の法律に混在しているというのは、今までの現
状が、私が指摘しましたとおり、いわゆる有害駆
除の現場が猟友会と町役場がなあって、それで
いいというならば私はそれでも結構かなと思いま
すけれども、新しい時代の鳥獣との共生とかある
いは有害駆除とか、そういうものを模索しようと
するときには、おのずから限界があると思いま
す。もし何か御答弁したいことがあれば。

○政府委員(丸山晴男君) 自然生態系と野生鳥獣
とのあつれきをいかに解消するか、また地域社会
と野生鳥獣とのあつれきをいかに解消するかとい
うことに関する苦心をした結果、地域ぐるみで
野生鳥獣の適正な保護管理を進めようということが
いわば野生鳥獣の保護管理につながる、また地域
社会におけるあつれきの解消になるということ
で、各府県において適正な保護管理ということ
の推進がされておまして、それに対する法的な
根拠づけをお願いしているものでございます。

狩猟者依存というお話でございますけれども、
現在いわば野生鳥獣とのかかわりにおきまして
は、非常に知識を持っている方々の一つが狩猟者
でございます。それから自然保護研究者、これも
数は少のうございすけれども、最近数を、各府
県における対策の推進に合わせまして、現場訓練
を取り入れまして、非常に専門家もふえてまい
っております。

したがって、そういったような方々とよく連携
をとりながら、この対策の推進に努力してまい
りたいと思っております。

○小川勝也君 次の質問に行きたいんですけれ
ども、ちょうど思い出したことがあったので、通告
してないんですが聞いておこうと思います。
きょう午前中の参考人質疑の中で、答申が出さ
れる前の検討会が非公開で行われた、そこに自然

保護を代表する方々が入っていなかった、そんな
話がありました。実際はどうだったんですか。

○政府委員(丸山晴男君) 環境庁の検討会の中
には、ちょっと今名簿は手元にございせんけれど
も、自然保護団体の方も入っていたいておりま
す。

○小川勝也君 なぜ非公開にしたんですか、今ど
き非公開というのは余りはやっていないんですけ
れども。

○政府委員(丸山晴男君) 審議会はもちろん公開
でございますけれども、基礎的なかつ内部的な検
討をするということで、当時は非公開としたとい
うふうに承知いたしております。

○小川勝也君 まだ疑問は尽きないわけですね
ども、それで私が先ほど申し上げました足りな
かったことというのと、あと動物ごとにさまざま
な解決方法がある。

シカの場合には、先ほどの午前中の質疑でも明
らかにたつたように、元来山奥にすむべき動物
じゃなかった。それに比べて、例えばクマと
か猿においては山の奥の方に適切な広葉樹がま
じった居場所があれば山奥にすむようになるという科
学的なデータもそろっているようであります。今
回の法律の中にも若干触れられているように感じ
ますけれども、この部分が非常に足りないんだ
と思うんです。

きょう午前中の羽山参考人も指摘をされてお
りました。駆除が前面に出ましては何かの大事な観
点が欠落している。例えば生息地をどういうふう
に管理していくか、あるいはつくっていくか、この
ことが非常に欠落していると思うんです。

特に、山奥に猿がすめるような場所をつくる、
あるいは熊がすめるような場所をつくるというこ
とになりますと、これはまた人の資源もお金も大変
だと思ふんですね。この辺はどのように考えたら
いいでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) 生息地の保護整備につ
きましてのお尋ねでございます。

まず、環境庁といたしましては、鳥獣保護区あ
るいは休養区などの適切な設定あるいは管理によ
りまして生息地を保全していくということが大事
だと考えております。また、鳥獣の生息に適した
樹種の植栽、育成ということでも生息環境の整備を
図っていくことが必要だと考えております。

これらにつきまして、環境庁の管理適正化事業
におきまして、いわばモデル的なケースとして
の広葉樹の植栽あるいは果樹その他を植えるとい
ったようなことで生息環境の整備の調整をして
いるところでございます。

○小川勝也君 これは、法改正された後はそれが
主体となつてその事業を行なうんですか。

○政府委員(丸山晴男君) 計画策定主体でありま
す当該都道府県でございます。

○小川勝也君 環境庁が十億円しか予算がなく
て、各県にそれを全部投じて保護管理、生息地を
ちゃんと管理してくださいなと言つて山奥に広
葉樹あるいは果樹を植林するなんて、これは大変
なことだと思ひます。ちゃんと予算の裏づけがな
いと、どの都道府県だってあつたあつたしている
のに、環境庁が法律をつくらうと実行できる
んですか。

○政府委員(丸山晴男君) 一部の鳥獣がふえてそ
の保護管理対策に努力しております府県におきま
しては、財政事情が大変苦しい中で精いっぱい
のことをやっておりますし、また鳥獣保護関係予算
全般といたしましては、都道府県全体で四十億円
余りの枠も現にございます。

さらに、先ほどもお話が出ましたような関係省
庁との連携ということも、国有林につきましても
復層林施業その他、いわば鳥獣保護区に指定をさ
れているところその他の生息地につきましてもいか
に野生鳥獣の生息環境として望ましい整備をして
いくかということも、各府県の保護管理計画の策
定過程、また策定結果を受けて都道府県における努
力、また関係省庁における支援ということで努力
をしていくものと考えております。

○小川勝也君 私は、改正をされた後は各都道府
県が実施主体だと聞きました。各実施主体が他省
庁と相談するんですか。他省庁と相談するのは環
境庁でしょうか。私はそう思います。

各県におおして、その各県が各省庁と相談し
て言うんですか。そんな斜めの相談なんというの
はおかしいんじゃないですか。

○政府委員(丸山晴男君) 保護管理計画のうちの
生息地の保全につきましては、土地利用に関係
いたしますので、各都道府県内における土地利用
の言つてみますれば調整問題の一つでもございま
す。県内における自然環境部局とそれ以外の部
局との調整もその段階では可能でございます。

また、環境庁との関係におきましては、保護管
理計画について私どもとしても内容を承知いたし
ますので、環境庁を通じて関係省庁にも必要な協
力を依頼することも可能でございます。

○小川勝也君 先ほど田村委員は林野庁長官も
呼びなつておりましたけれども、私はあきらめ
てきょうはお呼びしませんでした。この前の質疑
のときに全然打ち合わせができていないという
のが十二分にわかつたからです。本日は環境庁が
きちつと農水省なり林野庁と話をつけるべき問題
であつて、各都道府県に投じてから林野庁とも相
談しろなんというのは責任放棄で何やっているん
だという話だと思ひます。

それで、まず統制の弊害がこの法案に顕著に
出ている。私が指摘したいのは、いわゆる開発の
反省です。シカの場合にはちょっと特殊なので外
しますけれども、例えば高速道路あるいは林道、ダ
ム、ゴルフ場、スキー場などができたことによつ
て、動物が大変に迷惑をこうむつたんです。その
ことを全然顧みない。建設省さん、ダムの開
発はもうやめてくださいと言ひましたか、言つて
いないと思ひます。それに、農水省にも林野庁に
も、もっと広葉樹を植えるわけにはいかないで
しょうかね、うちの猿たちも広葉樹がないと生き
ていけないんですよ、そういう打ち合わせを
ちゃんとやらないで、自分たちはもうできない

し、予算は八百億しかないからといってほんと都道府県に投げたのが今回の改正です。こんな改正じゃ私はだめだと思えます。

それと同じように、農水省に対してはもう一つあります。

私は未来永劫とは言いません。時限を区切つて、この法案の趣旨が具現化されるような四十七都道府県になるまでの間、私は農業補償の問題は欠かせないと思う。農業補償は絶対に必要だと思います。このことで強く農林水産省と話し合いをして、絶対の粘り勝ちを取ったなという話は聞いていないですから。

その農業補償は必要かどうかということではいかがでしょうか。きょうは、参考人の方々からはみんな必要だという意見を私は聞いたつもりでいます。

○政府委員(丸山晴男君) 都道府県が策定する計画に対して私どもはガイドラインをつくつて示すというふうに考えておまして、決して都道府県の事務であるから何も関与しないということではございません。

また、農業補償といったお話でございます。それは、個別に見てまいりますと、私ども、例えば鹿児島出水のナベヅル、マナヅルの場合には、農地へ生息域が広がるという関係で、農地を借り上げるとかいったようなことで個別に対応してまゐっております。

また、農業補償問題につきましては、各種の共済保険の仕組みその他があるわけでございます。これらにつきましてはいわば個体数管理ということとで、この対策をとりながら、今後関係省庁とも相談をして具体的に検討してまいりたいというふうに考えているものでございます。

○小川勝也君 先ほど、動物ごとにいろいろ特色があるという話がありました。そんな中で専門家がいますという話があるという話で、いなない県は、先ほど申し上げたような事情から県友会の方々あるいは農業被害の被害者の方々、この人たちの声が非常に大きくなると思うんです。

例えばその地域のAという動物は、本当は少ないのに畑に出てきて食ってばかりいる。農業被害者は早く撃つてくれ、県友会もわかった、撃つよと言ったときに、そのAという動物はそのまま撃たれてしまふんです。そんなことが生じることを私は物すごく懸念しています。

だから、四十七都道府県に、それは四十七都道府県に一人じゃ足りないと思えますけれども、人がちゃんといないでこのままでするの延長でこの改正を行うと禍根を必ず残すことになる、そんな確信を持っています。今のケースの場合はどうでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) 四十七都道府県全部にこの計画の策定を義務づけるという性格のものでございませぬ。著しく増加し、あるいは急速に減少している鳥獣に着目しての特定の鳥獣についての保護管理計画でございます。

また、仮に鳥獣保護行政全体として専門家が不足しているという御指摘でございますならば、それはこれまでの行政の中で反省をされるべきものと思えます。その中で、各都道府県におきましては職員の中から現場の体験を経て専門家としてみなされる方を育ててまいっております。また地元の研究機関あるいは大学等との連携によりまして、専門家となるべき方々のアドバイスも受けて対策を進めているというふうにも聞いています。ところでございませぬ。

○小川勝也君 今いみじくも局長がおっしゃられたように、やっぱり今までの努力が足りなかったと言わざるを得ないんじゃないかと思えます。先ほど私が申し上げた現状が当たり前だと思われているわけですか。

それは、鳥獣保護法が環境庁ができたときに農水省から受け継がれてきて、そのままだと減滅してきただけから狙をするハンターの数まで激減してレッドデータブックに載らなさいいけないようになったし、山は荒れ放題だし、動物たちはすみかを失ったし、ハンターのモラルも問われてくるようになった。そういう反省をちゃんと謙虚にして

ほしいと思います。

それと、大事なことでございませぬ、非常にお金がかかる施策というのがあると思うんです。例えば、木を植えたら食われないようにシールドをかぶせるとか、あるいは山に果実や広葉樹を植林するということ、これは非常に大変なことだと思えます。もっとボランティアとかNGOの方々の協力を得る道はないのかなと思えますけれども、局長、いかがでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) きょうの午前中の参考人の方々も、NGOにおきまます広葉樹、ドングリを植えるとかいったようなことで現に参画をしていくように拜聴したところでございませぬ。

特定保護管理計画の策定後の生息環境の整備におきましても、いわば行政あるいは事業としての植樹に限らず、ボランティアの方々によりましてそういったような生息環境の整備も大変大事なものと理解をいたしております。

○小川勝也君 どの動物がふえたか減ったかというのは、専門家がいないという話になりましたが、ふえたらわかりやすいんです。ところが、減ったらわかりにくいんです。鳥獣保護法というの何が大変かといふと、ふえた方じゃなくて、むしろ減った方が大変だと私は思うんです。ところが、この法律というのふえた方に合わせて全国一律になる。だから、減ったというのがわかるのは、ハンターの方もそうでしょうけれども、僕はやっぱりそれ以外の方の専門的な意見というのが必要になってくると思えます。

そんなこともそうです。例えば北海道や栃木県はこの法改正がなくとも各道県で努力をして、あるいは専門家を育成してお金を使つてやっているわけです。北海道はもう、これはいいか悪いかは別として、あと何万頭撃たなきゃいけないというふうにならんと計画までつくつてあるわけなんです。そういうところは法の改正を本場に待ち望んでいるわけじゃないと私は思います。ほかの影響を受けそうな、あるいはエゾシカ以外の動物を抱えているところでどううまく調和を図っていく

のかというのが問題なのであって、大丈夫なところを例に出して、やらなきゃだめだやらないやだめだというやり方は非常に問題があると思えます。午前中のお話にもありました、鳥獣から農業被害を守るためにフェンスとかさくをつくつたのはずつと昔からなんです。ある時期減つたのでそのことを忘れていただけなんです。

だから、もっとフェンスを張るとかあるいは補償制度を確立するとか、そしてその間に、もっと山と鳥獣を守るようなシステムを、もっと予算をとれるような環境庁を目指しながら、私はもっと後世の子供たちに胸を張って、一九九九年か二〇〇〇年かわかりませんが、改正をしたと言えるような鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正にしたいと思えます。

今回の法改正はまさに拙速で、鳥獣保護という名前が泣いてしまふということを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

○福本潤一君 公明党の福本潤一でございます。けさ、参考人からさまざまな意見を聞き、また今回二度目の質問をさせていただくわけでございます。今、小川委員からもありましたように、この法案は鳥獣保護法と略称されておりますけれども、かなり狩猟の色彩が強いというところで、省庁の縦割り行政の中ではとらえ切れない問題がある。

特に、保護というものと狩猟というものが同時に併存して行く法案でございますので、私はこの問題に關してはほとんどこの法案審議に入る前は知っておりませんでしたけれども、具体的にルーツの面であつたと事前に投げた質問以外にも伺いさせていただきたいと思えます。

大正七年に第三次狩猟法ができて、さらには昭和三十八年に狩猟法から法律の名称変更がありました。この鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律となつたときの具体的な変化、これは何があつたんでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) 昭和三十八年に狩猟法が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に改正をされました。

たときの改正内容につきましては、鳥獣保護事業計画の実施あるいは休養地の新設、鳥獣保護員の設定あるいは都道府県鳥獣審議会の設置等が定められたものでございます。

○福本潤一君　そういう意味では、その以前の状況に新たなものが加わったときに、この現在が非常にこの法案をわかりにくくしているという意味では、我々の部屋にも環境保護関係の団体、NGOの方、かなりたくさんの方が申し入れをされておられました。そして我々も納得いく理屈を聞かせていただいております。それで、環境庁の御答弁がなるほどと納得できるような答弁では今までの議論ではなかったということがあると思えます。

そういう意味では、環境庁ができて、農林省、林野庁から環境庁に移管されたということでございますが、これは大臣、農林省から環境庁へ移管された、その法案がそういう形で混在してきているということと若干重荷になっておるのではないかと、むしろ林野庁に所管がえをしてもよかった方がよいというぐらいいろい思っております。これは投げやりな考えを持ちますので、これは投げておりましたけれども、環境庁長官の御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(眞鍋賢二君)　省庁再編成に当たって、林野の部門も環境の分野に同席すべきではなかったかという感じを私は始終持っております。であります。ですから、今はある意味で過渡期的な対応しかできなかったんじゃないだろうか。

先ほど来議論を聞いておりました、林野行政の中で産業としての林野を位置づけた時代はもはや行き去ったわけでありまして、今後環境保護のもとに、人間と環境の共生の中に森林のメリットを人間が享受していかねばならないわけでありまして、その辺の整理がいまだ十分できていないというのが現状じゃないだろうかと思っております。同じ一つの管理事務というように置きかえられようとしたしておりますわけでありまして、これも

その辺の事情等について、まだはっきりした体制が固まっておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○福本潤一君　今回の中央省庁再編法案、二〇〇一年には環境庁も環境省になるという中で所管と業務行政、統却関係、これが厚生省から環境庁に移管になる。

ある意味では、今までの環境行政は予算も少ないです。他省庁がやっております環境の残ったところを環境庁が扱っておりますというところ、省になるに当たって所管がたぐさんふえるところは二十一世紀に向けての環境行政で非常に大切なことだと思っております。ということで、水道行政等も厚生省から環境庁へ持っていくたらどうかという質問主意書を昨日出させていたわけでございます。こういう再編の中で担当したものが、予算の規模、また管轄内にたぐさんふえるところ以外に、やはり環境先進国としてでも対応できるような、環境行政をやるような所管もまた権限も含めてこの二〇〇一年の中央省庁再編に当たっては考えていただければと思います。

それで、具体的な話として、やはり狩猟と保護というものが同時に絡んでいて、これを計画的にワイルドライフマネジメントでやることではないか、前回の質問では総務庁の北海道の監察結果に基づいて質問させていただきまして、十二万頭あるシカのうち六万頭を殺す。ジェノサイドという言い方はしませんが、シカにとっては、えさが足りないから食べにいった、あうしたら殺されるということではないか、あ

る意味では過剰防衛じゃないかという言い方をシカの立場に立つたと言えないわけではないという計画が県レベルで進む、また道レベルで進むというところでございますので、その過剰防衛じゃないか、ほかの方法があるんじゃないかという考え方に對しては環境庁としてのお考えも聞かせていただければと思います。

○国務大臣(眞鍋賢二君)　先生も御案内のように地球の温暖化が叫ばれておるわけでありまして、その防止対策をいろいろと講じておるところであります。全国的に見ましても、昨今の気象状況も異変が起きておるんじゃないだろうか。

きょうの新聞にも出ておりましたように、二、三日のうちに十度も気温が変化するような毎日が続いておる地域も随分ある。東京でもそういう現象が見られておるわけでありまして、そういう温暖化された中に自然の生態の大きな変化が生じておると思っております。昔は雪がたぐさん降って、例えばシカの場合は自然淘汰がなされたわけでありまして、その自然淘汰がなされない状態になったわけでありまして、

かてて加えて、過剰現象が生じておることで、今まで農家で管理しておったカキやクルマミヤクリなんというものがもう放置された状態になっておる。そうすると、そのところまでシカがおりてくる状態になってしまつて、その地域の作物が一瞬に荒らされるというような状況になっておるわけなんです。もう一つには、やっぱり杉やヒノキを植栽したために、クルマミヤクリという樹木が伐採され、また繁殖場所を失ってしまった。いろんな生態の変化の中に今日の状況が生じてきたんじゃないだろうかと思っております。決して野生鳥獣を駆除するということではないわけでありまして、人間と野生鳥獣との接点はどこにあるかというところに思いをいたしてこの問題の整理に当たっていかねばならないと思っております。

うございまして、例えばクマのような減少傾向にあるものはちゃんと管理していかねばならないというところで今回の法律の中にもうたつてあるわけでありまして、シカというように非常に繁殖力の強いものにはそれなりの制限を加えていかなきゃならない。ですから、先生がさっきお話しになりました北海道におけるシカの十二万頭を六万頭に半減させなきゃならないというのは、自然の他の現象を踏まえての私は処理策じゃないだろうか、こう思っております。

○福本潤一君　今、人と野生の鳥獣の共存ということで理念、哲学的なものを述べていただきましたけれども、その意味での答申が出て、けさほどの参考人の質疑の中で、五項目あるけれども、この方針が今回の法案には盛り込まれていないところがある。五項目の中を全部やっているわけではございません。五項目の中を全部やっているわけではございません。五項目の中を全部やっているわけではございません。五項目の中を全部やっているわけではございません。

この法案の中に具体的に、議論の中に出てきているのはクマ、シカ、あと狼等々が中心でございますが、全体の類で言いますと鳥類、獣類、具体的にはどういふ種類についてこの法案は扱っているのかというのを、また基本に戻りますけれども、お伺いさせていただきます。

○政府委員(丸山晴男君)　著しく数をふやしている地域個体群に着目しているわけでございますが、具体的な対象鳥獣をいたしましてはシカ、イノシシ、猿、クマなどが考えられます。

○福本潤一君　これは、狩猟のときに狩猟の制限、鳥類二十九種類、獣類十八種類、四十七種類だと書いておるんですけれども、これを具体的に言っていただけですか、時間を差し上げますから。

○政府委員(丸山晴男君)　これは鳥類が二十九種類、ちよつと長うございしますが、ゴイサギ、マガ

モ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、コジュケイ、ヤマドリ、キジ、コウライキジ、バン、ヤマシギ、タンギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラスの二十九種類でございます。

○政府委員(丸山晴男君) クマの中でヒグマにつきましては、十八種類でございますが、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、クマ、ヒグマ、アライグマ、タヌキ、キツネ、ツシマテンを除外して、オスイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、シカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコの十八種類でございます。

○福本潤一君 その中で、まず最初に、クマは保護なのかそれとも狩猟の側なのかということと、あと鳥類で保護すべき側と狩猟すべき側になるのかということ、ガイドラインをつくられておいたということですから、具体的にあれば明確に言っていただけだと思います。

○政府委員(丸山晴男君) クマの中でヒグマにつきましては、この種類の十八種類に入っております。それから、それ以外クマということで入っておりますが、実際問題として西日本のツキノワグマにつきましては、生息域が大変分断をされ、それぞれの地域個体群の数が減少しております。その中で人里へ出て駆除の対象になるというものもございまして、できるだけその数を減らして奥山放獣ということで山へ返すといったようなことを保護対策として実施しているところでございます。

○福本潤一君 今の四十七種類の鳥獣類が法案に入っているということはわかっておるわけです。だから、要するにクマの場合は法案の対象であるということじゃなくて、捕獲側の状況になっているのか、それとも保護する側になっているのか、その点でございます。

○政府委員(丸山晴男君) クマにつきましては著しく個体数を減らしている獣類ということで、特

別保護管理計画の対象、すなわち生息環境を整備し、それから防除措置を講じる等によってむしろ生息数を回復させていく、恐らくそういったような種類に入るものと考えております。

○福本潤一君 ですので、ワイルドライフマネジメントの中で、今の状態では今後の長き存続が続かないという状態であるという認識だと思えます。

○政府委員(丸山晴男君) 北海道のシカ保護管理計画につきましては、最終的な計画ができたのが直近だというふうに承知いたしておりますけれども、シカにつきましては策定をした、クマにつきましても、北海道ではそういったものは策定をしておらないと承知しております。

○福本潤一君 先ほどの小川委員のときにも、事前にガイドラインというものをつくっておられたと誇らしく言われたわけでございますから、いつそういうガイドラインまでつくられたのかという時期を聞いておるわけです。

○政府委員(丸山晴男君) 私どもが各都道府県におけるこういった特定の野生動物の保護管理対策に対してお手伝いをしてきておりますのは、生息数の調査ですとか保護管理計画策定経費、生息数の管理、そういったようなことを行う事業について助成をしまいつけてきておるものでございまして、そのガイドラインは、

○政府委員(丸山晴男君) 失礼しました。特にツキノワグマの個体群管理につきましては、平成六年にマニュアルをつくってまいっております。

○福本潤一君 こういうふうに簡単なガイドラインの時期と言っているのに、全然答えられない状況でこの法案を我々の中に審議していただきたい

と出してきたところ自体が私は問題だと思うんです。

一貫して、基本的に法案に関して、事前に県計画のためのガイドラインをつくっている。その時期すら、そんなものは別に事前に質問を投げなくても投げていても、すぐ即座に常識以前に答えられる状態のものに対して、ある意味ではこの法案を出してきたときは本当に自分のところは所管したくないのじゃないかという、最初の質問はそのなかでございまして、本気で通そうと思っていないのじゃないか。また、ガイドラインをつくっているというところは、逆に法案が通ると簡単に思っている。事前に県計画のガイドラインをつくって、いたんじやないかという問題がありますので、大いに反省していただいて、この法案というものがどうあるべきかというのを本気で再考していただきたいと思えます。

具体的な話にもう入らせていただきます。聞いていたら何回も投げ返しばかりになりますので、動物を狩猟するとき、具体的な話として人身事故が起きている。猟区で人身事故が起きている具体的な例がどういうふうになっているのかというのが私どもは非常に気になるわけでございまして。というのは、私は何でもかんでも自然保護という考えははっきり言って持っておりません。例えば瀬戸内海で人間がサメに食われるという事件がありました。それで泳ぎができない。いや、人間がサメに食べられるのも自然だと言った人もおりますけれども、やはりそういうときはきちっと対応しないといけないという考えを持っておりまして、

そういう狩猟をしたときに人身事故の発生した件数と対策、また補償、具体例があればお伺いしたいと思えます。

○政府委員(丸山晴男君) 過去五年間の猟銃などによります事故発生件数は、平均して六十三件でございまして長期的には減少の傾向にございますが、猟場での事故の大半は転倒などによる暴発事故でございまして、誤認による発射事故も見られ

ます。環境庁におきましては、狩猟に伴う事故防止というところで警察庁との連携を図りながら、都道府県、関係狩猟団体を通じて銃器の取り扱いに細心の注意を払うよう指導してまいっているところでございます。

○福本潤一君 もちろん、銃器の取り扱いについて細心の注意等々を言われるというのは当たり前のことで、狩猟というものにおいて六十数名の人身が傷ついたら、非常に重いことだと思います。その亡くなった方には補償とか補償費とか民法上していくのかもしれませんけれども、具体例を私としては知りたいという思いがありまして、その対策と補償に関する具体例をお伺いさせていただきます。

○政府委員(丸山晴男君) 猟銃によります事故につきましては、大変不幸でございますけれども、猟友団体におきまして保険制度がございまして、そこから支払われているというふうに聞いております。

○福本潤一君 余り詳しくわかっていないのかわからない一般的なお話だけでございましてけれども、参考人の中には具体的な生々しい実態も聞いたわけでございます。

こういう人身事故が起るときに、参考人の中にも基本的に土地利用の問題だというお話がありました。我々から見ますと、ここは禁猟区だとか可猟区だとか具体的な形で狩猟をしないとかやはり今後必ず起こるだろうと。要するに、動物を狩猟して将来の生態系を保存するんだと、その問題もありませんけれども、ここは猟ができませんよというところを可猟区という形で指定したり、猟区と猟期間を具体的に指定するといったような形で狩猟を行うことができないのか、これを具体的に伺いたいと思えます。

○政府委員(丸山晴男君) 狩猟の考え方につきましては、今先生お話しのとおりでございます。かつて自然環境保全審議会においても検討された経緯が

でございますけれども、さまざまな議論が出まして集約に至らなかったという経緯がございます。

その場で出た大きな流れといたしましては、第一は、禁猟区のみを定める現行制度を基調にすることが適当であるという御意見。また第二には、可猟地域を指定する、ただし入猟については特別の規制あるいは許可を要しないというものの、また第三には、狩猟のために管理された禁猟区においては個別の入猟許可を行い狩猟を認めることが適当と、こういう大きく三つの流れの意見が出たわけでございます。

現在のところ、捕獲禁止の場所につきまして、鳥獣保護区、休猟区のはかに公道その他がございまして、これらの狩猟の場のあり方につきましては、今後の野生鳥獣の保護管理におきまして一つの課題というふうに認識をいたしておるところでございます。

○福本潤一君 今後の課題ということで、三つの中で一度審議されたことがあるということでございますが、まさにそここの問題でございます。人間、人間の生命でございます。誤って撃たれたその家族、また当事者にとつてはいかほどかと思われる問題に關して、日本で基本的には禁猟だと銃刀法から見ても、我々日本はアメリカと違って銃を持たないことによつて悲惨な人身事故、銃刀による事故というのは少ないと言われております。

基本的に禁猟にして、ここだけはいよいよという形で定めるといふ形の方が一番こういう事故を発生させないことだと私など素人的にも思うわけですが、なぜそういう形で決定できなかったのか、その理由をお伺いしたいわけですね。

○政府委員(丸山晴男君) 昭和五十三年当時、今、先生お話しのこと一つ案でございますけれども、幾つかの案がございまして、議論が百出して集約できなかったというふうに承知いたしております。

○福本潤一君 いや、そのときに法律をつくる、また改正するときにこういった問題に關して

は一つの方針としてこうこうだからこのときの議論を踏襲してやるんだという、こうこうという理由が聞きたいわけですね。審議しました、決まっております、今回の段階では一切考えておりませんということではなくて、そのところがあるから先ほど人身事故の具体例を新聞記事で一行二行で書かれる、本来はそんな問題ではないと思うんですね。

それをなぜ基本的に禁猟という形にして、きちんと可猟区、ここはできますよというところだけを指定して、一般的にはだめだという形にできないのかと、理由を聞きたいわけですね。

○政府委員(丸山晴男君) そういったような禁猟区を原則にするという仕組みにつきましては、当然ながら一般の地域での狩猟が制限されるという面がございまして。

従来、いわば一般の地域での狩猟につきましては特に制限を設けず、むしろ具体的な保護区等における禁止をしているというこれまでの経緯にかんがみまして、その考え、現状を大きく逆転するということにつきましては、むしろ今後の狩猟対策のあり方あるいは狩猟のあり方を大きく変える問題であるということと十分な結論が得られなかったものと承知しております。

○福本潤一君 今の質問の答えでもそんなんですけれども、今回の法案、本当にある意味では非常にずさんな答弁だと思ひます。目的があつてほしいというときに、大義名分をつくって、理由づけするときにでもっとまじな理由をきちんと考へるんです、普通は。それが答えていないというような状態、またもしくは本気で考へているのかなというような答弁になつていて、この法案は慎重にやつていかないと生命にかかわることでございますし、また人命にまでかわかることでございますので、ぜひとも姿勢を正した上で、今後の質疑、質問にはお答えいただきたいというふうに思ひます。

以上で終わります。

○委員長(松谷重一郎君) ただいまの福本潤一君の指摘のとおり、政府委員におかれましては、よく勉強して、落ちついて答弁をしてください。

なお、今、福本潤一君の指摘もありますので、できますれば環境庁長官より御答弁いただければと思ひます。

○国務大臣(眞鍋賢二君) 福本先生の御指摘はもつともございまして、私も禁猟区であるとか可猟区であるとかいう区別をしつかりわきまえてハンターに事に臨んでいただかなきゃならないと常々思つておりますし、また誤射ということも私の県でもあつた事実であります。

そういう点におきましては、誤射のない対策をいかように加えていくかということに心してこの問題に取り組んでいかなきゃならない、こう思う次第であります。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。午前中の参考人質疑は大変有意義で、また審議を深めていただいたなど、そう思つております。そういうことを踏まえて質問させていただきます。

鳥獣保護狩猟法は、たびたび指摘されているわけですが、禁猟区、禁猟等によって農林業の被害を防ぐ側面が非常に強くて、野生動物保護に關しては不十分であるということですね。同時に、我が国では、種の保存法とか文化財保護法とともに野生動物の保護につながる数少ない法律であることも確かです。

自然環境保全審議会答申は次のように述べております。「野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、「永く後世に伝えて行くべき国民共有の財産である」、生物の多様性を確保することにとつても必要だ、こういうことですね。

ところが、鳥獣保護狩猟法には、野生動物保護に關する最終的な責任が国にあるというその非常に大事な点、このことが明確でないと思ひます。さき午前の参考人質疑でもこの点の指摘がありました。明文化すべきではないか、私はそのように思ひます。

今回の個々の改正のことを一つ一つ聞く大前提の話として、国の責任についてどう考へるのか、大臣にお聞きいたします。

○国務大臣(眞鍋賢二君) 野生鳥獣というのは、我が国は六百以上の種類があるわけでありまして、それをいかに管理していくかということが問われるわけでありまして、今回のこの野生鳥獣の保護に關する改正にいたしまして、そういう観点に立つて事の処理に当たつていかなきゃならない。

先生今御指摘の今回の法改正の趣旨はということになります、やはり今回置かれた人間とそしてまた鳥獣との接点を模索しながらこれらの問題を処理していくかきやならない、こういうふうに考へておる次第であります。

○緒方靖夫君 そういふ観点に立つてと言われるんだけれども、その観点がないということがやはりこの間ずっと問題になつてきた。国の責任、とりわけ私は環境庁の責任、そのことがやはり非常に大事な点だと思ひます。ですから、私はこのことをまず最初に指摘しておきたいと思ひます。

国が責任を負うという点でも、条文というだけではなくて、やはりその実際の体制としても極めて弱い、これが現状だと思ひます。例えば、種の保存法を見ると、第二条には、第一項では国、第二項では地方公共団体、第三項では国民の責務、これをそれぞれはつきりと明文化しているわけですね。さきの答申でも、個々の種や地域における個体群の維持が生物の多様性の確保にとつて必要と述べており、希少性の有無にかかわらず、すべての野生生物を保護し引き継いでいくのが国の責任である、この趣旨のことを述べているわけですね。

非常に大事な点なんです。答申は、「国と都道府県との役割分担の考え方を法制的に明確なものとする方向で対処する必要がある。」としていっているわけですが、これは国の責任を国設鳥獣保護区や希少性の高い野生動物種に限定する、このように私は言わざるを得ないと思ひます。

得ないんじゃないかと思うわけです。地方分権に伴う改正では一層そうなるわけです。今度の内容を見てみますと、都道府県知事の権限対象種数は、現在の一例が何と八割に拡大するわけです。それで、環境庁長官の権限対象種数はどうなるかというと、九割から二割に激減するわけです。

そうした中で何が起るかという、国立公園内の野生生物に関する権限までも都道府県に移譲するということになるんです。私は、これを聞いて改めて驚いたんですね。国立公園内の野生生物について、国が責任を持つんじゃないかと、都道府県に全部移譲してしまう、これでいいのか、私は率直にそう思います。私は、国立公園・野生生物事務所、これが国立公園内の野生生物はもちろん、広域的な野生動物保護のコーディネーター役を果たす、そういう役割がきちっとあつてしかるべきだと思うんです。

これまでそうなっていたわけですから、やはり私はこういう形で都道府県に国立公園の野生動物のそういう問題まで、権限まで移譲してしまう、それでいいのかと思いますけれども、大臣、その点はいかがですか。

○国務大臣(真鍋賢二君) 先般、私も栃木県の中禅寺湖畔に参りましてその現状について見せてもらったわけでありまして、また知事さん初め関係者の皆さんの御意見も伺ったわけでありまして、野生鳥獣の保護等々を見ましたら、やはり地域の問題として掌握しないと国全般的な掌握という形にはならないと私は思うわけでありまして、ですから、地域の実情というものはその地域の人が一番よく知っておる、またそこに多くの専門家が育つておると思うわけでありまして、環境行政の中でこの問題を取り上げるならば、そのアウトガイドラインをしっかりと定めて、今後このような問題が起ったときにはこうしますよというところの施策を示しておくことが私は必要じゃないかと思っております。

ですから、一つ一つ国の方で全部を掌握して云々というのはその限度にしていたら、各地

域の地域性を重んじた対応をこの鳥獣保護法の中で、法としての執行をしていただきたい。決して権限を放棄したり、また全面的な移譲をしていくわけではなくて、その地方の権限を生かして鳥獣保護というものがより完全なものになっていくように努力したいということ、今回の改正をお願いいたしておるわけでありまして、機関委任事務にいたしてしましても、さように事の理解をしていかなければならないわけでありまして、その必要性があつて機関委任事務という形になっておるわけでありまして、その辺の一つの仕分け、見分けをしていただければと思うわけでありまして、

○緒方靖夫君 責任放棄にならないかどうか、私はやはりその点で大きな問題がある、そのことを指摘しておきたいと思うんです。大所高所から環境庁としてきちっとした形で指導する、そういう趣旨のことを言われたと思いますけれども、私はやはり非常に心配が残る、このことを指摘しておきたいと思ひます。

国の責任を国設鳥獣保護区や希少性の高い野生動物種のみ限定する、そういうことになりまして、これは国際条約との関係も出てくると思うんです。生物多様性条約、この絡みでどうなるか、私はこの精神に反することになりかねない、そう思うんです。それと、本当の意味での野生鳥獣保護になつていかないと思ひます。

この条約には、「生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに持続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復である」、そのことに留意すべきだということが明確に書かれておるわけですね。かなり具体的に生息環境の保全、このことが言われているわけです。そして、締約国にそのことを勧告しているわけです。

生物多様性条約に指摘されているこういう内容を踏まえて、日本における野生動物の保護を進める、このことが重要であつて、この立場で行政を進める、そうしたときに果たして今度の法案の

改正という線が出てくるのかどうか、私はそこが非常に大きな問題だと思ひますけれども、この条約との絡みについていかがですか。

○政府委員(丸山晴男君) 条約におきます多様な生物の保全を図るということも踏まえまして、鳥獣保護法におきましては、いわば特に対象となる鳥獣の指定でございますとか鳥獣保護事業計画の基準の策定、あるいは国設鳥獣保護区の設定といったような鳥獣保護制度の根幹にかかわる部分につきましては国が実施をする。そういった国の方向づけに基づきまして具体的に都道府県等が実施をし、相まって生物多様性が損なわれることのないようにしていくこととございまして、

国としての役割をしっかりと果たして、生物多様性の保全に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○緒方靖夫君 その根幹にかかわることというのは、先ほどから話があるように、まさに国から都道府県に体制のないまま移管するというそういう中身だと思ひます。

私は、一つお尋ねしたいのだけれども、環境庁の資料によると、都道府県が想定する特定鳥獣、これについてシカとかクマなどとされておるんですね。日本哺乳類学会によると、今や日本の哺乳類の三分の一以上が絶滅の危機にさらされておると言われておる。国による全国的調査で、これらシカ、クマの頭数はどう把握されておるのか。

○政府委員(丸山晴男君) シカ、クマの頭数でございます。

まず、シカにつきましては、それぞれの府県におきまして保護管理計画等の策定状況を踏まえまして、それぞれの地域の個体群の現状が把握されておるわけでございまして、それらをベースにいたしまして、大体二十万頭からそれ以上ということとございまして、それから、熊につきましては、各地域の個体群がそれぞれございまして、全国の合計数という数字の集計までには至つておらないわけでございます。クマにつきましては、特にツキ

ノワグマでございまして、全国で一萬ないし一萬五千頭という数字が報告をされております。

○緒方靖夫君 頭数の把握というのは非常に難しいというところはよく理解しておりますけれども、そういう頭数について熊についてはつかまえていないでしよう。それから、全面的にその数も把握されていないわけですね、それぞれの地方の個体群の数等々です。ですから、私はまずこういう法律を出すときにはそういうことをきちっと把握する、調査する、このことが肝心ではないかと思ひます。やるんだったらあべこべではないかと思ひます。

特に種の保存法の第二条では、国の責務として「野生動物植物の種が置かれている状況を常に把握する」、このことが決められているわけですね。野生鳥獣というのは生態系の構成者であつて、こういうことを正確につかむことなくして生物の多様性の維持、そういう点は図られないと思ひます。

そういう点で、やはり私は環境庁として大臣が責任を持つてこういう調査をきちっとやって、それで全体を把握してこういう法律を出す、それが順番だと思ひますけれども、今からでもそういう調査をきちっとやっていただく、このことを約束していただきたいと思ひます。大臣に。

○国務大臣(真鍋賢二君) 野生鳥獣の頭数調べということになりましたと、これはなかなか建築で言う設計監理するような形で掌握することが難しいわけでありまして、しかし、大方の数の把握はしておかなきゃならないと思つて、それは把握をいたしておるわけでありまして、果たしてその把握の中からのどういう対応策を講じていくかというところは今おっしゃったとおりでございます。

環境庁としてもそのような取り組みはしておるわけでございます。その辺の理解が十分得られていないようでございますけれども、その点については事務局の方からお答えをさせていただきます。私の理解が不十分なんじゃなくて、環境庁の調

したがって、ほっておくと、今回の問題というのは国際条約で言われているような生息地の保護

聞くということがあるわけですけども、その対象として、今回の鳥獣保護法改正に当たっても活

私は思うんです。やはりこれは林野庁全体で取り組むべき非常に大きな課題だと思います。

を非常に興味深く読ませていただきました。どう
いうことが書かれているかという点、野生動物に

よる農林被害防除のための基盤整備に對して公共事業予算の一部を振り向けるべきだ、こんなことを言われている。私はもともとだなどと思いましたが、それからもう一つ、先ほどから議論になっておりますけれども、野生動物による農林被害に對する保険制度の充実、損失補てん制度の検討を急ぐべきだ。私はこれはやっぱりひやひやしていただきたいと思ふんです。

その点、御見解をお伺いしたいと思います。
○政府委員(高木賢君) この被害対策の予算につきましては、基本的にはメニュー事業といいますが各種補助事業の中のメニューというところで位置づけられております。したがって、それぞれ地元の人が事業の中でメニューとして選択して実行できる、こういうシステムをとっております。これは、非公共事業だけではなくて、今お話しのある公共事業の中にもメニューを設けておりますので、地元でいろいろな調整はやりうかと思ひますが、そういった要望がある場合には対応できる、こういうシステムをとっておりますのでございます。

それから、被害対策につきましては、農業共済事業の対象になっておいて、ほかの自然災害と同じルールに従ひまして被害があつた場合にはこれで対応する、こういうことにいたしております。
○緒方靖夫君 その対策の強化を特に求めておきたいと思ひます。

それからもう一つ、専門家の配置の問題がきょうの午前中も議論になりました。地方にはほとんどない。そしてまた、では国はどうかという、やはりこれも大変な御努力があると思ひますけれども、非常に限られてゐる。

聞いてみますと、農水省の鳥獣被害対策研究の研究機関というのは二つあるそうです。森林総合研究所と農業研究センター。そこでやっております研究者の数を聞きたいとすると、森林総合研究所は、支所も含めて四百八十四人のうち二十五人。これは割合にして五％。農業研究センターは二百人のうち三十三人で一五％。私は、それぞれ

の研究者は非常に努力されている、そのことは聞いておりますけれども、やっぱり数がそれでいいのか、そういう体制でいいのか。それから、ますます地方に移管する中で、国が指導する際に、環境庁がタイプアップしてそういう研究が生かされる必要があると思ふんです。

その点で、そういう体制の充実についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(三輪幸太郎君) 鳥獣被害に関する研究者の数は先生の挙げた数字のとおりでございます。直接責任を持つ研究者はそういうことで、今の鳥獣被害対策につきましては、網とさかきとかいろいろなことがあるんですが、なかなか現実問題として、動物が賢いとかあるいはコストがかかるとかいろいろな問題がありまして、研究としてはあらゆる面から総合的に研究する必要があるという段階だと思つております。

そういう意味で、例えば農業研究センターはたつた三人という御指摘でございますが、平成十一年度からの研究には、動物の繁殖制御ということもありますので畜産試験場の専門家三人、それから生態系の管理という意味では農業環境技術研究所の生態の専門家三人、こういったような研究者を有機的に動員して当たっているわけでございます。

これからのかなり難しい研究問題がふえてきて、そういういろいろな専門家による総合的な対策も必要でありますし、それから他省庁、特に環境庁の適正管理の研究、あるいは先ほどお話がありました農水省、林野庁で取り組んでいるいろいろな対策、そういったものと連携をとって研究に取り組んでいきたいというふうに思つております。

○緒方靖夫君 私は、この法案の問題については、やはり農水省に非常に大きな責任があると思つてゐるんです。農業被害の問題等々について、そしてまた同時に、環境庁が非常に情けないと私はずつと思つてゐるんです。答弁も情けないけれども、しかしこういう法案を環境庁が出して

きたということ自身が情けない。環境省に格上げされる環境庁の存在理由を示していただきたい、そういう気持ちですと持つてまいりました。

ですから、そういう点で言いますと、先ほど委員長から異例の注意があつたと思ひますけれども、そもそも環境庁が今度の法案を準備するに当たって徹底的に勉強が足りない、そしてまた調査も少ない。ですから、私はこの問題についてはやり直すべきだということを改めて痛感する次第です。国民の十分な合意を得る、そういう方向で調査のないままにこういう法案が出される、これはあべこべだと思ひます。

そのことを指摘して、私の質問を終わります。
○委員長(松谷重一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として内藤正光君が選任されました。

○大洲綱子君 人間と鳥獣の共生については大変重要な課題であるというふうに認識をしながら、その鳥獣の保護をどうしていくかという法律、そしてそれに伴つて、増加し過ぎた動物についてどう保護管理をしていくかという観点で今回の法改正がなされているというふうには承知していただけますけれども、非常に保護の面があいまいであることは前回の委員会でも指摘をいたしましたし、きょうの参考人質疑を伺う中でもそのことを改めて確認したところでございます。

この法案の改正に至った経過と背景について、手短にお話しいただきたい。

○政府委員(丸山晴男君) 一部の鳥獣の増加あるいは著しい減少ということに着目して対策を講じている府県の中で、私どもも管理適正化事業と申しておりますけれども、生息状況の調査あるいは生息数の管理をする、そういったような事業を活用して保護管理対策が進んでまいっております。それによりましてかなりの組織、人員の整備も進ん

でまいっておりますけれども、やはり法的な根拠がないということが対策の推進のかなりの制約になっておるということをよく聞かれてございます。

加えまして、人と野生鳥獣とのあつれきをいかに解消して地域住民と野生鳥獣との共存を確保していくかということは大変難しい問題でございます。国としての具体的なガイドラインを示しながら、特定の個体群についての長期的な保護繁殖を目的とした保護管理計画の策定が必要であるというふうに考えまして、平成六年の環境基本計画以来、予算措置、調査事業等を実施してまいっております。それらをまとめまして、ぜひ今回の特定鳥獣保護管理計画の法改正をお願いしたいというところで、今、検討会あるいは関係の審議会の答申をいただきましたが改正案の作成に至つた次第でございます。

○大洲綱子君 平成八年六月十日に「第八次鳥獣保護事業計画の基盤について」という通達が出ていますけれども、第八次と銘打つてありますから当然第七次まであつたというふうに思ひますが、第七次、第八次の保護事業計画の基盤ということと通達を出し、生息調査もしてきたにもかかわらず、先ほどの同僚委員の質問に對しても、なおまだシカの頭数とか狼の頭数とかあるいはツキノワグマの頭数などは明快に把握をされておらない。三十何年間もやってきていてまだ何も実態調査ができておらないじゃないですか。環境庁、何をやっていただんですか、これまでの間、これらの反省がない限り、幾ら新たな法律をつくつたってまた同じことの繰り返しです。

この第八次の事業計画の基盤について出されて、その後のフォローをどうやっているんですか。
○政府委員(丸山晴男君) 個別の鳥獣の生息数調査につきましては、自然環境基礎調査で分布調査をいたしております。それぞれの単位面積当たりの生息数、生息の有無が基本でございます。それで、数の調査につきましては、これは本当

に難しい調査でございます。最近になりまして、特に数をふやしている鳥獣に注目した地域個体群の調査が何とかできるようになってまいりましたのでございます。

第八次鳥獣保護事業計画につきましては、七次までの成果を踏まえて、八次における重点的な課題等を入れながら対策の推進を図る必要があるということで通知をさせていただいておりますのでございます。

○大洲綱子君 それでは、八次計画においては順調に計画どおりできていると認識してよろしいですね。

○政府委員(丸山晴男君) 特に、渡り鳥等につきましては定点調査を拡充したりいたしまして、できるだけの個体数の把握に努め、その成果も出てまいっておりますのでございます。

○大洲綱子君 この八次の基準に従って、鹿、兎、鳥や北海道や広島などではそれぞれの地域に対応した、いわゆるふえ過ぎたもの、それから保護しなければならぬものという状況の中でそれぞれ計画が策定をされて、今まさにその実施がされている最中じゃありませんか。

ようやく緒についたところ、環境庁が示された基準に沿って新たな計画が策定をされて、そしてどう保護管理をしていこうかということでスタートしたばかりです。その成果も見ない中で今回の法改正に踏み切るという、ここが私はよくわからないのです。環境庁は自信を持って今回の八次の基準というのを示し、指導もしてきたんでしょ。そして、ようやくそのことが把握できるような状況ができ、削減すべきは削減するということ、北海道などは着実に十二万から六万に減らしているというところで実施がされているという状況なんでは。

それでは、現行の事業計画で新たな法改正によって補充される部分というのは何なんですか。○政府委員(丸山晴男君) 保護管理計画の策定手順あるいは内容につきましては、一定の水準を確保するというところはございますが、特に一度任意の

計画ができた場合におきましても絶えずモニタリングが必要でございます。捕獲状況あるいは被害状況を見ながらその生息数管理を絶えず見直ししていくということが大事でございます。

この計画で新しい法律に基づくものとしたしましては、そういった地域の実情あるいは生息動向にに応じて機動的に対応できるような計画にしたいというものがお願いをしている法改正の内容でございます。

○大洲綱子君 地方自治体に専門官もいない中で、地方自治体にその権限をおろしたからといって機動性を確保するとは思えないんですよ。これは環境庁が専門でしよう。環境庁が専門なのに、専門家の皆さんがやってもなおかつ機動性の確保というのはいかなるか難しいわけでしょう。そして、今基準の中にある環境庁の権限となっているものが市町村においていった場合に、本当に実態の把握ができるのは私は思えないんです。

どんなにいい文書を書いておろしたって、自治体のところでそれを受けられるものがなければ、それはもう全く絵にかいたもちになってしまつて、今よりもさらに困難になってくる。環境庁が力を抜いた部分だけ、力を抜いたと言ったら悪いかもしれない、権限を移した分だけ、もっとい

わゆる有害鳥獣の駆除の方に力点が置かれて、農林被害が起るたびに駆除をするという悪循環が繰り返されて、そして最後にはトキのようになっていくんじゃないかというふうに私は懸念をするんですけれども、本当に大丈夫なんですか。

○政府委員(丸山晴男君) 各府県の組織、人員体制につきましては、今の任意の計画の策定過程の中で一般の職員が経験を経て専門家になったり、あるいは県内の研究所に専門家を配置したりというところで、逐次体制の整備が進んでおりますけれども、県内の理解をいただくという意味にお

きまして法定計画としてこれを立ち上げていく、見直していくということも勢いをつけるという意味で大変大事でございます。また、駆除中心というお話でございますけれども、中山間地域で

はその駆除を担うマンパワーの確保もおぼつかない地域も多うございます。

また、国が手を抜くかというお話でございますけれども、北海道からお話のしました高知の大変地形の急峻なところまで、地域の実情あるいはその地域の山岳状態の実情というのは、やはりその地域を所管しておられる都道府県知事さんあるいは都道府県の部局が一番よく知っているわけでございます。

私ももしましては、国として大枠を示して、その大枠に基づいて各都道府県で具体的な計画を策定して見直していただく、その際のレベルを一定以上にしていただく、手続も審議会あるいは公聴会といったようなことで、できるだけ広い意見を聞くような手続を担保するというところでお願いしているところでございます。

○大洲綱子君 率直に聞きますけれども、各都道府県が計画は立てたけれども実際にはうまく推進できないというネックは一体どこにあるんですか。お金が足りないからじゃないんですか。

○政府委員(丸山晴男君) 私どもの管理適正化事業ということで、各府県で少ないところは二百万とか多いところは五百万とか使っていたという管理計画、あるいはヘリコプターを飛ばしての生息数調査等を実施いたしておりますけれども、先生お話しのとおり、やはり先立つもの、財源の確保は大事でございます。

こういったような法改正によりまして、おかげさまでマスコミも随分関心を持っていただいております。山の中の出来事をこういった国会の場で御議論いただくことで地域の限られた財源をある程度はここに集約するという効果もございまして、御議論いただくこと自体が中山間地域に生活しておられる方々にとつての大きな励みでございます。

また、そういったことを受けて、各都道府県におきましても、保護団体と被害農家あるいは地域住民との調整は大変難しい問題でございます。できれば逃げたいという府県も少なくないわけ

でございますけれども、やはりそこはあいまいにせず、科学的な知見に基づいて地域社会の合意形成を図っていく手段ということではございまして、法律を使っていたら、国の枠組みが決まりやすくなります。それをいかに地域に当てはめるかという問題が残るだけでございますので、それに必要な財源措置をより強化していくことによりまして、現在以上に地域や保護団体からも納得のいただけるような計画あるいはモニタリング、あるいはまたフィールドバックということが可能になるだろうというふうに確信をいたしております。

○大洲綱子君 けさほどの参考人質疑の中でも岩手県の五葉山のシカの駆除計画についてスライドを見せていただきました。それは計画どおりきちんと実施をされてきている経過を見せていただきました。確かに農業被害もそれに伴って減っているというのをグラフでも見せていただいたわけですが、それでも、それだけでは農業被害というのは減らない。もう皆さん委員の質問の中にも、農業被害は絶減しなきゃだめだということになるわけ

です。そうではなく、計画が着実に実行されていくためには一定程度の財政の確保というのは必要だということをお認めになりました。その財政の確保が、今まで環境庁では通達を出して計画は立てるけれども、適正な財源がおりていかなかったという状況の中で、今度の法改正によってより明確に特定鳥獣の保護管理計画をつくらせる制度をつくる。その制度ができることによって大蔵省からの財源が確保できるということなのでござい

ます。○政府委員(丸山晴男君) 御指摘のとおりでございます。法定計画を担保するという意味におきましては、現在でも管理適正化事業ということで予算措置でわずかながら助成をさせていただいておりますけれども、きちんとした法律に基づく事業に対する助成ということで、私どもにとりましては財源確保の大きな後盾になるものというふうに考

えております。

○大洲綱子君 最初にお聞きしたときに、その法案を出して来る背景の中でそのことをなぜ言わないんですか。そこが第一の原因でしよう。実際にこの法律をつくりたいと思っている環境庁の一番の根本はそこでしょう。

そうだとするならば、今二十一世紀を目の前にして環境保全ということがどれほど政治の大きな課題になっているかということは、小淵総理大臣もよく御存じのとおりでございます。

そういう中で、環境庁から環境省へ格上げをするこの時期に、環境保護の観点に環境庁みずから目を覆うような形で法律改正に踏み切るといふこと自体、私は納得できません。それだったら、大蔵省に対してどうして今まで、この八次計画を実行するためには予算の措置が足りないんだということを明快に資料を出して、どの地域に有害な生物が何頭いる、これを半分に削減するにはどれだけの予算が必要なんだということをきちんと出して大蔵省と折衝すべきです。それができれば策定された計画がきちんと実行できるし、皆さんが思っているように、地方自治体の受け皿がないところで地方自治体に全部を移管していくというふうなこんな拙速な法案にしろなくても財政措置というのはいくらでも思えます。

私たちが野党の立場ですけれども、そのときに本当に予算が必要であるならば、そのことを率直に言って資料を出していただければ、大蔵省とも堂々と折衝しながら予算の確保をしていきたいというふうに思っています。そのことがない中で、本当に拙速で、駆除すればいい法律が先行すると思う、これは私は本当に問題だというふうに思っております。

今回の法改正はもう少し少しゃばり時間をかけて、環境庁そのものももう少し根本から勉強し直し、八次の事業計画の基準が出された七次までの反省点というのをきっちりと網羅して、そしてさらにどういふことが必要なのかというのを私たち委員にもわかりやすく提示しない限りこの法改正

には臨むことはできないと私は思いますが、何かございますか。

○政府委員(丸山晴男君) 激励をいただきまして、大いに予算要求に頑張りたいと思っております。

特に、現在の有害鳥獣駆除におきます課題が幾つかございます。透明性の確保、あるいは多様な意見をいかに調整するか、それから明確な目標に基づき計画的対応をいかにしていくか、多様な保護管理手段をいかに総合的に適用するか、モニタリング調査の実施、フィードバックをどうするか等々大きな課題がございまして、それらにつきましまして、この計画制度において枠組みとしては対応するように考えております。

したがって、この計画、この改正法をバックにいたしまして、ぜひ来年度の予算要求から大いに頑張りたいと思っております。

○大洲綱子君 今回のこの法律改正に当たりまして、たぐさんの自然保護団体、NGOの皆さんから要望書が寄せられております。それぞれ一つずつ全部質疑をしながら答弁を引き出してその要望にこたえるべきが私たちの筋というふうに思うのですけれども、限られた時間の中でそれぞれの政党が部分部分に皆網羅をして触れてきているという状況でございますので、私自身もそこにゆだねていかなければならないというふうに思っております。

最後に、環境庁長官、この法改正は、環境庁側から見たら予算確保の面で法文化をすることが本当に必要だというふうに思っておられるかもしれないけれども、まだまだ勉強不足というふうに思っております。もう一度考え直して、この法案はこの法案としてどう処理するかは後の問題ですけれども、もう一度検討をし直す必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(眞鍋義一君) 大臣として、立場上、出した以上は皆さんの御審議をいただいて御協力いただかなければならないわけでありまして、

しかしながら、この問題につきましまして環境庁側の対応が不足であるというところは否めない事実でありまして、どうも法案審議になれない点もございましてまたつきが合ったというのを私も担当大臣として痛み入っておるところであります。その精神というものは問題のある精神でないわけでありまして、その精神をぜひできるだけ生かしていかなきゃならない、こう思っておるわけでありまして。

私は、田村委員の先ほどの質問を聞いておりまして、環境庁の言わんとするところの意見も出していただいております。また、小川委員から、立場立場というところもありましようけれども、北海道の被害というものが大きいものがあってそれらに対する対策を講じなければならぬという意見については、私は同じような方向性を持っておるんじゃないかと思っております。また、その対応のための手段というものが私の方の一つの答弁ありという形になってあらわれたんじゃないかと思っております。

そんなことで、環境庁としては出した法案、わずかな法案でございまして、懸命に取り組んでやっておりますというその姿を見届けていただいて、今後皆さん方の御指導、御鞭撻をお願いいたします次第であります。

○泉信也君 環境庁は、人間の生存にかかわる植物、動物を含めた生態系の問題をいかに守っていくかという御努力をしてこられたと思っております。時には行き過ぎがあったかなと思うこともございましてたけれども、大変御努力をいただいております。環境省への昇格という話も出てきておると理解をするものです。

けさほどの参考人の御発言の中でも、整備の第一歩だという評価をしていただいたわけでございます。私、私も今回の法改正は決して百点満点ではない、先日来の御議論の中にもございまして、幾つかの問題点は抱えておるけれども、第一歩として改正を実現すべきであると思っております。そこで、農水省、林野庁の方にお尋ねをいたし

ますが、いわゆる森林あるいは農産物被害についてどういふ具体的な意見が関係者から寄せられておるんでしょうか。全部というわけにはまいりませんが、もし幾つかお話をいただければ聞かせてください。

○政府委員(樋口久俊君) 私の方から、まず農作物の方の被害につきましてお話を申し上げたいと思います。

被害についての感じといいますか御希望は大別して三つぐらいあるのかなど、ややこれは私の独断にわたる部分がございまして、

一つは、先ほどからお話が出ていますように、自分たちが丹精込めてつくっておる農地へ来てもらいたくないというのがやはり大半を占めているんじゃないかという感じがいたしております。それから、生活がかかっておるわけでございまして、危ないと思えば防衛という措置を講じないといけないので、できるだけその防衛について効果的な方法がないだろうか。やはり、動物とは言いながら相当学習効果が上がったというところもございまして、何か効果的なそういう手法がないか。三つ目は、万が一そういう被害があった場合に何か対策があるかどうか。

関心としては、おおむね三つぐらいに分けられるかなという感じがいたしております。

○政府委員(山本徹君) 林業関係の被害で申し上げますと、新しく植えました例えは杉、ヒノキの苗木、あるいはそれが何年かたった比較的まだ小さい段階でシカ等のけもの新芽を食べてしまったりあるいは皮を食べてしまつて結果として植えた木が育たない、枯れてしまつてというような被害でございます。

それから、山村で、私どもの担当しております特用林産物、シイタケ等のキノコ類あるいはタケノコ等についても例えは猿が食べてしまつたとかというふうなものも具体的な例でございまして、林業関係では鳥ではございませんで獣害が中心でございまして。

○泉信也君 被害金額とかあるいは面積等という

ことは既に資料をいただいておりますけれども、生産者にとつてみれば大変立派な問題であるというところは間違いないと思ふんです。これもけさほどの参考人の方のお話の中で、この問題は弱い者同士がいじめ合つておると、非常に扱いが難しい課題だと思ふんです。一方だけに力をかせば済むというふうな話じゃないことは百も承知の上で議論をさせていただきなかならぬと思つております。

そこで、農水省、林野庁の皆さん方はこの法改正について環境庁にどういう注文をつつけられしたか。何か際立つた注文があったんでしょか。

○政府委員(樋口久俊君) 私どもが承知をしております限りでは、審議会にこういふ対応を諮問された後、さまざまな情報交換あるいは私どもで知つております例え被害の実態とかそういうものをお聞きになったときに、情報提供等々で連携をしていくといひますが、そういう対応をしたといふことは承知いたしております。

○政府委員(山本徹君) 先ほど質疑にもございましたけれども、農水省の関係機関の森林総合研究所という機関に鳥獣保護関係の専門官もおりまして、環境庁の方でこの改正案を御審議になるに当たつてそういった専門の研究者の御意見も聞いていただいたようでございますが、私ども鳥獣保護なり自然保護行政万般にわたつて常時環境庁との連絡協議は行つております。

そういった中で、私ども格別に具体的な条文等について御意見を申し上げたというふうなことはございませぬけれども、私ども林業に対する被害を防止するために有効な手段を、鳥獣保護という視点との調和を図りつつ実現していただくことを御期待申し上げ、そういった視点からさまざまな意見交換をさせていただきました。

○泉信也君 大変遠慮感におつしやうございましたが、私も山合ひに育つたものとして自分の畑が荒らされることについては大変悔しい思いをした一人でございます。ですから、やはり農水省あるいは林野庁のお立場でどうやって被害を防ぐかということを生産者の立場に立つてこれからの発言をしていただきたい、こんなふうに思ひます。

けさほど来、三浦さんにおいでいただきまして貴重な御意見をいただきましたけれども、いろいろな研究をしていただきなかならない。岩手での一つの例を挙げて御説明いただいた成果などは、私は随分研究の成果が上がつてきておるな、それで十分だとも思ひます。私どもも、そういう評価をさせていただきまして、この法律の改正を機会に関係の皆さん方、個体管理の問題あるいは生息地管理の問題等について一層研究をしていただきたい、こんな思いを持っております。

そこで、実はNHKの番組に「きょうは何の日」という放送がございまして、ちょうど先日の四月十七日という日は日本書記の中で鳥やけもの狩猟制限を行つたという記述があるんだそうです。これは西暦六七五年の記録であるといふこととございました。ですから、日本人の気持ちの中にはそういう思いがずっとあつたのではないかと、あるいは仏教伝来の影響を受けたのかもわかりません、あるいはお犬様みたいなお話をあつたのかもわかりませんが、日本人の心にはそういう優しい心があつたんだと思ふんです。ですから、今回の法改正も基本的には決して狩猟を排除だといふことが先に立つておるのではないといふふうに私は思つておるわけです。

そこで、具体的な実施をしていく上において権限を都道府県知事におろしていくということが今回法改正の一つの眼目になっておりますが、具体的に移されるもの、そしてその結果がどういふふうに影響してくると環境庁は読んでおられますか。

○政府委員(丸山晴男君) 現在の鳥獣保護、狩猟の行政につきましましては、基本的な内容につきましては国が関与し、また実施につきましましては都道府県の事務というふうに分けをしておるところでございます。今、今回都道府県における事務といひますのは、この改正法によりまして新しくできます

特定鳥獣保護管理計画の策定事務でございます。またそれに加えまして、従来、国と都道府県の捕獲許可につきましまして必ずしもその関係が明確でないといふようなことがございまして、今回整理いたしましたものを地方分権一括法におきまして、いわば絶滅のおそれのある種の捕獲許可あるいは国設鳥獣保護区の捕獲許可等につきましましては国の事務、それ以外につきましましては都道府県の事務というふうな整理をしております。これらによりまして、総合的な鳥獣保護管理計画の実施がされるものと考へております。

○泉信也君 条例の制定によつて市町村に捕獲許可権限が与えられるといふふうになっておりますけれども、このことが実は乱獲といふか行き過ぎにつながるのではないかと、あるいはいろいろな心配される方があつたのではないかと、あるいはその点については、どのような見解を持っておりますか。

○政府委員(丸山晴男君) 現在、都道府県の事務になっております捕獲許可の一部につきましまして、都道府県の規則によりまして市町村に委任をいたしておるところでございます。それが今回の地方分権法におきましては、条例を定めて市町村にその事務を処理させることができるというところで、規則に基づく委任の事務を条例に基づく事務といふふうに変更するといふ内容でございます。

○泉信也君 法的な仕組みについては局長が今お答えいただいたとおりかと思ふんです。しかし、専門家がいないとかあるいは鳥獣保護の意識が徹底していないという中で、今の段階ですぐ市町村までおろしたならば行き過ぎが起るのではないかと、いふことについての歯どめみたいなものは何かお考えですか。

○政府委員(丸山晴男君) 現在、都道府県が市町村におろしております事務は、スズメ、ドバト、カラス、こいつらのようなものの捕獲の許可、駆除を中心として、府県によつて若干出入りがございますけれども、それらの事務につきましましては都道府県が基準をつくりまして、それに基づいて市町

村が捕獲の許可をするということで、都道府県の基準という担保がされておりますし、また渡り鳥等非常に重要なものにつきましましては、環境庁からの緊急の指示ということも担保するようにしております。

これらを通じまして、適正に事務が実施されるものと考へております。

○泉信也君 けさほど私は申し上げましたが、こつち業務を自治体にお願ひしていくといふことは、ある意味では理にかなつておることだといふふうに思つております。

ですから、今問題なのは、人材がまだ十分でないのではないかと、あるいは予算的に不足をしておるのではないかと、こつち問題が危惧されておるわけでありまして、方向性としては私は間違つていない、こんなふうに思つております。

そこで、この後こつちことをやつていくって懸念されること、この法改正の先はまだこつちことをやらなかならないのではないかと、いふようなお考えは、何かございませうか。

○政府委員(丸山晴男君) 流れをいたしましては、平成六年の環境基本計画、それから平成八年からの管理適正化事業によりまして各都道府県の中で、任意の生息数を調査した保護管理計画の策定の動きといふ流れがございまして、その不十分さをこの法改正によりまして担保していただくといふものもございまして、私どもとしては先にとつちうのは思ひ浮かびませぬけれども、この問題につきましましては生息地の整備、個体数の管理、それから人間の側の被害防除施設の設置といふ三つのものをバランスをとつて、それぞれが大事でございまして。

いろいろ御指摘されましたような過剰駆除といったような懸念はございませぬけれども、万が一にもそういったようなことのないように明確な計画を策定するといふことが課題だと思つております。

○泉信也君 生息地の管理等三つ挙げていただきましたが、ぜひこつちことを環境庁が中心に

なつて、農水省、林野庁の方とよく御相談をしながら進めていただきたいというふうに私は思います。

それで、先ほど来議員の御発言の中にもありました予算の確保等については、これは一環境庁にだけ押しつける問題ではない。当委員会がその必要性を認めるならば、先ほど大淵先生おっしゃいましたように、先頭に立ってやはり要求していくというのを各委員も腹を決めて対処すべき課題だと私は思っております。いろんな意見がありまして、さらに鳥獣保護にもメスを入れていただきたい、このことを申し上げて、終わります。

○委員長(松谷重一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、奥村展三君が委員を辞任され、その補欠として堂本曉子君が選任されました。

○堂本曉子君 前回に続きまして、私は鉛中毒の問題について質問をさせていただきたいと思っております。

大臣、前回は、小淵総理大臣がロシアから来るオオワシやオジロワシを日本で絶滅させるようなことはしないとおっしゃったということから質問を始めさせていただいたんですが、先日、紀宮様が、十八日が三十歳のお誕生日でコメントをなさった。その中で、鳥の研究をしていらっしゃるからでしょうが、鉛中毒のことを心配しているとおっしゃったんです。

御感想はいかがでしょう。

○国務大臣(眞鍋賢二君) 先生、大変熱心に猛禽類の鉛中毒の問題について御指摘をいただいておりますわけでありまして、私も先生のお考えと同感であります。紀宮様の御発言の中にもそういう趣旨があったということですが、やはり鳥類に哀れみの気持ちを持って人間と共生していく対策を講じるならば、鉛散弾による被害を早くなくしていく、それがための代替案を考えてい

くということに思いをいたしていかなければならないんじゃないだろうかという気持ちでいっぱいでございます。

○堂本曉子君 鉛散弾についてはおっしゃるとおり本日に環境庁も御努力くださって大分前向きに対応してくださっているんですが、今問題になりますのは、やはりエゾシカを撃つライフル銃の弾、それから空気銃の弾、これについてはまだ何ら手が打たれてないわけなんです。前回も申し上げたとおり、ワシは鉛が毒だということがわかりませんから食べちゃうわけですが、カラスももちろん食べます。

ですから、鳥獣保護法をもし改正するのであれば、今度は規制を緩和するわけですから、緩和するのであれば、一方できちっとライフル銃並びに空気銃に使う鉛弾は散弾と同時に規制するのでなければ不公平なんです。片方で緩くしておいて、どんだん使えと言つて使わせておいて、そして一方で、環境庁は種の保存法もありますし、文化庁の文化財保護法もあるわけです。日本の法律でそれだけ貴重な種だ、しかもこれは外国からの渡りの種であり、象徴的な鳥たちでもあるわけですね。鶴だって死んでいるわけですが、タンチョウヅルだって。それから、東北やそういうところでも死んでいる。やはりそういうものを、ここでこの法律を改正することをおっしゃるのであれば、これは二〇〇〇年からでももう絶対に使わないと。人間の都合ばかりを大事にできないわけですか。アメリカの方は輸出すると言っているわけですから、企業が。ですから、ぜひとも禁止していただきたい。

この間は私がたまたま出会った一羽だけをお見せしたんですが、こういう調子なんです。見てください。(資料掲示)

この調子です。すごいでしょう。これは北海道の釧路市にある野生生物保護センターで撮影したもので、三年間で解剖したオオワシとオジロワシ。この写真に写っているのは十九羽ですけれども、ほかにもいっぱい死んでいるということです。

ここで大臣に注目していただきたいのは、ここにブルーの標識をつけています。このブルーの標識というのはロシアでつける標識です。この間たまたま私が会ったのは、これは環境庁の標識がついています。ここです。環境庁がつけた標識のワシも死んでいるわけですが、環境庁はこういう標識をわざとつけているわけですから、そのワシが死んでいることは環境庁は当然わかっているわけですから。そして、一方、今のブルーの大きいのはロシアの方でつけている標識です。

それで、日本の総理大臣は日本で絶滅させないと予算委員会でも答弁されたわけですが、だけれども、ロシアが標識をつけているのは、全部ロシアから来ていると思えますけれども、これは少なくともロシアから来たことは間違いない。ブルーの標識をつけています。これはSの9という番号がついているわけですから、だから証拠があるわけです。ロシアにしても日本の環境庁がつけた標識も両方ともある。

だけれども、それがこういう形で人間が見られるのはほんのわずかで。北海道の山は本当に広いですから、その中で私たちの道路からずっと先の方で死んでいる、山の奥に落ちている鳥は一体何羽いるのかわからないんです。

これはたまたま偶然にシカの死骸のところにオオワシが三羽、それからワタリガラス。(資料掲示)これはことしの二月十五日に知床で撮影されたものです。こうやって雪の中で食べているところ。これも背中にXの8という黄色い標識をつけておられますが、これは去年の夏、マガダン州で標識をつけたロシア人の研究者がこの写真を見て大変ショックを受けたという標識です。これはわずかに半年しかたっていない幼鳥、まだ子供の鳥です。ですから、こうやってちゃんとここにつけて、これは生きていますけれども、シカを食べているわけですが、これもシカの方は鉛弾で撃たれていることが確認されています。ですから、この鳥も鉛弾を食べなければ別ですけれども、食べたら死んでしまうということです。

それでは、これはシカの死骸です。(資料掲示)これは一月に阿寒湖の鮎別の林道に放置されていたエゾシカをボランティアの方たちが回収しているところですが、これも、これはワシ類鉛中毒ネットワークというNGOの人たちが軽トラで半日で三十頭分集めたわけですが、ほとんどに鳥に食べられた跡があったそうです。骨と皮だけになっていた。この日はさらに、シカを一日で四十頭分をトラックに載せて回収した。そして、阿寒町に設置されているケージに捨てたそうです。これはNGOの人たちがそこへ行って死骸をトラックに載せるんですけれども、本来はこれを撃った人が載せることが規定されているんですけれども、それをやらないわけですから、ですからみんな死んでしまうということで、私はやはりこういうようなことが起こっては大変まずいと思うんです。

この鳥獣保護法を改正するのであれば、それはもう前からみんなそのことを環境庁には陳情して陳情し抜いてきているところだと思いますけれども、私は、もしこれがきちっと決まらなければ、あれば法律は通してはくれない。さもないければ、みんな、鳥だけではないんです。どうしてもまたこれだけ鉛弾を撃つて、いろんな意味で鉛弾が私たちの生活の周りにばらまかれてしまう。こんな恐ろしいことはとても許せないもので、何としてもこれはきちっと、私は散弾と一緒にぐらいいいと思っておりますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(眞鍋賢二君) オオワシやオジロワシの猛禽類に対して対策を講じなければならぬというのには、先ほどお答弁いたしましたように先生のお考えと全く同一でございます。

早くその鉛散弾を防止しなければならぬという気持ちでいっぱいであるわけですが、私も何とかならないかということも事務当局に命じたわけでありまして、今使っておる銃をすぐ買いかえる余裕等々もないというようなことあつてハンターの反対等もあるというようなことも聞いておるわけでありまして、こういう

ものはもう一刻も早く対処していかなくやならぬ、こう思うわけでありませう。

そこで、話を最後まで聞いてください。人の話を聞かずに笑ってばかりいたのでは私は答弁できませんから。

それで、私もこれは二年以内に処理できないかという事を事務局に命じたわけでありませう。それが危険とするならばその間に懸命な努力をして処置できるようにしたい、こういう返答もいただいたわけでありませう。

私がいつまでも大臣をやっておるわけではありませうけれども、一応ここで二年以内というものが区切れるならば、それは一歩前進したことじゃないだろうか、かようにも思っておるわけでありませう。

ですから、先生の意を体してやっていくと同時に、この委員会としてもいろいろ御指摘をいただいておりますのでありまして、委員会の御意見に従った対応を私は講じていこうと思っておりますので、今後御指導方よろしくお願いしたい次第であります。

○堂本曉子君 大臣、散弾が二〇〇年からなんですけれども、それと一緒にどうしてよろしくございませうか。

○政府委員(丸山晴男君) ライフル弾の切りかえといふのは世界的にもまだ例がほとんどないわけでございます。性能試験等まだ国内でも必要でございます。幸いにして、輸入体制につきましてはある程度の可能性がございます。今、北海道で鋭意そういった道を探っているわけでございます。

したがって、二年を目途にということでありませう。何となく二年というターゲットを念頭に置きながら努力してまいりたいと考えております。

加えて、余計なことでございますけれども、死体の処理の問題、鉛のライフル弾の破片が残っており、オオワシといふのはいまだ海のそばで主

として魚類をえさにしている生態がございます。そのオオワシ、オジロワシが山の方で生息をするというの、これはいささか、環境変化をオオワシ、オジロワシがどう受けるかということ、生態への影響もあるわけでございます。本来のあり方としては、死体の処理を適正に行うということが基本かと考えております。

それから、それまでの間にございしても、ライフル弾の鉛の破片による影響を何とか早く解消していくということにつきましても努力してまいりたいと考えております。

○堂本曉子君 局長の御答弁だと、目途にということで、二年を目途と。散弾の場合も、来年を目途でずっと五年も六年もかかったわけなんです。今散弾は二〇〇年の秋から実行するところからいっている、はつきり何年のいつごろからかということをお願いいたします。

○国務大臣(眞鍋賢二君) 大臣命でございませう。二年以内ということ、それはもうできるわけ、一年なら一年というふうな形で事を進めさせていくように指示いたします。

○堂本曉子君 そういたしますと、今九九年の四月です。二〇〇一年の春にはということよろしくございませうか。

○国務大臣(眞鍋賢二君) その目標に向かって努力してまいりますので、御了承いただきたいと思っております。

○堂本曉子君 いろいろ御努力いただいたり、大臣が御決断くださったことは大変敬意を表したいと存じますが、なおかつ、今まで環境庁がもう一年延ばしにずつとなされた過去の経緯があるもので、なかなか信用と言ったら申しわけないんですが、できればやはり本当にこれは附則でも法律の中にも書き込んでいただいた方がよいというふうに私は思っております。

なぜかといいますと、今までは鳥獣保護法を改正する前の状態だったわけですが、改正されて、ですからことになって爆発的にふえたわけでは

ね。ですから、やはりそこはどうしても一刻も早くそれをやらなければいけないというふうに思います。

それから、もう一つは、今おっしゃいました死骸の方ですけれども、北海道の人に聞きましたら、耳一つ持っていくと四千元とったことの御褒美にもえらるそう、これはNGOの人たちが死骸を集めているんですけれども、中には掘り起こして耳だけどんどんちん切ってそれを道庁へ持っていったお金をもらう。十頭で四万円ということになるわけなんです。今やそういうことになっている。やはり大変にそこところの北海道庁の方の監督も私は行き届いていないんじゃないかと思うんです。

ですから、死骸をまず処理するという事を義務づける、撃つ方にだれか監督する人がついていくような形をきちっととるぐらいにまで厳しくしない限りは、これから二年間、今年二年を目途にとおっしゃったわけですが、その二年間の間をどうするかという次の対策が大事だと思っております。やはり日本では絶対絶滅させちゃいけないと思っておりますので、その二年間はどうかしようか。

○国務大臣(眞鍋賢二君) 最初の質問でございませうけれども、大臣が二年以内ということ、一年以上のところでも頑張ってやっていこうということ、を命じると言ったのでありますから、先ほど総理が総理が言っていますけれども、総理は大臣を任命したんです。字のごとく任せたいわけですから、だから大臣が最高の決定機関であるわけでありまして、総理がどう言おうが大臣がこうだと言ったらその大臣の命に従うのが当然であり議院内閣制であるわけで、だから私が言ったことに對して不信感を持たれるようでは、この意が通じないわけでありまして、その点は十分ひとつ御理解をいただきたいと思います。

この大臣の言というのはおもしろいと思っております。

○政府委員(丸山晴男君) 死体の処理につきましまして、北海道におきましても回収ステーションを

急増させまして、できるだけ山の近くで回収できるようにしておりますので、そういうものの増設をさらに進める。それから、有害獣駆除といひますのは市町村が実施をいたしておりますので、市町村がお願いをして駆除していただくというところで、そのいわば死骸の処理につきましても適正に市町村の責任でやっていただく。それから、狩猟につきましては、狩猟者を奨励してその死体を放置することのないように、先ほどのお話がございましたときに調べたものでは、七割のハンターはちゃんとやっている、しかし二、三割のハンターが少しマナーがいかかというところのアンケートもございませう。その監督をぜひやっても

○堂本曉子君 大臣を信用しますというので、大臣がそこまで強くおっしゃったので、二年以内にこれは禁止になるというふうに考えさせていたでございます。

それまでの処置ですけれども、そういうふうな道なり市町村なりに環境庁からきちっと何か指令をお出しになるとか命じるといふことをこれはもう絶対監督していただきたい。なぜなら、今七割とおっしゃいましたけれども、そうだったら三百メートルの間に二十九頭も死んでいるというのはちょっとおかしいわけなんです。私も実際にこの目で見ました。いっぱいあるわけ、死骸が。とても七割のハンターが持つて帰っているというふうに思いたくありません。ですから、指示を局長名にならんので必ずお出しくださいませうか。

○政府委員(丸山晴男君) 北海道におきまします鳥獣の管理の中で、エゾシカの保護管理というのは大変大事な問題でございませう。北海道庁も計画をつくってやっているわけでございますけれども、いかんせん、大変膨大な対象でございませう。いろいろな問題が生じているわけでございます。よく連携をとりながら、私どももいろいろな通知を必要があれば出すようなつもりでございます。きちっと連絡をとってしっかりとやってまいりたいと思っております。

○堂本曉子君 あと三十秒ありますから、その間に。

連携だけでは物足りない、やはりこういった実際に市民の方たちが北海道で動いていらっしゃるわけですね。その方たちにも環境庁としてはこうやって責任をとったんだということがわかるような、ただ電話で連携をとったとかそういうことではなくて、紙の上でもきちっとこういう指令が出ていくということがわかれば、ハンターの方にもこういうのが出ていくじゃないか、おかしいではないかと現場で言えると思いますので、きちっとした対応をしていただきたいと思いますが、局長、いかがでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) お話でございますけれども、国と地方とかかわりにつきましては、やはり地方自治ということで、それを基本的に尊重しながら共同でやっていくという時代でございます。したがって、環境庁と北海道と一緒にやって対策を進めていく、あるいは協力をしながら対策を進めていくということでありまして、こちらが指示をしていけば守らせるとか、そういうふうなものではなくて、道庁も一生懸命やっているわけでありまして、どの辺に問題があるかよく聞きながら、さらに技術的な指導ができることであれば私も専門家とも相談しながら必要な指導もしてまいります。

大変緊急な対応ということで、北海道としても状況を総体にかみきり中での対応だと思っております。きちっとした科学的な対策がとれるように私どもとしても行政機関の職員、知識が不足であれば専門家の応援も得ながら、どういふ点でお手伝いができるか、しっかりと見届けてまいりたいと思っております。

○堂本曉子君 ありがとうございます。

政府から趣旨説明を聴取いたします。関谷建設大臣。

○国務大臣(関谷勝嗣君) ただいま議題となりました住宅の品質確保の促進等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

住宅に対する消費者の意識が高まる中、欠陥住宅問題等の住宅に関するトラブルが増加しており、建築に係る関連の諸制度と連携をとりながら、住宅購入者等と専門業者の間の住宅に関する情報格差を是正していくことなどにより、良質な住宅ストックの整備を推進することが重要な課題となっております。

この法律案は、このような課題を踏まえ、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、必要な措置を講ずるものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならないこととしております。

第二に、建設大臣が指定した住宅性能評価機関が日本住宅性能表示基準に基づく住宅性能評価を行い、標準を付した評価書を交付することができ、表示された性能を有する住宅を完成させることとし、評価書が契約において交付された場合等には、表示された性能がなされたものとみなすこととしております。さらに、日本住宅性能表示基準に基づく評価について、業務の効率化を図る体制を整備するとともに、日本住宅性能表示基準が予想していない評価方法について特別の定めをすることとしております。

第三に、住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、指定住宅紛争処理機関などの紛争処理体制を整備することとしております。

第四に、住宅の新築に係る建設工事の請負契約及び新築住宅の売買契約において、請負人または売り主は、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵を十年間担保する責任を負うこととするものと

に、契約によって期間を延長できる特例を設けることとしております。

その他、これらに関連いたしました、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松谷素一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、ダイオキシソリン類対策特別措置法の早期制定、実効性ある対策の実現に関する請願(第一三三九号)

第一三三九号 平成十一年四月五日受理

ダイオキシソリン類対策特別措置法の早期制定、実効性ある対策の実現に関する請願

請願者 埼玉県入間郡三芳町北永井九四八ノ六八 石崎勝美 外三百四十四名

紹介議員 浜田卓二郎君

この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、住宅の品質確保の促進等に関する法律案

住宅の品質確保の促進等に関する法律案

住宅の品質確保の促進等に関する法律案

住宅の品質確保の促進等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 日本住宅性能表示基準(第三条・第四章)

第三章 住宅性能評価

第一節 住宅性能評価(第五条・第六条)

第二節 指定住宅性能評価機関(第七条・第二十一条)

第四章 住宅型式性能認定等

第一節 住宅型式性能認定等(第二十二条・第四十条)

第二節 指定住宅型式性能認定機関等(第四十一条・第五十一条)

第五章 特別評価方法認定

第一節 特別評価方法認定(第五十二条・第五十四条)

第二節 指定試験機関等(第五十五条・第六十一条)

第六章 住宅に係る紛争の処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関(第六十二条・第六十七条)

第二節 住宅紛争処理支援センター(第六十八条・第六十九条)

第七章 瑕疵担保責任の特例(第六十七条・第九十条)

第八章 雑則(第九十一条・第九十二条)

第九章 罰則(第九十三条・第九十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをすることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の

○委員長(松谷素一郎君) 次に、住宅の品質確保の促進等に関する法律案を議題といたします。

用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。をいう。

2 この法律において「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）をいう。

3 この法律において「日本住宅性能表示基準」とは、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準であつて、次条の規定により定められたものをいう。

第二章 日本住宅性能表示基準

（日本住宅性能表示基準）
第三条 建設大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならない。この場合においては、併せて、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき住宅の性能に関する評価（評価のための検査を含む。以下同じ。）の方法の基準（以下「評価方法基準」という。）を定めるものとする。

2 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準は、利害関係人の意向を適切に反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないよう定めなければならない。

3 建設大臣は、必要があるとき、定めるべき日本住宅性能表示基準又は評価方法基準の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。

4 建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の議決を経なければならない。

5 建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、日本住宅性能表示基準又は評価方法基準の変更について準用する。

（日本住宅性能表示基準の呼称の禁止）

第四条 何人も、日本住宅性能表示基準でない住宅の性能の表示に関する基準について、日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第三章 住宅性能評価

第一節 住宅性能評価

（住宅性能評価）

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより建設大臣が指定した者（以下「指定住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十二条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第二十二条第一項において同じ。）に従つて評価することを行う。以下同じ。）を行い、建設省令で定める事項を記載し、建設省令で定める標準を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

2 前項の申請の手続その他住宅性能評価及び住宅性能評価書の交付に関し必要な事項は、建設省令で定める。

3 何人も、第一項の場合を除き、住宅の性能に関する評価書、住宅の建設工事の請負契約若しくは売買契約に係る契約書又はこれらに添付する書類に、同項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

（住宅性能評価書等と契約内容）

第六条 住宅の建設工事の請負人は、設計された住宅に係る住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）若しくはその写しを請負契約書に添付し、又は注文者に対し設計住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該設計住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する住宅の建設工事を行うことを契約したものとみなす。

2 新築住宅の建設工事の完了前に当該新築住宅の売買契約を締結した売主は、設計住宅性能評価

書若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主にに対し設計住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該設計住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する新築住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

3 新築住宅の建設工事の完了後に当該新築住宅の売買契約を締結した売主は、建設された住宅に係る住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主にに対し建設住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該建設住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する新築住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

4 前三項の規定は、請負人又は売主が、請負契約書又は売買契約書において反対の意思を表示しているときは、適用しない。

第二節 指定住宅性能評価機関

（指定）

第七条 第五条第一項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、同項に規定する業務（以下この節において「評価の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、建設省令で定めるところにより、評価の業務を行おうとする住宅の種類及び規模に応じて建設省令で定める区分に従つて行われなければならない。

（資格条件）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができる。

一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第二十一条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算

して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第九条 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 第十二条第一項の評価員の数が、住宅性能評価を行おうとする住宅の種類、規模及び数に応じて建設省令で定める数以上であること。

二 前号に規定するほか、職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に関する計画が、評価の業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の評価の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四 法人にあつては役員、法人の種類に応じて建設省令で定める構成員又は職員（第十二条第一項の評価員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 前各号に定めるもののほか、評価の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定の公示等）

第十条 建設大臣は、指定をしたときは、指定住宅性能評価機関の名称及び住所、指定の区分並びに評価の業務を行う事務所所在地を公示しなければならない。

2 指定住宅性能評価機関は、その名称若しくは

住所又は評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第十一條 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第七條から第九條までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(評価員)

第十二條 指定住宅性能評価機関は、住宅性能評価を行うときは、建設省令で定める方法に従い、評価員に住宅性能評価を実施させなければならない。

2 評価員は、住宅性能評価を行うとする住宅の種類及び規模に応じて建設省令で定める要件を備えるものの中から選任しなければならない。

3 指定住宅性能評価機関は、評価員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、評価員が、第十五條第一項の認可を受けた評価業務規程に違反したとき、住宅性能評価に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅性能評価機関が第九條第四号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その評価員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第十三條 指定住宅性能評価機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員(評価員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であつた者は、

評価の業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅性能評価機関及びその職員が評価の業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評価の業務の義務)

第十四條 指定住宅性能評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

(評価業務規程)

第十五條 指定住宅性能評価機関は、評価の業務に関する規程(以下この節において「評価業務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 評価業務規程で定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、第一項の認可をした評価業務規程が評価の業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定の区分等の揭示)

第十六條 指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、指定の区分その他建設省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十七條 指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、評価の業務に関する書類で建設省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八條 建設大臣は、評価の業務の公正かつ適

確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し、評価の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第十九條 建設大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し評価の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(評価の業務の休止等)

第二十條 指定住宅性能評価機関は、評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により評価の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十一條 建設大臣は、指定住宅性能評価機関が第八條各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十條第二項、第十二條第一項から第三項

まで、第十四條、第十六條、第十七條、前条第一項又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 第十五條第一項の認可を受けた評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 第十二條第四項、第十五條第三項又は第十八條の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二條第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

五 第九條各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 住宅型式性能認定等

第一節 住宅型式性能認定等

(住宅型式性能認定)

第二十二條 建設大臣は、申請により、住宅型式性能認定(住宅又はその部分で建設大臣が定めるものの型式について評価方法基準に従つて評価し、当該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有する旨を認定することをいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 前項の申請の手続その他住宅型式性能認定に関し必要な事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、住宅型式性能認定をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅性能評価の特例)

第二十三條 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又はその部分は、住宅性能評価において、当該住宅型式性能認定により認定された

性能を有するものとみなす。

(住宅型式性能認定の取消し)

第二十四条 建設大臣は、住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有しなくなったと認めるときは、当該住宅型式性能認定を取り消すことができる。

2 第二十三条第三項の規定は、前項の規定による住宅型式性能認定の取消しについて準用する。

(型式住宅部分等製造者の認証)

第二十五条 建設大臣は、申請により、規格化された型式の住宅の部分又は住宅で建設大臣が定めるもの(以下この節において「型式住宅部分等」という。)の製造又は新築(以下この節において単に「製造」という。)をする者について、当該型式住宅部分等の製造者としての認証を行う。

2 前項の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認証をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格事項)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認証を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認証の基準)

第二十七条 建設大臣は、第二十五条第一項の申

請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認証をしなければならない。

一 申請に係る型式住宅部分等の型式が住宅型式性能認定を受けたものであること。

二 申請に係る型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が建設大臣が定める技術的基準に適合していると認められること。

(認証の更新)

第二十八条 第二十五条第一項の認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十五条第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(承継)

第二十九条 第二十五条第一項の認証を受けた者(以下「認証型式住宅部分等製造者」という。)が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第二十六条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(変更の届出)

第三十条 認証型式住宅部分等製造者は、第二十五条第二項の建設省令で定める事項に変更、建設省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第三十一条 認証型式住宅部分等製造者は、当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第二十五条第一項の認証は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(型式適合義務等)

第三十二条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をするときは、当該型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合その他の建設省令で定める場合は、この限りでない。

2 認証型式住宅部分等製造者は、建設省令で定めるところにより、製造をする当該認証に係る型式住宅部分等について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(特別な標準等)

第三十三条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をしたときは、これに当該型式住宅部分等が認証型式住宅部分等製造者が製造した型式住宅部分等であることを示す建設省令で定める方式による特別な標準を付することができる。

2 何人も、前項の場合を除くほか、住宅の部分又は住宅に、同項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

(認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例)

第三十四条 認証型式住宅部分等製造者が製造を

するその認証に係る型式住宅部分等(以下この節において「認証型式住宅部分等」という。)は、設計された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

2 住宅の部分である認証型式住宅部分等前条第一項の標準を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が建設省令で定めるところにより建築士である工事監理者(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。)によつて設計図書(同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。)のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(報告、検査等)

第三十五条 建設大臣は、第二十五条第一項、第二十六条から第三十条まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第二項並びに次条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、認証型式住宅部分等製造者に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認証型式住宅部分等製造者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、認証型式住宅部分等の製造設備若しくは検査設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認証の取消し)

第三十六条 建設大臣は、認証型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 第二十六条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 当該認証に係る住宅型式性能認定が取り消

ば、指定をしてはならない。

一 職員（次条第一項の認定員を含む。第三号

において同じ。）、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第九条第四号の建設省令で定める構成員又は職員が、法人以外の人にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(認定員)

第四十四条 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行うときは、建設省令で定める方法に従い、認定員に認定等を実施させなければならない。

2 認定員は、建築技術に関して優れた識見を有する者として建設省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定住宅型式性能認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、認定員が、第四十一条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したとき、認定等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅型式性能認定機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、指定住宅型式性能認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(建設大臣への報告等)

第四十五条 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行ったときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

2 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が行った認定等を取り消したときは、当該認定等を行った指定住宅型式性能認定機関にその旨を通知するものとする。

(認定等の業務の休止等)

第四十六条 指定住宅型式性能認定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣が前項の規定により認定等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十七条 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十一条第三項において準用する第十条第二項、第十四条若しくは第十七条、第四十条第一項から第三項まで、第四十五条第一項、前条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第四十一条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第一項の規定により第二十二條第三項又は第二十五条第三項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定に

よる公示を行わせることとされている場合において、当該公示をしなかったとき。

四 第四十一条第三項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条又は第四十四条第四項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 認定等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第二十一条第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による認定等の業務の停止について準用する。

(建設大臣による認定等の実施)

第四十八条 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十九条第二項の規定にかかわらず、当該指定住宅型式性能認定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となった認定等の業務のうち他の指定住宅型式性能認定機関によつて行われないものを自ら行うものとする。

一 第四十六条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により認定等の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

2 建設大臣は、前項の規定により認定等の業務を行い、又は同項の規定により行っている認定等の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により認定等の業務を行うこととし、第四十六条第一項の規定により認定等の業務の廃止を許可し、又は前条第

一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(審査請求)

第四十九条 この法律の規定による指定住宅型式性能認定機関の行う処分又はその不作為(行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二条第二項に規定する不作為をいう。)については、建設大臣に対し、同法による審査請求をすることができ。

(承認)

第五十条 第三十九条第三項の規定による承認は、認定等の業務を行うとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第十条第一項、第十一条、第四十二条及び第四十三条の規定は前項の承認に、第十条第二項及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条から第二十條まで、第四十四条並びに第四十五条の規定は承認住宅型式性能認定機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認住宅型式性能認定機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条第一項並びに第二十條第一項及び第二項中「評価」とあるのは「認定等」と、第十一條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第五十條第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第二項、第四十二条及び第四十三条」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「認定等業務規程」と、同条第三項及び第四十四條第四項中「命ずる」とあるのは「請求」と、第十八條中「命令」とあるのは「第五十條第一項」と、第四十四條第四項中「第四十一条第三項」とあるのは「第五十條第二項」と読み替へるものとする。

(承認の取消し等)

第五十一条 第三十九条第三項の規定による承認は、認定等の業務を行うとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

第五十一条 建設大臣は、承認住宅型式性能認定機関が前条第二項において準用する第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その承認を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、承認住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項、第四十四条第一項から第三項まで若しくは第四十五条第一項又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第三項の規定により第二十二条第三項又は第三十七條第二項において準用する第二十五条第三項の規定による公示を行わせることとされている場合において、当該公示をしなかったとき。

四 前条第二項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第四十四条第四項の規定による請求に応じなかったとき。

五 前条第二項において準用する第四十三条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により承認を受けたとき。

八 建設大臣が、承認住宅型式性能認定機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

九 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十一 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける承認住宅型式性能認定機関の負担とする。

第五章 特別評価方法認定

第一節 特別評価方法認定

（特別評価方法認定）

第五十二条 建設大臣は、申請により、特別評価方法認定（日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能に関し、評価方法基準に従つた方法に代えて、特別の建築材料若しくは構造方法に依つて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法を認定することをいう。以下同じ。）をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 建設大臣は、特別評価方法認定をし、又は特別評価方法認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（審査のための試験）

第五十三条 建設大臣は、特別評価方法認定のための審査に当たつては、審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下単に「試験」という。）に基づきこれを行うものとする。

2 建設大臣は、第五十五条から第五十七条までの規定の定めるところにより指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験の全部又は一部を行わせることができる。

3 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定試験機関が行う試験を行わないものとする。

4 建設大臣が第二項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る特別評価方法認定の申請をしようとする者は、第六項の規定により申請する場合を除き、指定試験機関が作成した当該申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書（以下この条において単に「証明書」という。）を前条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、建設大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行うものとする。

5 建設大臣は、第六十条の規定の定めるところにより承認する者（以下「承認試験機関」という。）に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

6 外国において事業を行う者は、承認試験機関が作成した証明書を前条第二項の申請書に添えて特別評価方法認定を申請することができる。この場合において、建設大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行うものとする。

（手数料）

第五十四条 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

2 指定試験機関又は承認試験機関（以下この条において「指定試験機関等」という。）が行う試験の申請をしようとする者は、建設省令で定める

とにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、指定試験機関等の収入とする。

第二節 指定試験機関等

（指定）

第五十五条 第五十三条第二項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、同項の試験を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

2 第十条第一項及び第十一条の規定は前項の指定に、第十条第二項及び第十三条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第四十六条並びに第四十八条の規定は指定試験機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請に、第四十九条の規定は指定試験機関の行う試験について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは、「指定試験機関」と、「並びに評価」とあるのは、「試験」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに試験の業務の開始の日」と、同条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価」とあるのは「試験」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第五十五条第一項、同条第二項において準用する第四十一条第二項、第五十六条及び第五十七条」と、第十三条第一項中「評価員」とあるのは「試験員」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十八条中「認定等」とあるのは「試験」と、同条第一項中「第三十九条第二項」とあるのは「第五十三条第三項」と、同項及び同条第三項中「第四十六条第一項」とあるのは「第五十五条第二項において準用する第四十六条第一項」と、同条第一項中「前条第二

とにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、指定試験機関等の収入とする。

第二節 指定試験機関等

（指定）

第五十五条 第五十三条第二項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、同項の試験を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

2 第十条第一項及び第十一条の規定は前項の指定に、第十条第二項及び第十三条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第四十六条並びに第四十八条の規定は指定試験機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請に、第四十九条の規定は指定試験機関の行う試験について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは、「指定試験機関」と、「並びに評価」とあるのは、「試験」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに試験の業務の開始の日」と、同条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価」とあるのは「試験」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第五十五条第一項、同条第二項において準用する第四十一条第二項、第五十六条及び第五十七条」と、第十三条第一項中「評価員」とあるのは「試験員」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十八条中「認定等」とあるのは「試験」と、同条第一項中「第三十九条第二項」とあるのは「第五十三条第三項」と、同項及び同条第三項中「第四十六条第一項」とあるのは「第五十五条第二項において準用する第四十六条第一項」と、同条第一項中「前条第二

項とあるのは「第五十九条第二項」と、同条第三項中「前条第一項」とあるのは「第五十九条第一項」と、第四十九条中「処分」とあるのは「処分（試験の結果を除く）」と読み替えるものとす。

（欠格条件）

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 第八十一条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第五十九条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第六十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第五十七条 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員（次条第一項の試験員を含む。第三号において同じ。）、設備、試験の業務の実施の方法その他の事項についての試験の業務の実施に関する計画が、試験の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第九十四条の建設省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 試験の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、試験の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（試験員）

第五十八条 指定試験機関は、試験を行うときは、建設省令で定める方法に従ひ、試験員に試験を実施させなければならない。

2 試験員は、高度で新しい建築技術に関して優れた識見を有する者として建設省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、試験員が、第五十五条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規程に違反したとき、試験の業務に関する著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定試験機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、指定試験機関に対し、その試験員を解任すべきことを命ずることができ。

（指定の取消し等）

第五十九条 建設大臣は、指定試験機関が第五十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十五条第二項において準用する第十四条第二項、第十四条第三項若しくは第四十六条第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 第六十五條第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

三 第五十五条第二項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条又は前条第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七條各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

（承認）

第六十条 第五十三条第五項の規定による承認は、試験を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請により行う。

3 第二十一条第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による試験の業務の停止について準用する。

2 第十条第一項、第十一条、第五十六条及び第五十七条の規定は前項の承認に、第十条第二項及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第五十一条第四項並びに第五十八条の規定は承認試験機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認試験機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価」とあるのは「試験」と、第十一條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第六十条第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第二項、第五十六條及び第五十七條」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、同条第三項及び第五十八條第四項中「命令」とあるのは「請求」と、第十八條中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第六十条第一項」と、第五十一条第四項中「前条第二項」とあり、及び第五十八條第四項中「第五十五條第二項」とあるのは「第六十条第二項」と読み替えるものとする。

（承認の取消し等）

第六十一条 建設大臣は、承認試験機関が前条第二項において準用する第五十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その承認を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、承認試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十條第一項若しくは第五十八條第一項から第三項まで又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験の業務を行ったとき。

三 前条第二項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第五十八條第四項の規定による請求に応じなかったとき。

四 前条第二項において準用する第五十七條各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 試験の業務に関する著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあつてはその役員が、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により承認を受けたとき。

七 建設大臣が、承認試験機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

八 前条第二項において準用する第十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 前条第二項において準用する第十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十 前条第二項において準用する第五十一条第四項の規定による費用の負担をしないとき。

三 第五十一条第三項の規定は、前二項の規定に

よる承認の取消しについて準用する。

第六章 住宅に係る紛争の処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関

(指定住宅紛争処理機関の指定等)

第六十二条 建設大臣は、弁護士会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下この章において「紛争処理の業務」という。)を公正かつ適確に行うことができると認められるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定を受けた者(以下「指定住宅紛争処理機関」という。)の名称及び住所並びに紛争処理の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十條第二項及び第三項並びに第二十條の規定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十條第二項並びに第二十條第一項及び第二項中「評価」とあるのは、「紛争処理」と読み替へるものとする。

4 指定住宅紛争処理機関は、建設省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(業務)

第六十三条 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅(以下この章において「評価住宅」という。)の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁(以下この章において「住宅紛争処理」という。)の業務を行うものとする。

2 前項の申請の手続は、建設省令で定める。(紛争処理委員)

第六十四条 指定住宅紛争処理機関は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、建設省令で定め

る数以上の紛争処理委員を選任しなければならない。

2 指定住宅紛争処理機関は、住宅紛争処理を行うときは、前項の規定により選任した紛争処理委員のうちから、事件ごとに、指定住宅紛争処理機関の長が指名する者に住宅紛争処理を実施させなければならない。この場合において、指定住宅紛争処理機関の長は、当該事件に關し当事者と利害關係を有することその他住宅紛争処理の公正を妨げるべき事情がある紛争処理委員については、当該事件の紛争処理委員に指名してはならない。

3 前項の規定により指名される紛争処理委員のうち少なくとも一人は、弁護士でなければならない。

(秘密保持義務等)

第六十五条 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、紛争処理の業務に關し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員で紛争処理の業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(紛争処理の業務の義務)

第六十六条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、紛争処理の業務を行わなければならない。

(説明又は資料提出の請求)

第六十七条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務の実施に必要な限度において、指定住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、認証外国型式住宅部分等製造者、指定住宅型式性能認定機関、承認住宅型式性能認定機関、指定試験機関又は承認試験機関(次項において「指定住宅性能評価機関等」という。)に対して、第七十八條第一項の規定による指定を受けた者を経

由して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 指定住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(住宅紛争処理の手続の非公開)

第六十八条 指定住宅紛争処理機関が行う住宅紛争処理の手続は、公開しない。ただし、指定住宅紛争処理機関は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(申請手数料)

第六十九条 住宅紛争処理の申請をする者は、建設省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において建設省令で定める額の申請手数料を指定住宅紛争処理機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定住宅紛争処理機関に納められた申請手数料は、指定住宅紛争処理機関の収入とする。

(技術的基準)

第七十条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決に資するため、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準を定めることができる。

(指定住宅紛争処理機関の指定の申請の命令)

第七十一条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関の指定の申請がなく、又は指定を受けた指定住宅紛争処理機関のみでは紛争処理の業務が適當かつ十分に行われないと認めるときは、第七十八條第一項の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十二条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

2 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第七十三条 指定住宅紛争処理機関は、建設省令で定めるところにより、紛争処理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(報告徴収)

第七十四条 建設大臣は、紛争処理の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、紛争処理の業務に關し必要な報告を求めることができる。

(業務改善命令)

第七十五条 建設大臣は、紛争処理の業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第七十六条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十二条第三項において準用する第十條第二項若しくは第二十條第一項、第六十二条第四項、第六十四条、第六十六条、第六十八條、第七十二条又は第七十三条の規定に違反したとき。

二 第七十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条又はこの項の規定による命令に違反したとき。

四 紛争処理の業務を公正かつ適確に行うことができないと認めるとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

2 建設大臣は、前項の規定により指定を取り消

し、又は紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設省令への委任)

第七十七条 この法律に規定するもののほか、住宅紛争処理の手続及びこれに要する費用に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第二節 住宅紛争処理支援センター

(住宅紛争処理支援センター)

第七十八条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として民法第三十四條の規定により設立された財団法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下この節において「支援等の業務」という。)に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、住宅紛争処理支援センター(以下「センター」という。)として指定することが出来る。

一 職員、支援等の業務の実施の方法その他の事項についての支援等の業務の実施に關する計画が、支援等の業務の適確な実施のために適切なるものであること。

二 前号の支援等の業務の実施に關する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援等の業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

建設大臣は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたとき

は、センターの名称及び住所並びに支援等の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十條第二項及び第三項、第十五條、第十七條から第十九條まで、第四十六條並びに第六十五條の規定は、センターについて準用する。この場合において、第十條第二項、第十五條第一項及び第三項、第十七條、第十八條並びに第十九條第一項中「評価の」とあり、第四十六條第一項及び第二項中「認定等の」とあり、並びに第六十五條中「紛争処理の」とあるのは「支援等の」と、第十五條中「評価業務規程」とあるのは「支援業務規程」と、第六十五條中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と読み替へるものとする。

第七十九條 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定住宅紛争処理機関に対して紛争処理の業務の実施に要する費用を助成すること。

二 住宅紛争処理に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを指定住宅紛争処理機関に対し提供すること。

三 住宅紛争処理に關する調査及び研究を行うこと。

四 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員又はその職員に対する研修を行うこと。

五 指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務について、連絡調整を図ること。

六 評価住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に關する相談、助言及び苦情の処理を行うこと。

七 評価住宅以外の住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に關する相談、助言及び苦情の処理を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るために必要な業務を行うこと。

2 前項第一号に規定する費用の助成に關する手続、基準その他必要な事項は、建設省令で定める。

(役員の選任及び解任)

第八十條 センターの支援等の業務に従事する役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 建設大臣は、センターの支援等の業務に従事する役員が、第七十八條第三項において準用する第十五條第一項の認可を受けた支援業務規程に違反したとき、支援等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任によりセンターが第七十八條第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第八十一條 センターは、毎事業年度、支援等の業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度に於ては、その指定を受けた後遅滞なく、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、支援等の業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(負担金の徴収)

第八十二條 センターは、第七十九條第一項第一号から第六号までの業務(以下この節において「評価住宅関係業務」という。)の実施に必要な経費に充てるため、指定住宅性能評価機関から負担金を徴収することができる。

2 センターは、毎事業年度、前項の負担金の額及び徴収方法について、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 センターは、前項の認可を受けたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その認可を受けた

事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 指定住宅性能評価機関は、前項の通知に従い、センターに対し、負担金を納付しなければならない。

(区分経理)

第八十三條 センターは、建設省令で定めるところにより、評価住宅関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(指定の取消し等)

第八十四條 建設大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて支援等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十八條第三項において準用する第十條第二項、第十七條若しくは第四十六條第一項、第八十一條又は前條の規定に違反したとき。

二 第七十八條第三項において準用する第十五條第一項の認可を受けた支援業務規程によらないで支援等の業務を行ったとき。

三 第七十八條第三項において準用する第十五條第三項若しくは第十八條、第七十一條又は第八十條第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二條第二項の認可を受けず、又は認可を受けた事項に違反して負担金を徴収したとき。

五 第七十八條第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 センター又はその役員が、支援等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

2 建設大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は支援等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)
第八十五条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、建設大臣がその取消し後に新たにセンターを指定したときは、取消しに係るセンターの評価住宅関係業務に係る財産は、新たに指定を受けたセンターに帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における評価住宅関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。
(センターへの情報提供等)
第八十六条 建設大臣は、センターに対し、支援等の業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第七章 瑕疵担保責任の特例
(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)
第八十七条 住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文者に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)について、民法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なもの、無効とする。

3 第一項の場合における民法第六百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第八十七条第一項」とする。
(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)
第八十八条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に

引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時)から十年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第一項及び第二項前段中「注文者」とあるのは「買主」と、同条第一項中「請負人」とあるのは「売主」とする。

2 前項の規定に反する特約で買主に不利なものは、無効とする。
3 第一項の場合における民法第五百六十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律第八十八条第一項」と、「又ハ」とあるのは「瑕疵修補又ハ」とする。
(一時使用目的の住宅の適用除外)
第八十九条 前二条の規定は、一時使用のため建設されたことが明らかでない住宅については、適用しない。

(瑕疵担保責任の期間の延長等の特例)
第九十条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、請負人が第八十七条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間又は売主が第八十八条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き渡した時から二十年以内とすることができる。

第八章 雑則
(国及び地方公共団体の措置)
第九十一条 国及び地方公共団体は、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
(経過措置)
第九十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第九章 罰則

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者
二 第五条第三項の規定に違反した者
第九十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項(第四十一条第三項又は第五十五条第二項において準用する場合を含む)又は第六十五条第一項(第七十八条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者
二 第二十一条第二項、第四十七条第二項、第五十九条第二項又は第八十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
第九十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者
二 第三十三条第二項の規定に違反した者
第九十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項(第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
二 第十七条第二項(第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反した者
三 第十九条第一項(第四十一条第三項、第五

十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第十九条第一項又は第三十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
五 第十九条第一項又は第三十五条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
六 第二十条第一項の規定による届出をしない、で業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者
七 第四十六条第一項(第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む)の規定による許可を受けずに業務の全部を廃止した者
第九十七条 法人指定住宅型式性能認定機関及び指定試験機関を除く。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第九十三条から前条までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第九十八条 第三十条又は第三十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第四条の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

2 第七章の規定は、この法律の施行前に締結された住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約

については、適用しない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第三章第二節、第四章第二節及び第五章第二節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建設省設置法の一部改正)

第四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

平成十一年四月二十八日印刷

平成十一年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局